

頁	現行	頁	修正案	理由																													
4	<p>第1編 総則</p> <p>第2節 防災機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> <th>災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿農政局 (神戸地域センター)</td> <td>1 農地農業用施設等の災害防止事業の指導・助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域(直轄)の整備</td> <td>1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん</td> <td>1 各種現地調査団の派遣 2 農地、農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興	近畿農政局 (神戸地域センター)	1 農地農業用施設等の災害防止事業の指導・助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域(直轄)の整備	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん	1 各種現地調査団の派遣 2 農地、農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成		4	<p>第1編 総則</p> <p>第2節 防災機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> <th>災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿農政局 (兵庫支局)</td> <td>1 農地農業用施設等の災害防止事業の指導・助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域(直轄)の整備</td> <td>1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん</td> <td>1 各種現地調査団の派遣 2 農地、農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興	近畿農政局 (兵庫支局)	1 農地農業用施設等の災害防止事業の指導・助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域(直轄)の整備	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん	1 各種現地調査団の派遣 2 農地、農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成		<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>									
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興																													
近畿農政局 (神戸地域センター)	1 農地農業用施設等の災害防止事業の指導・助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域(直轄)の整備	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん	1 各種現地調査団の派遣 2 農地、農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成																														
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興																													
近畿農政局 (兵庫支局)	1 農地農業用施設等の災害防止事業の指導・助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域(直轄)の整備	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん	1 各種現地調査団の派遣 2 農地、農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成																														
6	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> <th>災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第五管区 海上保安本部 第八管区 海上保安本部 (舞鶴海上保安部) ※以下海上保安本部とする。</td> <td>1 海上災害に関する防災教育・訓練及び海上防災思想の普及・啓蒙 2 災害応急資機材の整備・保管及び排出油防除協議会の指導・育成 3 大型タンカー及び大型タンカーバースの安全防災対策指導 4 危険物積載船舶等に対する安全対策指導</td> <td>1 海上災害に関する警報等の伝達・警戒 2 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 3 事故情報の提供 4 海上における人命救助 5 海上における消火活動 6 避難者、救援物資等の緊急輸送 7 係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査 8 海上における流出油等事故に関する防除措置 9 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 10 危険物積載船舶等に対する荷役の中止及び移動の命令 11 海上治安の維持</td> <td>1 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止 2 海上交通安全の確保 (1)必要に応じて船舶交通の整理、指導 (2)工事関係者に対する事故防止に必要な指導</td> <td>1 海洋環境の汚染防止 2 海上交通安全の確保</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興	第五管区 海上保安本部 第八管区 海上保安本部 (舞鶴海上保安部) ※以下海上保安本部とする。	1 海上災害に関する防災教育・訓練及び海上防災思想の普及・啓蒙 2 災害応急資機材の整備・保管及び排出油防除協議会の指導・育成 3 大型タンカー及び大型タンカーバースの安全防災対策指導 4 危険物積載船舶等に対する安全対策指導	1 海上災害に関する警報等の伝達・警戒 2 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 3 事故情報の提供 4 海上における人命救助 5 海上における消火活動 6 避難者、救援物資等の緊急輸送 7 係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査 8 海上における流出油等事故に関する防除措置 9 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 10 危険物積載船舶等に対する荷役の中止及び移動の命令 11 海上治安の維持	1 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止 2 海上交通安全の確保 (1)必要に応じて船舶交通の整理、指導 (2)工事関係者に対する事故防止に必要な指導	1 海洋環境の汚染防止 2 海上交通安全の確保	6	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> <th>災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪航空局 (大阪空港事務所)</td> <td></td> <td>1 災害時における航空機による輸送の安全の確保 2 遭難航空機の捜索及び救助</td> <td>航空保安施設の復旧</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大阪管区気象台 (神戸地方気象台)</td> <td></td> <td>気象・地象・水象に関する観測、予報、警報等(地象のうち地震にあっては発生した断層運動による地震動に限る)及び情報の発表並びに伝達</td> <td>被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供</td> <td>被災地域における災害復興を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供</td> </tr> <tr> <td>第五管区 海上保安本部 第八管区 海上保安本部 (舞鶴海上保安部) ※以下海上保安本部とする。</td> <td>1 海上災害に関する防災教育・訓練及び海上防災思想の普及・啓蒙 2 災害応急資機材の整備・保管及び排出油防除協議会の指導・育成 3 大型タンカー及び大型タンカーバースの安全防災対策指導 4 危険物積載船舶等に対する安全対策指導</td> <td>1 海上災害に関する警報等の伝達・警戒 2 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 3 事故情報の提供 4 海上における人命救助 5 海上における消火活動 6 避難者、救援物資等の緊急輸送 7 係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査 8 海上における流出油等事故に関する防除措置 9 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 10 危険物積載船舶等に対する荷役の中止及び移動の命令 11 海上治安の維持 12 海上における特異事象の調査</td> <td>1 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止 2 海上交通安全の確保 (1)必要に応じて船舶交通の整理、指導 (2)工事関係者に対する事故防止に必要な指導</td> <td>1 海洋環境の汚染防止 2 海上交通安全の確保</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興	大阪航空局 (大阪空港事務所)		1 災害時における航空機による輸送の安全の確保 2 遭難航空機の捜索及び救助	航空保安施設の復旧		大阪管区気象台 (神戸地方気象台)		気象・地象・水象に関する観測、予報、警報等(地象のうち地震にあっては発生した断層運動による地震動に限る)及び情報の発表並びに伝達	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供	被災地域における災害復興を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供	第五管区 海上保安本部 第八管区 海上保安本部 (舞鶴海上保安部) ※以下海上保安本部とする。	1 海上災害に関する防災教育・訓練及び海上防災思想の普及・啓蒙 2 災害応急資機材の整備・保管及び排出油防除協議会の指導・育成 3 大型タンカー及び大型タンカーバースの安全防災対策指導 4 危険物積載船舶等に対する安全対策指導	1 海上災害に関する警報等の伝達・警戒 2 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 3 事故情報の提供 4 海上における人命救助 5 海上における消火活動 6 避難者、救援物資等の緊急輸送 7 係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査 8 海上における流出油等事故に関する防除措置 9 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 10 危険物積載船舶等に対する荷役の中止及び移動の命令 11 海上治安の維持 12 海上における特異事象の調査	1 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止 2 海上交通安全の確保 (1)必要に応じて船舶交通の整理、指導 (2)工事関係者に対する事故防止に必要な指導	1 海洋環境の汚染防止 2 海上交通安全の確保
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興																													
第五管区 海上保安本部 第八管区 海上保安本部 (舞鶴海上保安部) ※以下海上保安本部とする。	1 海上災害に関する防災教育・訓練及び海上防災思想の普及・啓蒙 2 災害応急資機材の整備・保管及び排出油防除協議会の指導・育成 3 大型タンカー及び大型タンカーバースの安全防災対策指導 4 危険物積載船舶等に対する安全対策指導	1 海上災害に関する警報等の伝達・警戒 2 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 3 事故情報の提供 4 海上における人命救助 5 海上における消火活動 6 避難者、救援物資等の緊急輸送 7 係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査 8 海上における流出油等事故に関する防除措置 9 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 10 危険物積載船舶等に対する荷役の中止及び移動の命令 11 海上治安の維持	1 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止 2 海上交通安全の確保 (1)必要に応じて船舶交通の整理、指導 (2)工事関係者に対する事故防止に必要な指導	1 海洋環境の汚染防止 2 海上交通安全の確保																													
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興																													
大阪航空局 (大阪空港事務所)		1 災害時における航空機による輸送の安全の確保 2 遭難航空機の捜索及び救助	航空保安施設の復旧																														
大阪管区気象台 (神戸地方気象台)		気象・地象・水象に関する観測、予報、警報等(地象のうち地震にあっては発生した断層運動による地震動に限る)及び情報の発表並びに伝達	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供	被災地域における災害復興を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供																													
第五管区 海上保安本部 第八管区 海上保安本部 (舞鶴海上保安部) ※以下海上保安本部とする。	1 海上災害に関する防災教育・訓練及び海上防災思想の普及・啓蒙 2 災害応急資機材の整備・保管及び排出油防除協議会の指導・育成 3 大型タンカー及び大型タンカーバースの安全防災対策指導 4 危険物積載船舶等に対する安全対策指導	1 海上災害に関する警報等の伝達・警戒 2 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 3 事故情報の提供 4 海上における人命救助 5 海上における消火活動 6 避難者、救援物資等の緊急輸送 7 係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査 8 海上における流出油等事故に関する防除措置 9 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 10 危険物積載船舶等に対する荷役の中止及び移動の命令 11 海上治安の維持 12 海上における特異事象の調査	1 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止 2 海上交通安全の確保 (1)必要に応じて船舶交通の整理、指導 (2)工事関係者に対する事故防止に必要な指導	1 海洋環境の汚染防止 2 海上交通安全の確保																													
	第2～第4 (略)		第2～第4 (略)																														

地震災害対策計画

頁	現行	頁	修正案	理由																																																		
9	<p><b>第5 指定公共機関</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災 害 復 旧</th> <th>災 害 復 興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関西電力株式会社 <small>(神戸支店 姫路支店)</small></td> <td>電力供給施設の整備と防災管理</td> <td>電力供給施設の応急対策の実施</td> <td>被災電力供給施設の復旧</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク株式会社</td> <td>電気通信設備の整備と防災管理</td> <td>電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施</td> <td>被災電気通信設備の災害復旧</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第6 指定地方公共機関</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災 害 復 旧</th> <th>災 害 復 興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄道等輸送機関 山陽電気鉄道株式会社 阪神電気鉄道株式会社 神戸電気鉄道株式会社 神戸臨海鉄道株式会社 神戸新交通株式会社 北神急行電鉄株式会社 能勢電気株式会社 北条鉄道株式会社 北近畿タンゴ鉄道株式会社 豊前電気株式会社 一般電気五人神戸 すまいまちづくり公社 六甲山麓株式会社</td> <td>鉄道施設等の整備と防災管理</td> <td>1 災害時における緊急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急対策の実施</td> <td>被災鉄道施設等の復旧</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興	関西電力株式会社 <small>(神戸支店 姫路支店)</small>	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧		ソフトバンク株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧		機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興	鉄道等輸送機関 山陽電気鉄道株式会社 阪神電気鉄道株式会社 神戸電気鉄道株式会社 神戸臨海鉄道株式会社 神戸新交通株式会社 北神急行電鉄株式会社 能勢電気株式会社 北条鉄道株式会社 北近畿タンゴ鉄道株式会社 豊前電気株式会社 一般電気五人神戸 すまいまちづくり公社 六甲山麓株式会社	鉄道施設等の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急対策の実施	被災鉄道施設等の復旧		9	<p><b>第5 指定公共機関</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災 害 復 旧</th> <th>災 害 復 興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関西電力株式会社 <small>(神戸支店 姫路支店)</small></td> <td>電力供給施設の整備と防災管理</td> <td>電力供給施設の応急対策の実施</td> <td>被災電力供給施設の復旧</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク株式会社</td> <td>電気通信設備の整備と防災管理</td> <td>電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施</td> <td>被災電気通信設備の災害復旧</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第6 指定地方公共機関</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災 害 復 旧</th> <th>災 害 復 興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄道等輸送機関 山陽電気鉄道株式会社 阪神電気鉄道株式会社 神戸電気鉄道株式会社 神戸臨海鉄道株式会社 神戸新交通株式会社 北神急行電鉄株式会社 能勢電気株式会社 北条鉄道株式会社 北近畿タンゴ鉄道株式会社 山陽電気株式会社 豊前電気株式会社 一般電気五人神戸 すまいまちづくり公社 六甲山麓株式会社</td> <td>鉄道施設等の整備と防災管理</td> <td>1 災害時における緊急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急対策の実施</td> <td>被災鉄道施設等の復旧</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興	関西電力株式会社 <small>(神戸支店 姫路支店)</small>	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧		ソフトバンク株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧		機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興	鉄道等輸送機関 山陽電気鉄道株式会社 阪神電気鉄道株式会社 神戸電気鉄道株式会社 神戸臨海鉄道株式会社 神戸新交通株式会社 北神急行電鉄株式会社 能勢電気株式会社 北条鉄道株式会社 北近畿タンゴ鉄道株式会社 山陽電気株式会社 豊前電気株式会社 一般電気五人神戸 すまいまちづくり公社 六甲山麓株式会社	鉄道施設等の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急対策の実施	被災鉄道施設等の復旧		関係機関からの意見に基づく修正
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興																																																		
関西電力株式会社 <small>(神戸支店 姫路支店)</small>	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧																																																			
ソフトバンク株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧																																																			
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興																																																		
鉄道等輸送機関 山陽電気鉄道株式会社 阪神電気鉄道株式会社 神戸電気鉄道株式会社 神戸臨海鉄道株式会社 神戸新交通株式会社 北神急行電鉄株式会社 能勢電気株式会社 北条鉄道株式会社 北近畿タンゴ鉄道株式会社 豊前電気株式会社 一般電気五人神戸 すまいまちづくり公社 六甲山麓株式会社	鉄道施設等の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急対策の実施	被災鉄道施設等の復旧																																																			
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興																																																		
関西電力株式会社 <small>(神戸支店 姫路支店)</small>	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧																																																			
ソフトバンク株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧																																																			
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興																																																		
鉄道等輸送機関 山陽電気鉄道株式会社 阪神電気鉄道株式会社 神戸電気鉄道株式会社 神戸臨海鉄道株式会社 神戸新交通株式会社 北神急行電鉄株式会社 能勢電気株式会社 北条鉄道株式会社 北近畿タンゴ鉄道株式会社 山陽電気株式会社 豊前電気株式会社 一般電気五人神戸 すまいまちづくり公社 六甲山麓株式会社	鉄道施設等の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急対策の実施	被災鉄道施設等の復旧																																																			

頁	現行	頁	修正案	理由
15	<p>第1編 総則</p> <p>第4節 既往地震の概要</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 兵庫県内での地震災害の発生状況</p> <p>(第1図) 第1表に示された地震の震央</p> <p>(図の差し替え) (略)</p>	15	<p>第1編 総則</p> <p>第4節 既往地震の概要</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 兵庫県内での地震災害の発生状況</p> <p>(第1図) 第1表に示された地震の震央</p> <p>(図の差し替え) (略)</p>	<p>現状に合わせた修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由																																																						
28	<p>第1編 総則 第5節 地震災害の危険性と被害の特徴 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 (略)</p> <p>2 内陸部地震 (1) (略) (2) 兵庫県内に被害を及ぼす可能性のある主要な活断層 ①～② (略) ③ 六甲・淡路島断層帯 (参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価</p> <table border="1" data-bbox="192 762 969 1082"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 間</th> <th rowspan="2">将来の活動時の 地震規模 (M)</th> <th colspan="3">地 震 発 生 確 率</th> <th rowspan="2">平均活動間隔(上段) 最新活動時期(下段)</th> </tr> <tr> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>100年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主部 (六甲地帯-淡路断層帯区間)</td> <td>7.9程度</td> <td>ほぼ0%～0.9% やや高い</td> <td>ほぼ0%～2%</td> <td>ほぼ0%～5%</td> <td>900年～2800年程度 16世紀</td> </tr> <tr> <td>主部 (淡路島西岸区間)</td> <td>7.1程度</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>1800年～2500年程度 1995年兵庫県南部地震</td> </tr> <tr> <td>先山断層帯</td> <td>6.6程度</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>5000年～10000年程度 11世紀～17世紀初頭</td> </tr> </tbody> </table> <p>(評価時点は全て平成 27 年 1 月 1 日現在)</p> <p>④～⑤ (略) (3)～(4) (略)</p>	区 間	将来の活動時の 地震規模 (M)	地 震 発 生 確 率			平均活動間隔(上段) 最新活動時期(下段)	30年以内	50年以内	100年以内	主部 (六甲地帯-淡路断層帯区間)	7.9程度	ほぼ0%～0.9% やや高い	ほぼ0%～2%	ほぼ0%～5%	900年～2800年程度 16世紀	主部 (淡路島西岸区間)	7.1程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	1800年～2500年程度 1995年兵庫県南部地震	先山断層帯	6.6程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	5000年～10000年程度 11世紀～17世紀初頭	28	<p>第1編 総則 第5節 地震災害の危険性と被害の特徴 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 (略)</p> <p>2 内陸部地震 (1) (略) (2) 兵庫県内に被害を及ぼす可能性のある主要な活断層 ①～② (略) ③ 六甲・淡路島断層帯 (参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価</p> <table border="1" data-bbox="1131 762 1908 1082"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 間</th> <th rowspan="2">将来の活動時の 地震規模 (M)</th> <th colspan="3">地 震 発 生 確 率</th> <th rowspan="2">平均活動間隔(上段) 最新活動時期(下段)</th> </tr> <tr> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>100年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主部 (六甲地帯-淡路断層帯区間)</td> <td>7.9程度</td> <td>ほぼ0%～1% やや高い</td> <td>ほぼ0%～2%</td> <td>ほぼ0%～5%</td> <td>900年～2800年程度 16世紀</td> </tr> <tr> <td>主部 (淡路島西岸区間)</td> <td>7.1程度</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>1800年～2500年程度 1995年兵庫県南部地震</td> </tr> <tr> <td>先山断層帯</td> <td>6.6程度</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>5000年～10000年程度 11世紀～17世紀初頭</td> </tr> </tbody> </table> <p>(評価時点は全て平成 28 年 1 月 1 日現在)</p> <p>④～⑤ (略) (3)～(4) (略)</p>	区 間	将来の活動時の 地震規模 (M)	地 震 発 生 確 率			平均活動間隔(上段) 最新活動時期(下段)	30年以内	50年以内	100年以内	主部 (六甲地帯-淡路断層帯区間)	7.9程度	ほぼ0%～1% やや高い	ほぼ0%～2%	ほぼ0%～5%	900年～2800年程度 16世紀	主部 (淡路島西岸区間)	7.1程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	1800年～2500年程度 1995年兵庫県南部地震	先山断層帯	6.6程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	5000年～10000年程度 11世紀～17世紀初頭	<p>現状に合わせた修正</p>
区 間	将来の活動時の 地震規模 (M)			地 震 発 生 確 率				平均活動間隔(上段) 最新活動時期(下段)																																																		
		30年以内	50年以内	100年以内																																																						
主部 (六甲地帯-淡路断層帯区間)	7.9程度	ほぼ0%～0.9% やや高い	ほぼ0%～2%	ほぼ0%～5%	900年～2800年程度 16世紀																																																					
主部 (淡路島西岸区間)	7.1程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	1800年～2500年程度 1995年兵庫県南部地震																																																					
先山断層帯	6.6程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	5000年～10000年程度 11世紀～17世紀初頭																																																					
区 間	将来の活動時の 地震規模 (M)	地 震 発 生 確 率			平均活動間隔(上段) 最新活動時期(下段)																																																					
		30年以内	50年以内	100年以内																																																						
主部 (六甲地帯-淡路断層帯区間)	7.9程度	ほぼ0%～1% やや高い	ほぼ0%～2%	ほぼ0%～5%	900年～2800年程度 16世紀																																																					
主部 (淡路島西岸区間)	7.1程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	1800年～2500年程度 1995年兵庫県南部地震																																																					
先山断層帯	6.6程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	5000年～10000年程度 11世紀～17世紀初頭																																																					

頁	現行	頁	修正案	理由																																		
36	<p><b>3 津波を伴う地震</b></p> <p>(1) 被害発生危険性</p> <p>(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価 (海溝型地震の今後 10, 30, 50 年以内の地震発生確率： 算定基準日平成 <u>27</u>年(2015年)1月1日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">領域または地震名</th> <th rowspan="2">長期評価で予想した地震規模</th> <th colspan="3">地震発生確率</th> <th>平均活動間隔 (上段)</th> </tr> <tr> <th>10年以内</th> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>最新活動時期 (下段)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">南海トラフ</td> <td rowspan="2">M8～M9クラス</td> <td rowspan="2">20%程度</td> <td rowspan="2">70%程度</td> <td rowspan="2">90%程度</td> <td>次回までの標準的な値 88.2年</td> </tr> <tr> <td>69.0年前</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p>	領域または地震名	長期評価で予想した地震規模	地震発生確率			平均活動間隔 (上段)	10年以内	30年以内	50年以内	最新活動時期 (下段)	南海トラフ	M8～M9クラス	20%程度	70%程度	90%程度	次回までの標準的な値 88.2年	69.0年前	36	<p><b>3 津波を伴う地震</b></p> <p>(1) 被害発生危険性</p> <p>(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価 (海溝型地震の今後 10, 30, 50 年以内の地震発生確率： 算定基準日平成 <u>28</u>年(2016年)1月1日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">領域または地震名</th> <th rowspan="2">長期評価で予想した地震規模</th> <th colspan="3">地震発生確率</th> <th>平均活動間隔 (上段)</th> </tr> <tr> <th>10年以内</th> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>最新活動時期 (下段)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">南海トラフ</td> <td rowspan="2">M8～M9クラス</td> <td rowspan="2">20%程度</td> <td rowspan="2">70%程度</td> <td rowspan="2">90%程度</td> <td>次回までの標準的な値 88.2年</td> </tr> <tr> <td>70.0年前</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p>	領域または地震名	長期評価で予想した地震規模	地震発生確率			平均活動間隔 (上段)	10年以内	30年以内	50年以内	最新活動時期 (下段)	南海トラフ	M8～M9クラス	20%程度	70%程度	90%程度	次回までの標準的な値 88.2年	70.0年前	現状に合わせた修正
領域または地震名	長期評価で予想した地震規模			地震発生確率			平均活動間隔 (上段)																															
		10年以内	30年以内	50年以内	最新活動時期 (下段)																																	
南海トラフ	M8～M9クラス	20%程度	70%程度	90%程度	次回までの標準的な値 88.2年																																	
					69.0年前																																	
領域または地震名	長期評価で予想した地震規模	地震発生確率			平均活動間隔 (上段)																																	
		10年以内	30年以内	50年以内	最新活動時期 (下段)																																	
南海トラフ	M8～M9クラス	20%程度	70%程度	90%程度	次回までの標準的な値 88.2年																																	
					70.0年前																																	

頁	現行	頁	修正案	理由
41	<p data-bbox="181 196 450 225"><b>第2編 災害予防計画</b></p> <p data-bbox="181 236 398 264"><b>第1章 基本方針</b></p> <p data-bbox="181 276 293 304"><b>基本方針</b></p> <p data-bbox="181 363 985 437">想定地震による被害を軽減するため、災害予防計画は、次の考え方のもとに作成する。</p> <p data-bbox="181 448 985 608">また、県等は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画や県地域防災計画の被害想定等を踏まえ、地震防災対策の実施に関する目標を明確にした推進プログラム等を作成するよう努めることとする。</p> <p data-bbox="181 667 611 695"><b>第1 災害応急対策への備えの充実</b></p> <p data-bbox="181 707 985 821">災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するための<u>平時からの備えを充実するため</u>、次の事項を中心に、防災施設・設備や防災に関する制度・システムの整備の内容等を明示する。</p> <p data-bbox="181 922 383 951"><b>第2～第5 (略)</b></p>	41	<p data-bbox="1126 196 1395 225"><b>第2編 災害予防計画</b></p> <p data-bbox="1126 236 1344 264"><b>第1章 基本方針</b></p> <p data-bbox="1126 276 1238 304"><b>基本方針</b></p> <p data-bbox="1126 363 1930 437">想定地震による被害を軽減するため、災害予防計画は、<u>兵庫県強靱化計画を踏まえ</u>、次の考え方のもとに作成する。</p> <p data-bbox="1126 448 1930 608">また、県等は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画や県地域防災計画の被害想定等を踏まえ、地震防災対策の実施に関する目標を明確にした推進プログラム等を作成するよう努めることとする。</p> <p data-bbox="1126 667 1556 695"><b>第1 災害応急対策への備えの充実</b></p> <p data-bbox="1126 707 1930 866">災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するため、<u>業務継続体制の確保をはじめとする平時からの備えの充実に向け</u>、次の事項を中心に、防災施設・設備や防災に関する制度・システムの整備の内容等を明示する。</p> <p data-bbox="1126 922 1328 951"><b>第2～第5 (略)</b></p>	<p data-bbox="1955 363 2175 437">計画策定に基づく修正</p> <p data-bbox="1955 707 2175 780">防災基本計画の修正に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
44	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第1節 組織体制の整備 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 (略)</p> <p>2 県の災害対策要員等の確保体制 (1) (略) (2) 災害対策要員等への連絡手段の確保 県の幹部職員等は、常時、災害時優先携帯電話等を携行することとする。 ・災害時優先携帯電話携行者 知事（災害対策本部長） 副知事、防災監（副本部長） 理事、会計管理者、<u>知事公室長</u>、各部長、福祉監、公営企業管理者、病院事業管理者、教育長、警察本部長（本部員）、 防災担当指定要員（防災企画局長、災害対策局長 等）</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3 市町の防災組織体制 市町は、当該市町域における防災対策の推進のため、平時から、市町防災会議をはじめ、防災にかかる組織体制の整備、充実に努めることとする。</p> <p>4 (略)</p>	44	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第1節 組織体制の整備 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 (略)</p> <p>2 県の災害対策要員等の確保体制 (1) (略) (2) 災害対策要員等への連絡手段の確保 県の幹部職員等は、常時、災害時優先携帯電話等を携行することとする。 ・災害時優先携帯電話携行者 知事（災害対策本部長） 副知事、防災監（副本部長） 理事、会計管理者、各部長、福祉監、公営企業管理者、 病院事業管理者、教育長、警察本部長（本部員）、 防災担当指定要員（防災企画局長、災害対策局長 等）</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3 市町の防災組織体制 市町は、当該市町域における防災対策の推進のため、平時から、市町防災会議をはじめ、<u>首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制など</u>防災にかかる組織体制の整備、充実に努めることとする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>組織改正に基づく修正</p> <p>防災基本計画の修正に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
47	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第2節 研修・訓練の実施 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 (略)</p> <p>2 防災訓練 (1)～(5) (略) (6) 広域応援訓練 関西広域連合構成団体（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）及び連携県（福井県、三重県、<u>奈良県</u>、<u>鳥取県</u>）が共同で、近畿圏の防災関係機関等の参加のもと、合同防災訓練（実動・図上）を企画、実施することとする。</p> <p>3 その他 (1) 県職員行動マニュアル等の作成 県は、職員が災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、通常業務のうち最低限継続すべき業務を記載したうえで職員のとるべき行動を、部局ごとにとりまとめた職員行動マニュアルを作成し、初動緊急対応期の重要優先業務をまとめた「兵庫県応急対応行動シナリオ」とともに、<u>自然災害発生時等の業務継続計画（BCP）</u>として、<u>職場研修や訓練等</u>を通じて、その周知徹底を図ることとする。 また、職員として共通に必要な地震・津波等の防災知識や連絡手段、機器操作等をわかりやすくまとめて提供するなど、平時からの習得を促進するための環境整備に努めることとする。</p>	47	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第2節 研修・訓練の実施 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 (略)</p> <p>2 防災訓練 (1)～(5) (略) (6) 広域応援訓練 関西広域連合構成団体（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、<u>奈良県</u>、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）及び連携県（福井県、三重県、鳥取県）が共同で、近畿圏の防災関係機関等の参加のもと、合同防災訓練（実動・図上）を企画、実施することとする。</p> <p>3 その他 (1) 県職員行動マニュアル等の作成 県は、職員が災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、通常業務のうち最低限継続すべき業務を記載したうえで職員のとるべき行動を、部局ごとにとりまとめた職員行動マニュアルを作成し、初動緊急対応期の重要優先業務をまとめた「兵庫県応急対応行動シナリオ」とともに、<u>職場研修や訓練等</u>を通じて、その周知徹底を図ることとする。 また、職員として共通に必要な地震・津波等の防災知識や連絡手段、機器操作等をわかりやすくまとめて提供するなど、平時からの習得を促進するための環境整備に努めることとする。</p>	<p>組織改正に基づく修正</p> <p>「第1章 基本方針」に移動</p>



頁	現行	頁	修正案	理由
47	<p>(2) 市町等の取り組み</p> <p>市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、災害応急対策等の円滑な実施を図るため、災害時の行動マニュアルを作成するなど、防災知識の周知徹底を図ることとする。</p> <p>4 (略)</p>	47	<p>(2) 市町等の取り組み</p> <p>市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、災害応急対策等の円滑な実施を図るため、<u>初動緊急対応期の重要優先業務等をまとめた災害時の行動マニュアル</u>を作成するなど、防災知識の周知徹底を図ることとする。</p> <p>4 (略)</p>	防災基本計画の修正に基づく修正

頁	現行	頁	修正案	理由
48	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第3節 広域防災体制の確立</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 関西広域連合との連携</p> <p>関西広域連合（以下「広域連合」という。）は、平成22年12月に設立し、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、<u>鳥取県、徳島県</u>、京都市、大阪市、堺市及び神戸市の7府県4政令市で構成されている。</p> <p>広域連合は、被害が複数にまたがり、または単独の府県でも被害の規模が甚大で広域的な対応が必要とされる大規模災害が発生した際に、とるべき対応方針や手順等を「関西防災・減災プラン」において定めている。</p> <p>県は、災害に備えて他府県と相互応援協定を締結しているが、大規模広域災害が発生したときは、「関西防災・減災プラン」に基づき、原則として広域連合の調整内容を第一順位として、関西内外の都道府県と連携して対処することとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 県・市町間の連携強化</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	48	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第3節 広域防災体制の確立</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 関西広域連合との連携</p> <p>関西広域連合（以下「広域連合」という。）は、平成22年12月に設立し、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、<u>奈良県、和歌山県、徳島県</u>、京都市、大阪市、堺市及び神戸市の7府県4政令市で構成されている。</p> <p>広域連合は、被害が複数にまたがり、または単独の府県でも被害の規模が甚大で広域的な対応が必要とされる大規模災害が発生した際に、とるべき対応方針や手順等を「関西防災・減災プラン」において定めている。</p> <p>県は、災害に備えて他府県と相互応援協定を締結しているが、大規模広域災害が発生したときは、「関西防災・減災プラン」に基づき、原則として広域連合の調整内容を第一順位として、関西内外の都道府県と連携して対処することとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 県・市町間の連携強化</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	組織改正に基づく修正
51	<p><u>(4) 中播磨・西播磨地域広域防災対応計画の推進</u></p> <p><u>県及び中播磨・西播磨地域の各市町等は、連携して輸送、備蓄をはじめ広域で対応すべき項目について、県民局ブロック等での相互連携、相互補完を基礎とした広域防災ネットワーク体制を構築し、中播磨・西播磨地域広域防災対応計画に基づき、各市町</u></p>	51	<p>(削除)</p>	現状に合わせた修正

地震災害対策計画

頁	現行	頁	修正案	理由
51	<p><u>の地域防災計画への反映を図ることとする。</u>  <u>(計画の対象項目)</u></p> <p>① <u>相互連携</u>            ② <u>情報の収集・伝達体制の整備</u>            ③ <u>災害ボランティアの受入体制の整備</u>            ④ <u>災害時要援護者の2次避難確保体制の整備</u>            ⑤ <u>遺体の広域火葬体制の整備</u>            ⑥ <u>災害廃棄物の広域処理体制の整備</u>            ⑦ <u>行政・ライフラインの相互連携体制の整備</u>            ⑧ <u>オープンスペースの確保体制の整備</u>            ⑨ <u>交通・輸送体制の整備</u>            ⑩ <u>備蓄体制の整備</u>            ⑪ <u>入浴対策</u></p> <p><u>(5) 防災体制等の標準化の促進</u>  <u>(6) 県消防防災ヘリコプターと神戸市ヘリコプターとの一体運用</u></p> <p>7～8 (略)</p>	51	<p><u>(4) 防災体制等の標準化の促進</u>  <u>(5) 県消防防災ヘリコプターと神戸市ヘリコプターとの一体運用</u></p> <p>7～8 (略)</p>	現状に合わせた修正

頁	現行	頁	修正案	理由
53	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第4節 災害対策拠点の整備・運用</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害対策拠点の設備整備の考え方</p> <p>県、市町は、庁舎、避難所等災害対策の拠点となる施設について、耐震性の確保、電気室の高所設置、発電機の常備等の対策を講じるとともに、庁舎の被災による通信手段の喪失に備え、衛星携帯電話の装備や、近隣の他の施設の利用等も検討しておくこととする。</p> <p>2～4 (略)</p>	53	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第4節 災害対策拠点の整備・運用</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害対策拠点の設備整備の考え方</p> <p>県、市町は、庁舎、避難所等災害対策の拠点となる施設について、耐震性の確保、電気室の高所設置、発電機や水・食料等の常備等の対策を講じるとともに、庁舎の被災やそれに伴うによる通信手段や重要な行政データの喪失に備え、衛星携帯電話の装備や、近隣の他の施設の利用、データのバックアップ対策等も検討しておくこととする。</p> <p>2～4 (略)</p>	防災基本計画の修正に基づく修正
54	<p>5 市町における災害対策拠点の整備・運用</p> <p>市町は、対策本部機能や通信機能を維持するために、対策本部や避難所等防災関連施設における耐震性や水害などによる浸水対策等を確認し、不十分な場合は、暫定的な代替候補施設及び設備の確保や、耐震性の強化等の対応方策を検討することとする。</p>	54	<p>5 市町における災害対策拠点の整備・運用</p> <p>市町は、対策本部機能や通信機能を維持するために、対策本部や避難所等防災関連施設における耐震性や水害などによる浸水対策等を確認するとともに、本庁舎が使用できなくなった場合に備え、暫定的な代替候補施設及び設備の確保や、耐震性の強化等の対応方策を検討することとする。</p>	防災基本計画の修正に基づく修正

頁	現行	頁	修正案	理由																								
55	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第5節 情報通信機器・施設の整備・運用</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の運用</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本システムの機能については、大規模災害時等の迅速かつ的確な応急対策を実現するため、常に見直しを図ることとしており、また、ホームページ、Lアラート（<u>公共情報コモンズ</u>）、ひょうご防災ネット等を通じて広く県民等への情報提供も行っている。</p>	55	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第5節 情報通信機器・施設の整備・運用</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の運用</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本システムの機能については、大規模災害時等の迅速かつ的確な応急対策を実現するため、常に見直しを図ることとしており、また、ホームページ、Lアラート（<u>災害情報共有システム</u>）、ひょうご防災ネット等を通じて広く県民等への情報提供も行っている。</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>																								
56	<p>(3) (本文略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>主な機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地理情報システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>危険箇所等の基礎情報の事前登録</li> <li>被害状況等をフェニックス防災端末から入力</li> <li>災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ（被害詳細、画像等）を検索・表示</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>映像・文字情報システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>大型ディスプレイ等に各種映像を表示</li> <li>各種防災情報・地図等を表示</li> <li>大型文字表示盤へ気象警報・注意報等を表示</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>ネットワークシステム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ。</li> <li>防災専用VPNをネットワーク上に構築</li> <li>本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置</li> <li>市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>バックアップセンター</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>広域防災センターにバックアップシステムを備え、主サーバーに障害が発生した場合に、被害予測、需給推計等の重要機能を代替する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>災害対応支援システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>需給推計・分析機能、<u>活動ガイダンス機能</u>、<u>データベース機能</u>により、初動対応や意思決定等を支援する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>2～3 (略)</p>	名称	主な機能		地理情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険箇所等の基礎情報の事前登録</li> <li>被害状況等をフェニックス防災端末から入力</li> <li>災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ（被害詳細、画像等）を検索・表示</li> </ul>	映像・文字情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>大型ディスプレイ等に各種映像を表示</li> <li>各種防災情報・地図等を表示</li> <li>大型文字表示盤へ気象警報・注意報等を表示</li> </ul>	ネットワークシステム	<ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ。</li> <li>防災専用VPNをネットワーク上に構築</li> <li>本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置</li> <li>市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置</li> </ul>	バックアップセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域防災センターにバックアップシステムを備え、主サーバーに障害が発生した場合に、被害予測、需給推計等の重要機能を代替する。</li> </ul>	災害対応支援システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>需給推計・分析機能、<u>活動ガイダンス機能</u>、<u>データベース機能</u>により、初動対応や意思決定等を支援する。</li> </ul>	56	<p>(3) (本文略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>主な機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地理情報システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>危険箇所等の基礎情報の事前登録</li> <li>被害状況等をフェニックス防災端末から入力</li> <li>災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ（被害詳細、画像等）を検索・表示</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>映像・文字情報システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>大型ディスプレイ等に各種映像を表示</li> <li>各種防災情報・地図等を表示</li> <li>大型文字表示盤へ気象警報・注意報等を表示</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>ネットワークシステム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ。</li> <li>防災専用VPNをネットワーク上に構築</li> <li>本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置</li> <li>市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>バックアップセンター</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>広域防災センターにバックアップシステムを備え、主サーバーに障害が発生した場合に、被害予測、需給推計等の重要機能を代替する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>災害対応支援システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>需給推計・分析機能、<u>災害対応タイムライン機能</u>により、初動対応や意思決定等を支援する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>2～3 (略)</p>	名称	主な機能	地理情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険箇所等の基礎情報の事前登録</li> <li>被害状況等をフェニックス防災端末から入力</li> <li>災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ（被害詳細、画像等）を検索・表示</li> </ul>	映像・文字情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>大型ディスプレイ等に各種映像を表示</li> <li>各種防災情報・地図等を表示</li> <li>大型文字表示盤へ気象警報・注意報等を表示</li> </ul>	ネットワークシステム	<ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ。</li> <li>防災専用VPNをネットワーク上に構築</li> <li>本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置</li> <li>市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置</li> </ul>	バックアップセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域防災センターにバックアップシステムを備え、主サーバーに障害が発生した場合に、被害予測、需給推計等の重要機能を代替する。</li> </ul>	災害対応支援システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>需給推計・分析機能、<u>災害対応タイムライン機能</u>により、初動対応や意思決定等を支援する。</li> </ul>
名称	主な機能																											
地理情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険箇所等の基礎情報の事前登録</li> <li>被害状況等をフェニックス防災端末から入力</li> <li>災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ（被害詳細、画像等）を検索・表示</li> </ul>																											
映像・文字情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>大型ディスプレイ等に各種映像を表示</li> <li>各種防災情報・地図等を表示</li> <li>大型文字表示盤へ気象警報・注意報等を表示</li> </ul>																											
ネットワークシステム	<ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ。</li> <li>防災専用VPNをネットワーク上に構築</li> <li>本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置</li> <li>市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置</li> </ul>																											
バックアップセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域防災センターにバックアップシステムを備え、主サーバーに障害が発生した場合に、被害予測、需給推計等の重要機能を代替する。</li> </ul>																											
災害対応支援システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>需給推計・分析機能、<u>活動ガイダンス機能</u>、<u>データベース機能</u>により、初動対応や意思決定等を支援する。</li> </ul>																											
名称	主な機能																											
地理情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険箇所等の基礎情報の事前登録</li> <li>被害状況等をフェニックス防災端末から入力</li> <li>災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ（被害詳細、画像等）を検索・表示</li> </ul>																											
映像・文字情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>大型ディスプレイ等に各種映像を表示</li> <li>各種防災情報・地図等を表示</li> <li>大型文字表示盤へ気象警報・注意報等を表示</li> </ul>																											
ネットワークシステム	<ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ。</li> <li>防災専用VPNをネットワーク上に構築</li> <li>本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置</li> <li>市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置</li> </ul>																											
バックアップセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域防災センターにバックアップシステムを備え、主サーバーに障害が発生した場合に、被害予測、需給推計等の重要機能を代替する。</li> </ul>																											
災害対応支援システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>需給推計・分析機能、<u>災害対応タイムライン機能</u>により、初動対応や意思決定等を支援する。</li> </ul>																											

頁	現行	頁	修正案	理由																																						
57	<p><b>4 市町防災行政無線の整備促進</b></p> <p>○ 市町防災行政無線等の整備状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>整備数</th> <th>整備率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">同報系</td> <td>防災行政無線</td> <td>23市町 56.1%</td> </tr> <tr> <td>その他同報系</td> <td>29市町 70.7%</td> </tr> <tr> <td>ひょうご防災ネット</td> <td>40市町 97.6%</td> </tr> <tr> <td>全体(重複除く)</td> <td>41市町 100.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">移動系</td> <td>防災行政無線</td> <td>25市町 61.0%</td> </tr> <tr> <td>その他移動系</td> <td>3市町 7.3%</td> </tr> <tr> <td>全体(重複除く)</td> <td>28市町 68.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>5 地域住民に対する通信連絡手段の整備</b></p> <p>[主な情報伝達手段例]</p> <p>○防災行政無線（同報系）の屋外拡声器や戸別受信機、簡易無線</p> <p>○電話、ファクシミリ</p> <p>○携帯電話（ひょうご防災ネット、ひょうごEネット、緊急速報メール、聴覚障害者向け緊急情報発信システム 等）</p> <p>○ホームページ</p> <p>○地域メディア（CATV、コミュニティFM 等）</p> <p>○サイレン、半鐘（特に緊急を要するとき） ○広報車</p> <p>○放送事業者（テレビ、ラジオ）との連携（<u>公共情報コモンズ</u>を経由した連携を含む）</p> <p>○自主防災組織等人的ネットワークによる連絡</p> <p>○アマチュア無線等情報ボランティアの協力</p> <p>6（略）</p>		整備数	整備率	同報系	防災行政無線	23市町 56.1%	その他同報系	29市町 70.7%	ひょうご防災ネット	40市町 97.6%	全体(重複除く)	41市町 100.0%	移動系	防災行政無線	25市町 61.0%	その他移動系	3市町 7.3%	全体(重複除く)	28市町 68.3%	57	<p><b>4 市町防災行政無線の整備促進</b></p> <p>○ 市町防災行政無線等の整備状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>整備数</th> <th>整備率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">同報系</td> <td>防災行政無線</td> <td>26市町 63.4%</td> </tr> <tr> <td>その他同報系</td> <td>29市町 70.7%</td> </tr> <tr> <td>ひょうご防災ネット</td> <td>40市町 97.6%</td> </tr> <tr> <td>全体(重複除く)</td> <td>41市町 100.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">移動系</td> <td>防災行政無線</td> <td>26市町 63.4%</td> </tr> <tr> <td>その他移動系</td> <td>3市町 7.3%</td> </tr> <tr> <td>全体(重複除く)</td> <td>29市町 70.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>5 地域住民に対する通信連絡手段の整備</b></p> <p>[主な情報伝達手段例]</p> <p>○防災行政無線（同報系）の屋外拡声器や戸別受信機、簡易無線</p> <p>○電話、ファクシミリ</p> <p>○携帯電話（ひょうご防災ネット、ひょうごEネット、緊急速報メール、聴覚障害者向け緊急情報発信システム 等）</p> <p>○ホームページ</p> <p>○地域メディア（CATV、コミュニティFM 等）</p> <p>○サイレン、半鐘（特に緊急を要するとき） ○広報車</p> <p>○放送事業者（テレビ、ラジオ）との連携（<u>Lアラート（災害情報共有システム）</u>を経由した連携を含む）</p> <p>○自主防災組織等人的ネットワークによる連絡</p> <p>○アマチュア無線等情報ボランティアの協力</p> <p>6（略）</p>		整備数	整備率	同報系	防災行政無線	26市町 63.4%	その他同報系	29市町 70.7%	ひょうご防災ネット	40市町 97.6%	全体(重複除く)	41市町 100.0%	移動系	防災行政無線	26市町 63.4%	その他移動系	3市町 7.3%	全体(重複除く)	29市町 70.7%	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
	整備数	整備率																																								
同報系	防災行政無線	23市町 56.1%																																								
	その他同報系	29市町 70.7%																																								
	ひょうご防災ネット	40市町 97.6%																																								
	全体(重複除く)	41市町 100.0%																																								
移動系	防災行政無線	25市町 61.0%																																								
	その他移動系	3市町 7.3%																																								
	全体(重複除く)	28市町 68.3%																																								
	整備数	整備率																																								
同報系	防災行政無線	26市町 63.4%																																								
	その他同報系	29市町 70.7%																																								
	ひょうご防災ネット	40市町 97.6%																																								
	全体(重複除く)	41市町 100.0%																																								
移動系	防災行政無線	26市町 63.4%																																								
	その他移動系	3市町 7.3%																																								
	全体(重複除く)	29市町 70.7%																																								
58	<p><b>7 防災情報提供システム</b></p> <p>県は神戸地方気象台との間の専用線で結ばれた<u>防災情報提供システム</u>により、気象・地震情報等を入手し活用を図ることとする。</p> <p>8（略）</p>	58	<p><b>7 防災情報提供システム</b></p> <p>県は神戸地方気象台との間の専用線で結ばれた<u>フェニックス防災システム</u>により、気象・地震情報等を入手し活用を図ることとする。</p> <p>8（略）</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>																																						

頁	現行	頁	修正案	理由												
65	<p>第2編 災害予防計画                      第2章 災害応急対策への備えの充実                      第7節 火災予防対策の推進                      第1款 出火防止・初期消火体制の整備                      第1 (略)</p> <p>第2 内容                      1 組織の確立                      (1) 常備消防                      平成26年4月1日現在、県内の41市町で常備消防が設置されており、常備化率は、人口比で100%、面積比で100%となっている。                      ○ 常備消防設置状況 (平成26年4月1日現在)</p> <p>(2) 非常備消防                      ○ 消防団設置状況 (平成26年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="280 874 958 949"> <thead> <tr> <th>消防団の数</th> <th>市町の数</th> <th>消防団員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>62</td> <td>29市12町</td> <td>43,647人</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～3 (略)</p>	消防団の数	市町の数	消防団員数	62	29市12町	43,647人	65	<p>第2編 災害予防計画                      第2章 災害応急対策への備えの充実                      第7節 火災予防対策の推進                      第1款 出火防止・初期消火体制の整備                      第1 (略)</p> <p>第2 内容                      1 組織の確立                      (1) 常備消防                      平成27年4月1日現在、県内の41市町で常備消防が設置されており、常備化率は、人口比で100%、面積比で100%となっている。                      ○ 常備消防設置状況 (平成27年4月1日現在)</p> <p>(2) 非常備消防                      ○ 消防団設置状況 (平成27年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1220 874 1899 949"> <thead> <tr> <th>消防団の数</th> <th>市町の数</th> <th>消防団員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>62</td> <td>29市12町</td> <td>43,039人</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～3 (略)</p>	消防団の数	市町の数	消防団員数	62	29市12町	43,039人	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
消防団の数	市町の数	消防団員数														
62	29市12町	43,647人														
消防団の数	市町の数	消防団員数														
62	29市12町	43,039人														

頁	現行	頁	修正案	理由
78	<p>第2編 災害予防計画                      第2章 災害応急対策への備えの充実                      第9節 災害救急医療システムの整備                      第1 (略)</p> <p>第2 内容                      1～4 (略)</p> <p>5 兵庫県こころのケアチーム「ひょうご DPAT」等の整備                      (1)～(2) (略)                      (3) 県は、発災後 72 時間以内に活動を開始する DPAT 先遣隊を組織し、<u>災害時こころの情報支援センター</u>と協力して、各関係機関等との連携体制を整備することとする。</p> <p>6～13 (略)</p>	78	<p>第2編 災害予防計画                      第2章 災害応急対策への備えの充実                      第9節 災害救急医療システムの整備                      第1 (略)</p> <p>第2 内容                      1～4 (略)</p> <p>5 兵庫県こころのケアチーム「ひょうご DPAT」等の整備                      (1)～(2) (略)                      (3) 県は、発災後 72 時間以内に活動を開始する DPAT 先遣隊を組織し、<u>DPAT 事務局等</u>と協力して、各関係機関等との連携体制を整備することとする。</p> <p>6～13 (略)</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>



頁	現行	頁	修正案	理由
88	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第13節 備蓄体制等の整備</p> <p>〔実施機関：農林水産省生産局、近畿経済産業局、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県産業労働部産業振興局、県農政環境部農政企画局、県農政環境部農林水産局、県企業庁、市町、水道事業者〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 (略)</p> <p>2 食料 (1) 備蓄、調達 ①～③ (略) ④ 方法 ア～イ (略)</p>	88	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第13節 備蓄体制等の整備</p> <p>〔実施機関：農林水産省政策統括官付貿易業務課、近畿経済産業局、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県産業労働部産業振興局、県農政環境部農政企画局、県農政環境部農林水産局、県企業庁、市町、水道事業者〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 (略)</p> <p>2 食料 (1) 備蓄、調達 ①～③ (略) ④ 方法 ア～イ (略)</p>	所管課からの意見に基づく修正
89	<p>(ア) 米穀 … 備蓄食料の活用（広域防災拠点からのアルファ化米等の供出） 米穀販売事業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用 農林水産省生産局への要請（県知事と農林水産省生産局長が米穀の売買契約を締結。その後、政府米の販売業務を委託している受託事業者からの供出）</p> <p>(イ～カ) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	89	<p>(ア) 米穀 … 備蓄食料の活用（広域防災拠点からのアルファ化米等の供出） 米穀販売事業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用 農林水産省政策統括官付貿易業務課への要請（県知事と農林水産省政策統括官が米穀の売買契約を締結。その後、政府米の販売業務を委託している受託事業者からの供出）</p> <p>(イ～カ) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	所管課からの意見に基づく修正

地震災害対策計画

頁	現行	頁	修正案	理由
89	3～7 (略)	89	3～7 (略)	

頁	現行	頁	修正案	理由																	
104	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第18節 備蓄体制等の整備 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 (略)</p> <p>2 防潮堤等の整備 【津波対策の基本的な考え方】 発生頻度を踏まえた「2つのレベルの津波」に応じた整備を行う。</p> <table border="1" data-bbox="215 675 981 786"> <thead> <tr> <th>対象津波</th> <th>基本的な考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル1 津波対策 (発生頻度が高い津波)</td> <td>防潮堤等で津波の越流を防ぐ。</td> </tr> <tr> <td>レベル2 津波対策 (最大クラスの津波)</td> <td>津波の越流を一部許容するが、防潮堤等の基礎部洗掘対策等により浸水被害を軽減する。合わせて、避難対策等を推進する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～8 (略)</p>	対象津波	基本的な考え方	レベル1 津波対策 (発生頻度が高い津波)	防潮堤等で津波の越流を防ぐ。	レベル2 津波対策 (最大クラスの津波)	津波の越流を一部許容するが、防潮堤等の基礎部洗掘対策等により浸水被害を軽減する。合わせて、避難対策等を推進する。	104	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第18節 備蓄体制等の整備 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 (略)</p> <p>2 防潮堤等の整備 【津波対策の基本的な考え方】 発生頻度を踏まえた「2つのレベルの津波」に応じた整備を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1153 675 1915 826"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象津波</th> <th colspan="2">基本的な考え方</th> </tr> <tr> <th>ハード対策</th> <th>ソフト対策(避難対策)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル1 津波対策 (発生頻度が高い津波)</td> <td>防潮堤等で津波の越流を防ぐ。 (淡路島南部地域を除く)</td> <td>命を守るための避難を支援(レベル1津波対策・レベル2津波対策に共通)</td> </tr> <tr> <td>レベル2 津波対策 (最大クラスの津波)</td> <td>津波の越流を一部許容するが、防潮堤等の沈下対策、基礎部の洗掘対策等により浸水被害を軽減する。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3～8 (略)</p>	対象津波	基本的な考え方		ハード対策	ソフト対策(避難対策)	レベル1 津波対策 (発生頻度が高い津波)	防潮堤等で津波の越流を防ぐ。 (淡路島南部地域を除く)	命を守るための避難を支援(レベル1津波対策・レベル2津波対策に共通)	レベル2 津波対策 (最大クラスの津波)	津波の越流を一部許容するが、防潮堤等の沈下対策、基礎部の洗掘対策等により浸水被害を軽減する。		<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
対象津波	基本的な考え方																				
レベル1 津波対策 (発生頻度が高い津波)	防潮堤等で津波の越流を防ぐ。																				
レベル2 津波対策 (最大クラスの津波)	津波の越流を一部許容するが、防潮堤等の基礎部洗掘対策等により浸水被害を軽減する。合わせて、避難対策等を推進する。																				
対象津波	基本的な考え方																				
	ハード対策	ソフト対策(避難対策)																			
レベル1 津波対策 (発生頻度が高い津波)	防潮堤等で津波の越流を防ぐ。 (淡路島南部地域を除く)	命を守るための避難を支援(レベル1津波対策・レベル2津波対策に共通)																			
レベル2 津波対策 (最大クラスの津波)	津波の越流を一部許容するが、防潮堤等の沈下対策、基礎部の洗掘対策等により浸水被害を軽減する。																				

頁	現行	頁	修正案	理由
111	<p>第2編 災害予防計画            第3章 県民参加による地域防災力の向上            第1節 防災に関する学習等の充実            第1 (略)</p> <p>第2 内容            1～4 (略)</p> <p>5 一般県民に対する防災知識の普及            (1) 周知方法            ① (略)            ② インターネット (県は、県のホームページで、洪水、土砂災害、高潮、津波、ため池による危険度等を示すCGハザードマップを公開している。)、ビデオ、ラジオ、テレビ等による普及</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>[CGハザードマップの内容]</p> <p style="text-align: center;"><a href="http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/">http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 5つの自然災害 (洪水、土砂災害、高潮、津波、ため池) の危険度 (洪水・高潮・津波・ため池浸水想定区域図や土砂災害警戒区域等) や避難に必要な情報 (避難所等) が確認できる。</li> <li>○ 雨量、河川水位、カメラ画像、土砂災害危険度等のリアルタイム情報が一元的に確認できる。</li> <li>○ 駅や主要地点における浸水イメージCGなどで災害の恐ろしさや、避難所の留意点等、防災学習ができる。</li> <li>○ 作図機能で地域の防災マップの作成ができる。</li> </ul> </div> <p>③～⑧ (略)            (2) (略)            6～11 (略)</p>	111	<p>第2編 災害予防計画            第3章 県民参加による地域防災力の向上            第1節 防災に関する学習等の充実            第1 (略)</p> <p>第2 内容            1～4 (略)</p> <p>5 一般県民に対する防災知識の普及            (1) 周知方法            ① (略)            ② インターネット (県は、県のホームページで、洪水、土砂災害、高潮、津波、ため池災害による危険箇所等を示すCGハザードマップを公開している。)、ビデオ、ラジオ、テレビ等による普及</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>[CGハザードマップの内容]</p> <p style="text-align: center;"><a href="http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/">http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 5つの自然災害 (洪水、土砂災害、高潮、津波、ため池災害) の危険箇所 (洪水・高潮・津波・ため池災害による浸水想定区域図や土砂災害警戒区域等) や避難に必要な情報 (避難所等) が確認できる。</li> <li>○ 雨量、河川水位、カメラ画像、土砂災害危険度等のリアルタイム情報が一元的に確認できる。</li> <li>○ 駅や主要地点における浸水イメージCGなどで災害の恐ろしさや、避難所の留意点等、防災学習ができる。</li> <li>○ 作図機能で地域の防災マップの作成ができる。</li> </ul> </div> <p>③～⑧ (略)            (2) (略)            6～11 (略)</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

地震災害対策計画

頁	現行	頁	修正案	理由
123	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第1節 防災基盤・施設等の整備</p> <p>第1款 地震防災緊急事業の推進</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 計画年度 平成 <u>23</u> 年度～平成 <u>27</u> 年度</p> <p>3～6 (略)</p>	123	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第1節 防災基盤・施設等の整備</p> <p>第1款 地震防災緊急事業の推進</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 計画年度 平成 <u>28</u> 年度～平成 <u>32</u> 年度</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>現状に合わせた修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
131	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第3節 建築物等の耐震性の確保</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 計画的かつ総合的な耐震化の推進</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市町は、計画的に耐震改修を進めるため、耐震診断を行うべき建築物の量と耐震診断の実施体制との関係等を考慮の上、<u>県が定める耐震改修促進計画との整合性を確保しつつ、耐震改修を促進する計画</u>（以下、この節において「市町計画」という。）を<u>作成</u>することとする。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	131	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第3節 建築物等の耐震性の確保</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 計画的かつ総合的な耐震化の推進</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市町は、計画的に耐震改修を進めるため、耐震診断を行うべき建築物の量と耐震診断の実施体制との関係等を考慮の上、<u>県が平成28年3月に改定した耐震改修促進計画に基づき、耐震改修促進計画</u>（以下、この節において「市町計画」という。）を<u>改定</u>することとする。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	所管課からの意見に基づく修正
132	<p>3 一般建築物耐震化の促進</p> <p>県、市町は、昭和56年建築基準法施行令改正施行前の既存建築物の耐震改修を県耐震改修促進計画及び市町計画に沿って推進することとする。</p> <p><u>(1) 耐震診断・改修支援システムの充実</u></p> <p><u>県は、県有施設、市町及び民間施設の耐震診断、耐震改修を支援することを目的として構築された耐震診断・改修支援システムを市町及び建築関係団体と協力して充実していく。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>耐震診断改修計画評価委員会：(公財)兵庫県住宅建築総合センターに設置</u></li> <li>・<u>耐震化相談会：建築関係団体の協力を得て随時開催</u></li> </ul> <p><u>(2) 建築技術者の育成</u></p> <p><u>県は、耐震診断・耐震改修計画を進めるために建築関係団体に</u></p>	132	<p>3 一般建築物耐震化の促進</p> <p>県、市町は、昭和56年建築基準法施行令改正施行前の既存建築物の耐震改修を県耐震改修促進計画及び市町計画に沿って推進することとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	所管課からの意見に基づく修正

頁	現行	頁	修正案	理由
132	<p>情報提供を行う等、建築技術者の育成に努める。</p> <p><b>(3) 民間建築物に対する補助</b></p> <p>① (略)</p> <p>② ひょうご住まいの耐震化促進事業</p> <p>ア 住宅耐震化補助</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 耐震改修工事費補助 (本文略)</p> <p>[補助対象] 安全性を確保するための、<u>次の工事</u> (付帯工事を含む) に要する費用</p> <p><u>ア 柱、はり、壁、筋かい及び基礎の補強</u></p> <p><u>イ 屋根の軽量化</u></p> <p><u>ウ 火打ち梁や構造用合板による床面の補強</u></p> <p>[補助金額] ① 戸建住宅 <u>補助対象となる費用の3分の1以内</u> <u>(補助限度額：100万円)</u></p> <p>② (略)</p>	132	<p><b>(1) 民間建築物に対する補助</b></p> <p>① (略)</p> <p>② ひょうご住まいの耐震化促進事業</p> <p>ア 住宅耐震化補助</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 耐震改修工事費補助 (本文略)</p> <p>[補助対象] 安全性を確保するための、<u>耐震改修工事</u> (付帯工事を含む) に要する費用</p> <p>[補助金額] ① 戸建住宅 <u>定額：100万円 (工事費に応じ低減あり)</u></p> <p>② (略)</p>	所管課からの意見に基づく修正
133	<p>イ 部分型耐震化補助 (本文略)</p> <p>(ア) 簡易耐震改修工事費補助 (本文略)</p> <p>[補助対象] 耐震改修の結果、上部構造評点が0.7以上(木造)又はIs0.3以上(木造以外)となる耐震改修工事に必要となる耐震診断、耐震改修計画の策定及び<u>次の工事</u>(付帯工事を含む)に要する経費</p> <p><u>ア 柱、はり、壁、筋かい及び基礎の補強</u></p> <p><u>イ 屋根の軽量化</u></p> <p><u>ウ 火打ち梁や構造用合板による床面の補強</u></p> <p>[補助金額] 50万円(定額)</p>	<p>イ 部分型耐震化補助 (本文略)</p> <p>(ア) 簡易耐震改修工事費補助 (本文略)</p> <p>[補助対象] 耐震改修の結果、上部構造評点が0.7以上(木造)又はIs0.3以上(木造以外)となる耐震改修工事に必要となる耐震診断、耐震改修計画の策定及び<u>耐震改修工事</u>(付帯工事を含む)に要する経費</p> <p>[補助金額] 50万円(定額)</p>		

頁	現行	頁	修正案	理由										
133	(イ) (略) ウ (略) (新設)	133	(イ) (略) ウ (略) エ 意識啓発補助 耐震化への意識啓発活動を充実させるため、市町が行う草の根的な意識啓発活動に要する費用の一部を補助する。 [実施主体] 市町 [補助対象] 出前講座、相談会、現地見学会の開催、耐震化イベント、ポスティングなど市町が行う草の根的な意識啓発活動に要する経費 [補助金額] 補助対象となる費用の4分の1以内(補助対象限度額: 100万円/市町)	所管課からの意見に基づく修正										
134	③ (略) ④ 大規模多数利用建築物等の耐震化(用途毎に規模要件有) ア 大規模多数利用建築物等耐震化助成事業	134	③ (略) ④ 大規模多数利用建築物等の耐震化(用途毎に規模要件有) ア 大規模多数利用建築物等耐震化助成事業	所管課からの意見に基づく修正										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>負担割合</th> <th>補助対象限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">昭和56年5月以前着工の建築物のうち、法で耐震診断の義務付け対象となったもの</td> <td>耐震診断 国1/2、県1/6、市町1/6、事業者1/6</td> <td>物販店・旅館等 10,810千円 小・中学校 7,720千円 幼稚園・保育所 5,400千円</td> </tr> <tr> <td>補強設計 国4/9、県1/9、市町1/9、事業者1/3</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>改修工事 国33.3%、県5.75%、市町5.75%、事業者55.2%</td> <td>物販店・旅館等 365,000千円 小・中学校 219,000千円 幼稚園・保育所 110,000千円</td> </tr> </tbody> </table>	対象	負担割合	補助対象限度額	昭和56年5月以前着工の建築物のうち、法で耐震診断の義務付け対象となったもの	耐震診断 国1/2、県1/6、市町1/6、事業者1/6	物販店・旅館等 10,810千円 小・中学校 7,720千円 幼稚園・保育所 5,400千円	補強設計 国4/9、県1/9、市町1/9、事業者1/3	同上	改修工事 国33.3%、県5.75%、市町5.75%、事業者55.2%	物販店・旅館等 365,000千円 小・中学校 219,000千円 幼稚園・保育所 110,000千円			
対象	負担割合	補助対象限度額												
昭和56年5月以前着工の建築物のうち、法で耐震診断の義務付け対象となったもの	耐震診断 国1/2、県1/6、市町1/6、事業者1/6	物販店・旅館等 10,810千円 小・中学校 7,720千円 幼稚園・保育所 5,400千円												
	補強設計 国4/9、県1/9、市町1/9、事業者1/3	同上												
	改修工事 国33.3%、県5.75%、市町5.75%、事業者55.2%	物販店・旅館等 365,000千円 小・中学校 219,000千円 幼稚園・保育所 110,000千円												
	<p>イ 大規模避難施設耐震化助成事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>負担割合</th> <th>補助対象限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大規模多数利用建築物のうち、広域的な避難所として県又は市町と協定を締結したものの</td> <td>耐震診断 国1/2、県1/6、市町1/6、事業者1/6</td> <td>補助対象面積×㎡単価</td> </tr> <tr> <td>補強設計 国1/2、県1/6、市町1/6、事業者1/6</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>改修工事 国2/5、県1/6、市町1/6、事業者4/15</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table>	対象	負担割合	補助対象限度額	大規模多数利用建築物のうち、広域的な避難所として県又は市町と協定を締結したものの	耐震診断 国1/2、県1/6、市町1/6、事業者1/6	補助対象面積×㎡単価	補強設計 国1/2、県1/6、市町1/6、事業者1/6	同上	改修工事 国2/5、県1/6、市町1/6、事業者4/15	同上			
対象	負担割合	補助対象限度額												
大規模多数利用建築物のうち、広域的な避難所として県又は市町と協定を締結したものの	耐震診断 国1/2、県1/6、市町1/6、事業者1/6	補助対象面積×㎡単価												
	補強設計 国1/2、県1/6、市町1/6、事業者1/6	同上												
	改修工事 国2/5、県1/6、市町1/6、事業者4/15	同上												
	<p>ウ 中規模多数利用建築物耐震診断助成事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>負担割合</th> <th>補助対象限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和56年5月以前着工の建築物のうち、法で耐震診断の指示対象となったもの</td> <td>国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3</td> <td>幼稚園・保育所 1,550千円 小・中学校 2,830千円 福祉施設、病院等 3,600千円</td> </tr> </tbody> </table>	対象	負担割合	補助対象限度額	昭和56年5月以前着工の建築物のうち、法で耐震診断の指示対象となったもの	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3	幼稚園・保育所 1,550千円 小・中学校 2,830千円 福祉施設、病院等 3,600千円							
対象	負担割合	補助対象限度額												
昭和56年5月以前着工の建築物のうち、法で耐震診断の指示対象となったもの	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3	幼稚園・保育所 1,550千円 小・中学校 2,830千円 福祉施設、病院等 3,600千円												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>負担割合</th> <th>補助対象限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">昭和56年5月以前着工の多数利用建築物のうち、法で耐震診断の義務付け対象となったもの</td> <td>補強設計 国4/9、県1/9、市町1/9、事業者1/3</td> <td>物販店・旅館等 10,810千円 小・中学校 7,720千円 幼稚園・保育所 5,400千円</td> </tr> <tr> <td>改修工事 国33.3%、県5.75%、市町5.75%、事業者55.2%</td> <td>物販店・旅館等 377,000千円 小・中学校 226,000千円 幼稚園・保育所 113,000千円</td> </tr> </tbody> </table>	対象	負担割合	補助対象限度額	昭和56年5月以前着工の多数利用建築物のうち、法で耐震診断の義務付け対象となったもの	補強設計 国4/9、県1/9、市町1/9、事業者1/3	物販店・旅館等 10,810千円 小・中学校 7,720千円 幼稚園・保育所 5,400千円	改修工事 国33.3%、県5.75%、市町5.75%、事業者55.2%	物販店・旅館等 377,000千円 小・中学校 226,000千円 幼稚園・保育所 113,000千円			
対象	負担割合	補助対象限度額												
昭和56年5月以前着工の多数利用建築物のうち、法で耐震診断の義務付け対象となったもの	補強設計 国4/9、県1/9、市町1/9、事業者1/3	物販店・旅館等 10,810千円 小・中学校 7,720千円 幼稚園・保育所 5,400千円												
	改修工事 国33.3%、県5.75%、市町5.75%、事業者55.2%	物販店・旅館等 377,000千円 小・中学校 226,000千円 幼稚園・保育所 113,000千円												
				<p>イ 大規模避難施設耐震化助成事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>負担割合</th> <th>補助対象限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大規模多数利用建築物のうち、広域的な避難所として県又は市町と協定を締結したものの</td> <td>補強設計 国1/2、県1/6、市町1/6、事業者1/6</td> <td>補助対象面積×㎡単価</td> </tr> <tr> <td>改修工事 国2/5、県1/6、市町1/6、事業者4/15</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table>	対象	負担割合	補助対象限度額	大規模多数利用建築物のうち、広域的な避難所として県又は市町と協定を締結したものの	補強設計 国1/2、県1/6、市町1/6、事業者1/6	補助対象面積×㎡単価	改修工事 国2/5、県1/6、市町1/6、事業者4/15	同上		
対象	負担割合	補助対象限度額												
大規模多数利用建築物のうち、広域的な避難所として県又は市町と協定を締結したものの	補強設計 国1/2、県1/6、市町1/6、事業者1/6	補助対象面積×㎡単価												
	改修工事 国2/5、県1/6、市町1/6、事業者4/15	同上												
				<p>ウ 中規模多数利用建築物耐震診断助成事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>負担割合</th> <th>補助対象限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和56年5月以前着工の多数利用建築物のうち、法で耐震診断の指示対象であるもの</td> <td>国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3</td> <td>幼稚園・保育所 1,550千円 小・中学校 2,830千円 福祉施設、病院等 3,600千円</td> </tr> </tbody> </table>	対象	負担割合	補助対象限度額	昭和56年5月以前着工の多数利用建築物のうち、法で耐震診断の指示対象であるもの	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3	幼稚園・保育所 1,550千円 小・中学校 2,830千円 福祉施設、病院等 3,600千円				
対象	負担割合	補助対象限度額												
昭和56年5月以前着工の多数利用建築物のうち、法で耐震診断の指示対象であるもの	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3	幼稚園・保育所 1,550千円 小・中学校 2,830千円 福祉施設、病院等 3,600千円												



頁	現行	頁	修正案	理由																																																					
135	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>⑧ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th></th> <th>負担割合</th> <th>補助対象限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">緊急輸送道路に面する昭和56年5月以前着工の建築物のうち、高さが前面道路幅員の概ね1/2を超えるもの</td> <td>耐震診断補強設計</td> <td>国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3</td> <td>6,170千円/棟</td> </tr> <tr> <td>耐震改修</td> <td>〃</td> <td>146,000千円/棟</td> </tr> <tr> <td>建物除却</td> <td>〃</td> <td>61,800千円/棟</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑨ 津波避難ビルの耐震化</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>負担割合</th> <th>補助対象限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模な津波発生時において地域住民が避難できるよう、市町が指定する津波避難ビルのうち、昭和56年5月以前着工の建築物の耐震診断</td> <td>国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3</td> <td>6,690千円/棟</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	対象		負担割合	補助対象限度額	緊急輸送道路に面する昭和56年5月以前着工の建築物のうち、高さが前面道路幅員の概ね1/2を超えるもの	耐震診断補強設計	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3	6,170千円/棟	耐震改修	〃	146,000千円/棟	建物除却	〃	61,800千円/棟	対象	負担割合	補助対象限度額	大規模な津波発生時において地域住民が避難できるよう、市町が指定する津波避難ビルのうち、昭和56年5月以前着工の建築物の耐震診断	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3	6,690千円/棟	134	<p>エ 中規模避難施設耐震化助成事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th></th> <th>負担割合</th> <th>補助対象限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中規模多数利用建築物のうち、広域的な避難所として県又は市町と協定を締結したもの</td> <td>補強設計</td> <td>国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3</td> <td>3,600千円</td> </tr> <tr> <td>改修工事</td> <td>国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3</td> <td>100,600千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 小規模多数利用建築物耐震診断助成事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>負担割合</th> <th>補助対象限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">昭和56年5月以前着工の多数利用建築物のうち、法で指導・助言対象であるもの</td> <td rowspan="3">国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3</td> <td>幼稚園・保育所 1,030千円</td> </tr> <tr> <td>小・中学校 2,060千円</td> </tr> <tr> <td>福祉施設、病院等 2,060千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>⑧ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th></th> <th>負担割合</th> <th>補助対象限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">緊急輸送道路に面する昭和56年5月以前着工の建築物のうち、高さが前面道路幅員の概ね1/2を超えるもの</td> <td>耐震診断補強設計</td> <td>国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3</td> <td>6,170千円/棟</td> </tr> <tr> <td>耐震改修</td> <td>〃</td> <td>151,000千円/棟</td> </tr> <tr> <td>建物除却</td> <td>〃</td> <td>61,800千円/棟</td> </tr> </tbody> </table> <p>(削除)</p> <p>(2) 耐震改修計画等の評価体制の確保</p> <p>県は、耐震診断の結果又は耐震改修計画の妥当性について判定を行う(公財)兵庫県住宅建築総合センター等の関係団体と連携・協力を図り、評価体制を確保する。</p> <p>(3) 建築技術者の育成</p> <p>県は、耐震診断・耐震改修計画を進めるために建築関係団体に情報提供を行う等、建築技術者の育成に努める。</p>	対象		負担割合	補助対象限度額	中規模多数利用建築物のうち、広域的な避難所として県又は市町と協定を締結したもの	補強設計	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3	3,600千円	改修工事	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3	100,600千円	対象	負担割合	補助対象限度額	昭和56年5月以前着工の多数利用建築物のうち、法で指導・助言対象であるもの	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3	幼稚園・保育所 1,030千円	小・中学校 2,060千円	福祉施設、病院等 2,060千円	対象		負担割合	補助対象限度額	緊急輸送道路に面する昭和56年5月以前着工の建築物のうち、高さが前面道路幅員の概ね1/2を超えるもの	耐震診断補強設計	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3	6,170千円/棟	耐震改修	〃	151,000千円/棟	建物除却	〃	61,800千円/棟	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
対象		負担割合	補助対象限度額																																																						
緊急輸送道路に面する昭和56年5月以前着工の建築物のうち、高さが前面道路幅員の概ね1/2を超えるもの	耐震診断補強設計	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3	6,170千円/棟																																																						
	耐震改修	〃	146,000千円/棟																																																						
	建物除却	〃	61,800千円/棟																																																						
対象	負担割合	補助対象限度額																																																							
大規模な津波発生時において地域住民が避難できるよう、市町が指定する津波避難ビルのうち、昭和56年5月以前着工の建築物の耐震診断	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3	6,690千円/棟																																																							
対象		負担割合	補助対象限度額																																																						
中規模多数利用建築物のうち、広域的な避難所として県又は市町と協定を締結したもの	補強設計	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3	3,600千円																																																						
	改修工事	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3	100,600千円																																																						
対象	負担割合	補助対象限度額																																																							
昭和56年5月以前着工の多数利用建築物のうち、法で指導・助言対象であるもの	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3	幼稚園・保育所 1,030千円																																																							
		小・中学校 2,060千円																																																							
		福祉施設、病院等 2,060千円																																																							
対象		負担割合	補助対象限度額																																																						
緊急輸送道路に面する昭和56年5月以前着工の建築物のうち、高さが前面道路幅員の概ね1/2を超えるもの	耐震診断補強設計	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3	6,170千円/棟																																																						
	耐震改修	〃	151,000千円/棟																																																						
	建物除却	〃	61,800千円/棟																																																						

頁	現行	頁	修正案	理由
135	<p>4 (略)</p> <p>5 建築物の耐震性強化の普及啓発</p> <p>(1) <u>建物所有者及び住民への普及啓発</u>  <u>県、市町は、建築物の耐震化が建物所有者の努力義務である旨及び耐震改修の必要性について普及啓発に努める。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>6～10 (略)</p>	135	<p>4 (略)</p> <p>5 建築物の耐震性強化の普及啓発</p> <p>(1) <u>草の根意識啓発活動の実施</u>  <u>市町は、市町計画に目標を定めて草の根意識啓発活動を実施し、</u>  <u>県は、技術的・財政的支援を行う。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>6～10 (略)</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由								
137	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第1款 砂防設備の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 事業計画</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 近畿地方整備局所管事業分</p> <table border="1" data-bbox="235 619 985 678"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂防事業</td> <td>砂防指定地（六甲山系）内における砂防えん提工、山腹工 等</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 (略)</p>	事業名	事業内容	砂防事業	砂防指定地（六甲山系）内における砂防えん提工、山腹工 等	137	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第1款 砂防設備の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 事業計画</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 近畿地方整備局所管事業分</p> <table border="1" data-bbox="1176 619 1926 710"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂防事業</td> <td>砂防指定地（六甲山系）内における砂防えん提工、山腹工 等 六甲山系グリーンベルト整備事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 (略)</p>	事業名	事業内容	砂防事業	砂防指定地（六甲山系）内における砂防えん提工、山腹工 等 六甲山系グリーンベルト整備事業	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>
事業名	事業内容											
砂防事業	砂防指定地（六甲山系）内における砂防えん提工、山腹工 等											
事業名	事業内容											
砂防事業	砂防指定地（六甲山系）内における砂防えん提工、山腹工 等 六甲山系グリーンベルト整備事業											

頁	現行	頁	修正案	理由
143	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第6款 災害危険区域対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 危険住宅の除却又は移転</p> <p>市町は、災害危険区域内に存する危険住宅の除却及び移転を行う者に補助することとし、国、県は、市町の補助金の<u>3/4</u>を負担することとする。</p> <p>(1) 危険住宅の除却等に要する経費</p> <p>補助限度額 <u>802</u>千円</p> <p>負担割合 国 1/2、県 1/4、市町 1/4</p> <p>(2) 危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費</p> <p>補助限度額 4,150千円(土地を取得しない場合 3,190千円)</p> <p>年利 8.5%を限度に金融機関からの借入利息について助成</p> <p>負担割合 国 1/2、県 1/4、市町 1/4</p> <p>4 (略)</p>	143	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第6款 災害危険区域対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 危険住宅の除却又は移転</p> <p>市町は、災害危険区域内に存する危険住宅の除却及び移転を行う者に補助することとし、国、県は、市町の補助金の<u>一部</u>を負担することとする。</p> <p>(1) 危険住宅の除却等に要する経費</p> <p>補助限度額 <u>1,333</u>千円</p> <p>(2) 危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費</p> <p>補助限度額 4,150千円(土地を取得しない場合 3,190千円)</p> <p>年利 8.5%を限度に金融機関からの借入利息について助成</p> <p>4 (略)</p>	所管課からの意見に基づく修正

頁	現行	頁	修正案	理由																																														
145	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第5節 河川、海岸、ため池施設の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 河川施設の整備</p> <p>(1) 事業計画</p> <p>県(県土整備部)所管事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24～</td> <td>地震・高潮対策事業</td> <td>9河川</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 事業計画</p> <p>(1) 事業計画</p> <p>① 県(県土整備部)所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">23～27</td> <td>高潮対策事業</td> <td>福良港海岸(胸壁・護岸(改良)、陸開等自動閉鎖化 他) 尼崎西宮芦屋港海岸(排水施設(改良)他) 他 計4海岸</td> </tr> <tr> <td>海岸耐震対策緊急事業</td> <td>東播磨港海岸(護岸補強)他 計1海岸</td> </tr> <tr> <td>海岸堤防老朽化対策緊急事業</td> <td>淡路海岸(護岸補強) 尼崎西宮芦屋港海岸(護岸補強)他 計9海岸</td> </tr> <tr> <td>津波・高潮危機管理対策緊急事業</td> <td>尼崎西宮芦屋港海岸(陸開等遠隔操作化 他) 計6海岸</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 県(農政環境部)所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(農村環境室所管分) 侵食対策事業</td> <td>慶野海岸(潜堤 他)</td> </tr> <tr> <td>(漁港課所管分) 高潮対策事業 侵食対策事業 津波・高潮危機管理対策緊急事業 海岸堤防老朽化対策緊急事業</td> <td>沼島漁港海岸(胸壁他) 香住漁港海岸(離岸堤) 丸山漁港海岸(陸開改良他) 妻鹿漁港海岸(排水機場他)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～4 (略)</p>	年度	事業名	事業内容	24～	地震・高潮対策事業	9河川	年度	事業名	事業内容	23～27	高潮対策事業	福良港海岸(胸壁・護岸(改良)、陸開等自動閉鎖化 他) 尼崎西宮芦屋港海岸(排水施設(改良)他) 他 計4海岸	海岸耐震対策緊急事業	東播磨港海岸(護岸補強)他 計1海岸	海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸(護岸補強) 尼崎西宮芦屋港海岸(護岸補強)他 計9海岸	津波・高潮危機管理対策緊急事業	尼崎西宮芦屋港海岸(陸開等遠隔操作化 他) 計6海岸	事業名	事業内容	(農村環境室所管分) 侵食対策事業	慶野海岸(潜堤 他)	(漁港課所管分) 高潮対策事業 侵食対策事業 津波・高潮危機管理対策緊急事業 海岸堤防老朽化対策緊急事業	沼島漁港海岸(胸壁他) 香住漁港海岸(離岸堤) 丸山漁港海岸(陸開改良他) 妻鹿漁港海岸(排水機場他)	145	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第5節 河川、海岸、ため池施設の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 河川施設の整備</p> <p>(1) 事業計画</p> <p>県(県土整備部)所管事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24～</td> <td>地震・高潮対策事業</td> <td>10河川</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 事業計画</p> <p>(1) 事業計画</p> <p>① 県(県土整備部)所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">28～32</td> <td>高潮対策事業</td> <td>福良港海岸(胸壁・護岸(改良)、陸開等自動閉鎖化、 透口防波堤他)、 尼崎西宮芦屋港海岸(排水施設(改良)他) 他 計4海岸</td> </tr> <tr> <td>海岸堤防老朽化対策緊急事業</td> <td>淡路海岸(護岸補強)、 尼崎西宮芦屋港海岸(護岸補強)他 計8海岸</td> </tr> <tr> <td>津波・高潮危機管理対策緊急事業</td> <td>尼崎西宮芦屋港海岸(陸開等遠隔操作化 他)、 洲本港海岸(護岸(改良)他) 計3海岸</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 県(農政環境部)所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(農村環境室所管分) 侵食対策事業</td> <td>慶野海岸(潜堤 他)</td> </tr> <tr> <td>(漁港課所管分) 高潮対策事業 侵食対策事業 津波・高潮危機管理対策緊急事業 海岸堤防老朽化対策緊急事業</td> <td>沼島漁港海岸(胸壁他) 香住漁港海岸(離岸堤) 丸山漁港海岸、沼島漁港海岸(陸開改良他) 妻鹿漁港海岸(排水機場他)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～4 (略)</p>	年度	事業名	事業内容	24～	地震・高潮対策事業	10河川	年度	事業名	事業内容	28～32	高潮対策事業	福良港海岸(胸壁・護岸(改良)、陸開等自動閉鎖化、 透口防波堤他)、 尼崎西宮芦屋港海岸(排水施設(改良)他) 他 計4海岸	海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸(護岸補強)、 尼崎西宮芦屋港海岸(護岸補強)他 計8海岸	津波・高潮危機管理対策緊急事業	尼崎西宮芦屋港海岸(陸開等遠隔操作化 他)、 洲本港海岸(護岸(改良)他) 計3海岸	事業名	事業内容	(農村環境室所管分) 侵食対策事業	慶野海岸(潜堤 他)	(漁港課所管分) 高潮対策事業 侵食対策事業 津波・高潮危機管理対策緊急事業 海岸堤防老朽化対策緊急事業	沼島漁港海岸(胸壁他) 香住漁港海岸(離岸堤) 丸山漁港海岸、沼島漁港海岸(陸開改良他) 妻鹿漁港海岸(排水機場他)	所管課からの意見 に基づく修正
年度	事業名	事業内容																																																
24～	地震・高潮対策事業	9河川																																																
年度	事業名	事業内容																																																
23～27	高潮対策事業	福良港海岸(胸壁・護岸(改良)、陸開等自動閉鎖化 他) 尼崎西宮芦屋港海岸(排水施設(改良)他) 他 計4海岸																																																
	海岸耐震対策緊急事業	東播磨港海岸(護岸補強)他 計1海岸																																																
	海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸(護岸補強) 尼崎西宮芦屋港海岸(護岸補強)他 計9海岸																																																
	津波・高潮危機管理対策緊急事業	尼崎西宮芦屋港海岸(陸開等遠隔操作化 他) 計6海岸																																																
事業名	事業内容																																																	
(農村環境室所管分) 侵食対策事業	慶野海岸(潜堤 他)																																																	
(漁港課所管分) 高潮対策事業 侵食対策事業 津波・高潮危機管理対策緊急事業 海岸堤防老朽化対策緊急事業	沼島漁港海岸(胸壁他) 香住漁港海岸(離岸堤) 丸山漁港海岸(陸開改良他) 妻鹿漁港海岸(排水機場他)																																																	
年度	事業名	事業内容																																																
24～	地震・高潮対策事業	10河川																																																
年度	事業名	事業内容																																																
28～32	高潮対策事業	福良港海岸(胸壁・護岸(改良)、陸開等自動閉鎖化、 透口防波堤他)、 尼崎西宮芦屋港海岸(排水施設(改良)他) 他 計4海岸																																																
	海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸(護岸補強)、 尼崎西宮芦屋港海岸(護岸補強)他 計8海岸																																																
	津波・高潮危機管理対策緊急事業	尼崎西宮芦屋港海岸(陸開等遠隔操作化 他)、 洲本港海岸(護岸(改良)他) 計3海岸																																																
事業名	事業内容																																																	
(農村環境室所管分) 侵食対策事業	慶野海岸(潜堤 他)																																																	
(漁港課所管分) 高潮対策事業 侵食対策事業 津波・高潮危機管理対策緊急事業 海岸堤防老朽化対策緊急事業	沼島漁港海岸(胸壁他) 香住漁港海岸(離岸堤) 丸山漁港海岸、沼島漁港海岸(陸開改良他) 妻鹿漁港海岸(排水機場他)																																																	

頁	現行	頁	修正案	理由																								
150	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第6節 交通関係施設の整備 第2款 港湾施設の整備 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 防災拠点として活用する港湾施設の整備 (1) 耐震強化岸壁等の整備 県(県土整備部)所管事業分</p> <table border="1" data-bbox="264 619 974 778"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23~27</td> <td>港湾改修事業</td> <td>赤穂港 千島地区 岸壁(-5.5m) 1バース 家島港 家島地区 物揚場(-3.5m)L=60m 福良港 福良地区 浮桟橋(-3.5m)L=60m 尼崎西宮芦屋港 尼崎地区道路 L=1,000m 赤穂港 千島地区道路 L= 240m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 整備済施設</p> <table border="1" data-bbox="264 874 974 1165"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~22</td> <td>港湾改修事業</td> <td>姫路港 須加地区 橋梁(改良) 姫路港 須加地区 岸壁(-10m) 1バース 尼崎西宮芦屋港 鳴尾地区 岸壁(-10m) 1バース 尼崎西宮芦屋港 西宮地区 岸壁(-5.5m) 2バース 尼崎西宮芦屋港 甲子園浜地区 物揚場(-4.0m)L=410m 尼崎西宮芦屋港 尼崎地区 岸壁(-12m) 1バース 尼崎西宮芦屋港 芦屋地区 護岸 1バース 東播磨港 二見地区 岸壁(-7.5m) 橋梁(改良) 津名港 志筑地区 岸壁(-7.5m) 橋梁(改良) 津居山港 津居山地区 物揚場(-4.0m)L=65m</td> </tr> </tbody> </table> <p>2~3 (略)</p>	年度	事業名	事業内容	23~27	港湾改修事業	赤穂港 千島地区 岸壁(-5.5m) 1バース 家島港 家島地区 物揚場(-3.5m)L=60m 福良港 福良地区 浮桟橋(-3.5m)L=60m 尼崎西宮芦屋港 尼崎地区道路 L=1,000m 赤穂港 千島地区道路 L= 240m	年度	事業名	事業内容	~22	港湾改修事業	姫路港 須加地区 橋梁(改良) 姫路港 須加地区 岸壁(-10m) 1バース 尼崎西宮芦屋港 鳴尾地区 岸壁(-10m) 1バース 尼崎西宮芦屋港 西宮地区 岸壁(-5.5m) 2バース 尼崎西宮芦屋港 甲子園浜地区 物揚場(-4.0m)L=410m 尼崎西宮芦屋港 尼崎地区 岸壁(-12m) 1バース 尼崎西宮芦屋港 芦屋地区 護岸 1バース 東播磨港 二見地区 岸壁(-7.5m) 橋梁(改良) 津名港 志筑地区 岸壁(-7.5m) 橋梁(改良) 津居山港 津居山地区 物揚場(-4.0m)L=65m	150	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第6節 交通関係施設の整備 第2款 港湾施設の整備 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 防災拠点として活用する港湾施設の整備 (1) 耐震強化岸壁等の整備 県(県土整備部)所管事業分</p> <table border="1" data-bbox="1198 619 1908 683"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28~32</td> <td>港湾改修事業</td> <td>赤穂港 千島地区道路 L= 240m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 整備済施設</p> <table border="1" data-bbox="1198 874 1908 1268"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~27</td> <td>港湾改修事業</td> <td>姫路港 須加地区 橋梁(改良) 姫路港 須加地区 岸壁(-10m) 1バース 尼崎西宮芦屋港 鳴尾地区 岸壁(-10m) 1バース 尼崎西宮芦屋港 西宮地区 岸壁(-5.5m) 2バース 尼崎西宮芦屋港 甲子園浜地区 物揚場(-4.0m)L=410m 尼崎西宮芦屋港 尼崎地区 岸壁(-12m) 1バース 尼崎西宮芦屋港 芦屋地区 護岸 1バース 東播磨港 二見地区 岸壁(-7.5m) 橋梁(改良) 津名港 志筑地区 岸壁(-7.5m) 橋梁(改良) 津居山港 津居山地区 物揚場(-4.0m)L=65m 赤穂港 千島地区 岸壁(-5.5m) 1バース 家島港 家島地区 物揚場(-3.5m)L=60m 福良港 福良地区 浮桟橋(-3.5m)L=60m 尼崎西宮芦屋港 尼崎地区道路 L=1,000m</td> </tr> </tbody> </table> <p>2~3 (略)</p>	年度	事業名	事業内容	28~32	港湾改修事業	赤穂港 千島地区道路 L= 240m	年度	事業名	事業内容	~27	港湾改修事業	姫路港 須加地区 橋梁(改良) 姫路港 須加地区 岸壁(-10m) 1バース 尼崎西宮芦屋港 鳴尾地区 岸壁(-10m) 1バース 尼崎西宮芦屋港 西宮地区 岸壁(-5.5m) 2バース 尼崎西宮芦屋港 甲子園浜地区 物揚場(-4.0m)L=410m 尼崎西宮芦屋港 尼崎地区 岸壁(-12m) 1バース 尼崎西宮芦屋港 芦屋地区 護岸 1バース 東播磨港 二見地区 岸壁(-7.5m) 橋梁(改良) 津名港 志筑地区 岸壁(-7.5m) 橋梁(改良) 津居山港 津居山地区 物揚場(-4.0m)L=65m 赤穂港 千島地区 岸壁(-5.5m) 1バース 家島港 家島地区 物揚場(-3.5m)L=60m 福良港 福良地区 浮桟橋(-3.5m)L=60m 尼崎西宮芦屋港 尼崎地区道路 L=1,000m	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
年度	事業名	事業内容																										
23~27	港湾改修事業	赤穂港 千島地区 岸壁(-5.5m) 1バース 家島港 家島地区 物揚場(-3.5m)L=60m 福良港 福良地区 浮桟橋(-3.5m)L=60m 尼崎西宮芦屋港 尼崎地区道路 L=1,000m 赤穂港 千島地区道路 L= 240m																										
年度	事業名	事業内容																										
~22	港湾改修事業	姫路港 須加地区 橋梁(改良) 姫路港 須加地区 岸壁(-10m) 1バース 尼崎西宮芦屋港 鳴尾地区 岸壁(-10m) 1バース 尼崎西宮芦屋港 西宮地区 岸壁(-5.5m) 2バース 尼崎西宮芦屋港 甲子園浜地区 物揚場(-4.0m)L=410m 尼崎西宮芦屋港 尼崎地区 岸壁(-12m) 1バース 尼崎西宮芦屋港 芦屋地区 護岸 1バース 東播磨港 二見地区 岸壁(-7.5m) 橋梁(改良) 津名港 志筑地区 岸壁(-7.5m) 橋梁(改良) 津居山港 津居山地区 物揚場(-4.0m)L=65m																										
年度	事業名	事業内容																										
28~32	港湾改修事業	赤穂港 千島地区道路 L= 240m																										
年度	事業名	事業内容																										
~27	港湾改修事業	姫路港 須加地区 橋梁(改良) 姫路港 須加地区 岸壁(-10m) 1バース 尼崎西宮芦屋港 鳴尾地区 岸壁(-10m) 1バース 尼崎西宮芦屋港 西宮地区 岸壁(-5.5m) 2バース 尼崎西宮芦屋港 甲子園浜地区 物揚場(-4.0m)L=410m 尼崎西宮芦屋港 尼崎地区 岸壁(-12m) 1バース 尼崎西宮芦屋港 芦屋地区 護岸 1バース 東播磨港 二見地区 岸壁(-7.5m) 橋梁(改良) 津名港 志筑地区 岸壁(-7.5m) 橋梁(改良) 津居山港 津居山地区 物揚場(-4.0m)L=65m 赤穂港 千島地区 岸壁(-5.5m) 1バース 家島港 家島地区 物揚場(-3.5m)L=60m 福良港 福良地区 浮桟橋(-3.5m)L=60m 尼崎西宮芦屋港 尼崎地区道路 L=1,000m																										

頁	現行	頁	修正案	理由																														
152	<p>第2編 災害予防計画                      第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備                      第6節 交通関係施設の整備                      第3款 漁港施設の整備                      第1 (略)</p> <p>第2 内容                      1 県（農政環境部）所管事業分                      漁港漁場整備長期計画に基づき計画的に実施する。</p> <table border="1" data-bbox="185 576 974 788"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">27</td> <td>水産流通基盤整備事業</td> <td>(1地区)</td> </tr> <tr> <td>水産生産基盤整備事業</td> <td>(1地区)</td> </tr> <tr> <td>漁港漁場機能高度化事業</td> <td>(3地区)</td> <td rowspan="4">外かく施設、係留施設、輸送施設、用地</td> </tr> <tr> <td>漁港機能保全事業</td> <td>(5地区)</td> </tr> <tr> <td>漁港施設機能強化事業</td> <td>(3地区)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	年度	事業名	事業内容	27	水産流通基盤整備事業	(1地区)	水産生産基盤整備事業	(1地区)	漁港漁場機能高度化事業	(3地区)	外かく施設、係留施設、輸送施設、用地	漁港機能保全事業	(5地区)	漁港施設機能強化事業	(3地区)	152	<p>第2編 災害予防計画                      第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備                      第6節 交通関係施設の整備                      第3款 漁港施設の整備                      第1 (略)</p> <p>第2 内容                      1 県（農政環境部）所管事業分                      漁港漁場整備長期計画に基づき計画的に実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1135 576 1924 762"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">28</td> <td>水産流通基盤整備事業</td> <td>(1地区)</td> </tr> <tr> <td>水産生産基盤整備事業</td> <td>(2地区)</td> </tr> <tr> <td>漁港施設機能強化事業</td> <td>(1地区)</td> <td rowspan="4">外かく施設、係留施設、輸送施設</td> </tr> <tr> <td>漁港機能保全事業</td> <td>(4地区)</td> </tr> <tr> <td>漁港施設機能強化事業</td> <td>(4地区)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	年度	事業名	事業内容	28	水産流通基盤整備事業	(1地区)	水産生産基盤整備事業	(2地区)	漁港施設機能強化事業	(1地区)	外かく施設、係留施設、輸送施設	漁港機能保全事業	(4地区)	漁港施設機能強化事業	(4地区)	<p>所管課からの意見                      に基づく修正</p>
年度	事業名	事業内容																																
27	水産流通基盤整備事業	(1地区)																																
	水産生産基盤整備事業	(1地区)																																
	漁港漁場機能高度化事業	(3地区)	外かく施設、係留施設、輸送施設、用地																															
	漁港機能保全事業	(5地区)																																
	漁港施設機能強化事業	(3地区)																																
年度	事業名	事業内容																																
28	水産流通基盤整備事業	(1地区)																																
	水産生産基盤整備事業	(2地区)																																
	漁港施設機能強化事業	(1地区)	外かく施設、係留施設、輸送施設																															
	漁港機能保全事業	(4地区)																																
	漁港施設機能強化事業	(4地区)																																

頁	現行	頁	修正案	理由																															
156	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第7節 ライフライン関係施設の整備 第1款 電力施設の整備等 第1 (略)</p> <p>第2 内容 関西電力(株)は、次の内容により電力施設の整備等を推進することとする。</p> <p>1 施設の保全及び耐震性の確保</p> <p>(1) 水力発電設備</p> <p>① 主要機器の効果的な耐震構造化 ② 建造物の耐震設計の採用</p> <p>(2) 火力発電設備</p> <p>① 主要機器の効果的な耐震構造化 ② 建造物の耐震設計の採用 ③ 油類等の流出、漏えい防止対策の実施 ④ 消防設備、自衛消防力の点検、整備</p> <p>(3) 変電設備</p> <p>① 主要機器の効果的な耐震構造化 ② 建造物の耐震設計の採用</p> <p>(4) 送配電設備</p> <p>① 地中設備に係る不等沈下発生箇所の改修の実施 ② 橋梁及び建物取付部における耐震性管材料及び構造の採用 ③ 鉄塔の巡視点検の実施 ④ 配電設備の地中化に関する、総合的な都市整備と協調した計画的な整備の実施</p>	156	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第7節 ライフライン関係施設の整備 第1款 電力施設の整備等 第1 (略)</p> <p>第2 内容 関西電力(株)は、次の内容により電力施設の整備等を推進することとする。</p> <p>1 電力設備の災害予防措置に関する事項</p> <p>(1) 震災対策</p> <p>経済産業省防災業務計画に記載された設備区分に従い、下表の基本的な考え方に基づいて各設備の耐震性・耐浪性を確保する。</p> <table border="1" data-bbox="1160 754 1928 1129"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="3">設備区分</th> <th colspan="4">対策の基本的な考え方</th> </tr> <tr> <th colspan="2">地震動</th> <th colspan="2">津波</th> </tr> <tr> <th>一般的な地震動</th> <th>高レベル地震動</th> <th>頻度の高い津波</th> <th>最大クラスの津波</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">区分Ⅰ</td> <td>火力発電設備 ・LNGタンク ・油タンク</td> <td>個々の機能に重大な支障が生じないこと</td> <td>人命に重大な影響を与えないこと</td> <td>個々の機能に重大な支障が生じないこと</td> <td>人命に重大な影響を与えないこと</td> </tr> <tr> <td>ダム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>区分Ⅱ</td> <td>発電設備 (区分Ⅰ除く) 流通設備 電力保安通信設備</td> <td>個々の機能に重大な支障が生じないこと</td> <td>著しい供給支障が生じないよう、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能が確保されること</td> <td>個々の機能に重大な支障が生じないこと</td> <td>設備の被害が電力の供給に与える影響の程度を考慮し、可能な範囲での津波の影響の軽減対策を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の基本的な考え方を踏まえ、各設備所在地域の地震・津波による被害想定に従い、次の対策を実施する。</p> <p>なお、一般的な地震動による液状化に際しては、機能に重大な支障が生じないよう必要に応じて設計を行う。</p>	設備区分		対策の基本的な考え方				地震動		津波		一般的な地震動	高レベル地震動	頻度の高い津波	最大クラスの津波	区分Ⅰ	火力発電設備 ・LNGタンク ・油タンク	個々の機能に重大な支障が生じないこと	人命に重大な影響を与えないこと	個々の機能に重大な支障が生じないこと	人命に重大な影響を与えないこと	ダム					区分Ⅱ	発電設備 (区分Ⅰ除く) 流通設備 電力保安通信設備	個々の機能に重大な支障が生じないこと	著しい供給支障が生じないよう、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能が確保されること	個々の機能に重大な支障が生じないこと	設備の被害が電力の供給に与える影響の程度を考慮し、可能な範囲での津波の影響の軽減対策を行う。	関係機関からの意見に基づく修正
設備区分		対策の基本的な考え方																																	
		地震動				津波																													
		一般的な地震動	高レベル地震動	頻度の高い津波	最大クラスの津波																														
区分Ⅰ	火力発電設備 ・LNGタンク ・油タンク	個々の機能に重大な支障が生じないこと	人命に重大な影響を与えないこと	個々の機能に重大な支障が生じないこと	人命に重大な影響を与えないこと																														
	ダム																																		
区分Ⅱ	発電設備 (区分Ⅰ除く) 流通設備 電力保安通信設備	個々の機能に重大な支障が生じないこと	著しい供給支障が生じないよう、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能が確保されること	個々の機能に重大な支障が生じないこと	設備の被害が電力の供給に与える影響の程度を考慮し、可能な範囲での津波の影響の軽減対策を行う。																														



頁	現行	頁	修正案	理由
		156	<p>① 地震動への対応</p> <p>ア 水力発電設備</p> <p><u>ダムについては、発電用水力設備の技術基準、河川管理施設等構造令およびダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。</u></p> <p><u>水路工作物ならびに基礎構造が建物基礎と一体である水車および発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として、構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計を行う。</u></p> <p><u>その他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、発電用水力設備の技術基準に基づいて行う。</u></p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>
		157	<p><u>建物については、建築基準法による耐震設計を行う。</u></p> <p>イ 火力発電設備</p> <p><u>機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準等に基づいて設計を行う。</u></p> <p><u>建物については、建築基準法による耐震設計を行う。</u></p> <p>ウ 送電設備</p> <p><u>架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。</u></p> <p><u>地中電線路の終端接続箱および給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。</u></p> <p><u>洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。</u></p> <p><u>また、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。</u></p>	

頁	現行	頁	修正案	理由
		157	<p><u>建物については、建築基準法による耐震設計を行う。</u></p> <p><u>エ 変電設備</u>  <u>機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。</u>  <u>建物については、建築基準法による耐震設計を行う。</u></p> <p><u>オ 配電設備</u>  <u>架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重は、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。</u>  <u>地中配電線路は、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。</u></p> <p><u>カ 通信設備</u>  <u>電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。</u></p> <p>② 津波への対応</p> <p><u>ア 火力発電設備</u>  <u>機器の耐浪化は、発電所設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案するほか、消防法に関する技術基準等に基づいて耐浪化を進める。</u></p> <p><u>イ 送電設備</u>  <u>送電設備は、必要に応じて、代替性の確保、多重化等の対策を行う。</u></p> <p><u>ウ 変電設備</u>  <u>変電所設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案し、必要に応じて、基礎のかさあげ等の対策を実施する。</u></p> <p><u>エ 配電設備</u>  <u>地域防災計画、浸水後の需要の有無等との整合を図り、被</u></p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
156	<p><b>2 電力の安定供給</b></p> <p><b>(1) 地震計の設置</b> 地震発生時に震度状況を迅速に把握し、応急対策の判断資料とするため、本店、支店・支社、変電所、発電所等 68 箇所（県内 18 箇所）に地震計を設置することとする。</p> <p><b>(2) 通信設備の確保</b></p> <p>① 主要通信系統の 2 ルート化 ② 健全回線への切替えによる応急連絡回線の確保 ③ 通信用電源の確保 ④ 衛星通信システムの整備 ⑤ 移動無線応援体制の整備 ⑥ 近畿地方非常通信協議会加入の各機関との相互協力 ⑦ 有線不通時における内閣府中央防災無線における国等防災関係機関との通信確保</p>	157	<p><u>害軽減および復旧を容易とする設備形成を考慮した設計とする。</u> <u>オ 通信設備</u> <u>主要通信回線の代替ルートを確認し、通信機能の維持を図る。</u></p> <p><b>2 防災業務施設および設備等の整備</b></p> <p><b>(1) 観測、予報施設および設備</b> <u>局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設および設備を強化、整備する。</u></p> <p>① 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設および設備 ② 潮位、波高等の観測施設および設備 ③ 地震動観測設備</p> <p><b>(2) 通信連絡施設および設備</b></p> <p>① <u>通信連絡施設および設備の整備</u> <u>災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保および電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設および設備の整備ならびに情報伝達手段の強化を図る。</u></p>	関係機関からの意見に基づく修正
157	<p><b>(3) 電気施設予点検</b> <u>電気設備に関する技術基準の定めるところに適合するよう、定期的に工作物の巡視、点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行うこととする。</u></p> <p><b>(4) 气象台等との連携</b> <u>地震発生に関する情報について气象台等との連携を密にし、的確な情報の収集及び伝達に努めることとする。</u></p>	158	<p><u>ア 無線伝送設備</u></p> <p>ア) マイクロ波無線等の固定無線施設および設備 イ) 移動無線設備 ロ) 衛星通信設備</p> <p><u>イ 有線伝送設備</u></p> <p>ア) 通信ケーブル イ) 電力線搬送設備 ロ) 通信線搬送設備、光搬送設備</p> <p><u>ウ 交換設備</u></p> <p><u>エ IP ネットワーク設備</u></p>	

頁	現行	頁	修正案	理由
		158	<p><u>オ 通信用電源設備</u></p> <p><u>② 情報収集伝達体制の強化</u>  <u>夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、一斉連絡・安否確認システムを活用し確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設および設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。</u></p> <p><u>(3) 非常用電源設備</u>  <u>本店、支社等および業務機関は、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。</u>  <u>なお、効果的な非常用電源容量の確保のため、通常電源系統との分離やコンセント等への非常用電源回路の明示等を行う。</u></p> <p><u>(4) コンピューターシステム</u>  <u>コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。</u>  <u>特に電力の安定供給に資するためのコンピューターシステムおよびその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法等に基づく地震、火災対策および浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。</u></p> <p><u>(5) 水防・消防に関する施設および設備等</u>  <u>被害の軽減を図るため、法に基づき、次の水防および消防に関する施設および設備の整備を図る。</u></p> <p><u>① 水防関係</u></p> <p><u>ア ダム管理用観測設備</u></p> <p><u>イ ダム操作用の予備発電設備</u></p> <p><u>ウ 防水壁、防水扉等の浸水対策施設</u></p> <p><u>エ 排水用のポンプ設備</u></p> <p><u>オ 各種舟艇および車両等のエンジン設備</u></p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
157	<p><b>3 公衆災害、二次災害の防止</b></p> <p><u>(1) 電気工作物の適正管理を推進するため、以下の対策を実施することとする。</u></p> <p>① <u>樹木接触、看板接触等による漏電の防止措置</u></p> <p>② <u>引込巡視、定期絶縁検査の計画実施</u></p> <p>③ <u>不良電気設備（需要家）の改修促進</u></p> <p><u>(2) 災害時における感電や火災等の公衆災害、二次災害を防止するため、平時から以下の対策を実施し、需要家の防災意識の向上に取り組むこととする。</u></p> <p>① <u>テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、パンフレット、チラシ等の各種広報媒体を活用した電気保安上の注意点についての電気事故予防PR活動の実施</u></p>	158  159	<p><u>カ 警報用設備</u></p> <p><u>② 消防関係</u></p> <p><u>ア 燃料タンク消火設備、燃料タンク冷却用散水設備</u></p> <p><u>イ 化学消防車、高所放水車、泡原液搬送車</u></p> <p><u>ウ 消火栓、消火用屋外給水設備、燃料タンク水幕設備</u></p> <p><u>エ 各種消火器具および消火剤</u></p> <p><u>オ 火災報知器、非常通報設備等の通信施設および設備</u></p> <p><b>(6) 石油等の流出による災害を防止する施設および設備</b></p> <p><u>被害の軽減を図るため、法に基づき、次の施設および設備の整備を図る。</u></p> <p>① <u>防油堤、流出油等防止堤、オイルフェンス展張船、ガス検知器、漏油検知器</u></p> <p>② <u>油回収船</u></p> <p>③ <u>オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材</u></p> <p><b>(7) その他災害復旧用施設および設備</b></p> <p><u>重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発電機設備等を確保し、整備・点検を行う。</u></p> <p><b>3 電気事故の防止</b></p> <p><b>(1) 電気工作物の巡視、点検、調査等</b></p> <p><u>電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）および自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。</u></p> <p><b>(2) 広報活動</b></p> <p>① <u>電気事故防止PR</u></p> <p><u>災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に</u></p>	関係機関からの意見に基づく修正

頁	現行	頁	修正案	理由
157	<p>② <u>自家用、特高需要家との連絡協調体制の確立、保安上の注意喚起の実施</u></p> <p><b>4 資機材の確保・整備</b>  <b>(1) 資機材の確保</b>  <u>本店、支店及び営業所その他の業務機関等は、地域的条件等を考慮して、災害対策用資機材等の必要数を確保することとする。</u></p>	159	<p><u>対し、次の事項を中心に広報活動を行う。</u></p> <p><u>ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。</u></p> <p><u>イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、すみやかに当社事業所に通報すること。</u></p> <p><u>ウ 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。</u></p> <p><u>エ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、および必ず電気店等で点検してから使用すること。</u></p> <p><u>オ 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、および電気工事店等で点検してから使用すること。</u></p> <p><u>カ 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。</u></p> <p><u>キ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。</u></p> <p><u>ク その他事故防止のため留意すべき事項。</u></p> <p>② <u>PRの方法</u>  <u>電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネット等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。</u></p> <p>③ <u>停電関係</u>  <u>自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設ならびに人工透析などの医療機器等を使用しているお客さまの、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。</u></p> <p><b>4 非常対策用資機材等の確保および整備</b>  <b>(1) 災害対策用資機材の確保</b>  <u>本店、支社等および業務機関は、災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。</u></p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
157	<p><u>(2) 資機材の輸送</u> 本店、支店及び営業所その他の業務機関等は、輸送力確保のため、運送業者、航空業者その他の協力を得て、輸送力確保に万全を期することとする。</p> <p><u>(3) 資機材の広域運営</u> 災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため災害対策用資機材の規格の統一を電力会社間で進めるほか、他の電力会社及び電源開発(株)と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておくこととする。</p> <p>5 防災訓練、防災教育の実施</p> <p><u>(1) 訓練の種類</u></p> <p>① 情報連絡訓練</p> <p>② 被害復旧訓練</p> <p><u>(2) 訓練の方法</u></p> <p>① 全社規模における総合訓練</p> <p>② 各級機関における総合又は部門別訓練</p> <p>③ 自治体等防災訓練への参加</p> <p><u>(3) 従業員の防災教育</u> 関係法令集・各種パンフレットの配布、検討会・講演会の開催</p>	160	<p><u>(2) 災害対策用資機材等の輸送</u> 本店、支社等および業務機関は、災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。</p> <p><u>(3) 災害対策用資機材等の整備点検</u> 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、整備点検を行い、非常事態に備える。</p> <p><u>(4) 災害対策用資機材等の広域運営</u> 本店は、災害対策用資機材等の保有を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、他電力会社および電源開発株式会社等と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。</p> <p><u>(5) 食糧・医療・医薬品等生活必需品の備蓄</u> 本店、支店等および業務機関は、食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保および確実な把握に努める。</p> <p><u>(6) 災害対策用資機材等の仮置場</u> 災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態時での借用交渉は、難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。</p> <p>5 防災教育、防災訓練の実施</p> <p><u>(1) 防災教育</u> 本店、支社等および業務機関は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。</p> <p><u>(2) 防災訓練</u> 本店、支社等および業務機関は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
157	<p><u>及び社内報への関連記事掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努めることとする。</u></p>	160	<p><u>に機能することを確認する。なお、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。</u></p> <p><u>また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。</u></p>	関係機関からの意見に基づく修正
158	<p><b><u>6 電力会社相互間の体制</u></b></p> <p><u>電力会社相互間の広域運営体制は、全国組織として中央電力協議会を設置するとともに、全国を東、中、西の3ブロックに分け、それぞれの地域に協議会を設置している。(なお、関西電力株は、中央電力協議会に参加するとともに、中部電力株、北陸電力株、電源開発株とともに中地域電力協議会を組織している。)</u></p> <p><u>非常災害時における被害に対しては、広域運営の趣旨にのっとり、復旧応援要綱を定め、災害復旧、資材の相互融通、移動無線局の応援、復旧要員の応援並びにあっせん等を行い、電気工作物を早期に復旧し、社会に対する電気事業本来の責務を遂行できるよう対処することとする。</u></p>		<p><b><u>6 他電力会社等との協調</u></b></p> <p><u>他電力会社、電源開発株式会社、電力広域的運営推進機関、請負会社、電気工事店および隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。</u></p>	



頁	現行	頁	修正案	理由
159	<p>第2編 災害予防計画                      第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備                      第7節 ライフライン関係施設の整備                      第2款 ガス施設の整備等                      第1 (略)</p> <p>第2 内容                      1 大阪ガス(株)の取組                      (1) (略)                      (2) 防災システムの強化                      ① 地震計の設置                      ア 地震発生時に震度状況を迅速に把握し、応急対策の判断資料とするため、製造所、地区事業本部、供給所、支社、高圧ガスステーションに地震計を設置することとする。                      イ 地震計 <u>253</u> 箇所を設置するとともに、地震計の情報を無線通信により本社に集約し適切な対応に役立てることとする。                      ②～④ (略)                      ⑤ 導管網のブロック化                      大規模地震の際にガスの供給を継続することによって、二次災害発生の恐れがある地域についてはガスの供給を一時的に停止し、他の地域に対してはガス供給を継続するために、導管網をブロック化するシステムを採用している。このブロック化には、地形に合わせて 12 ブロックに分割したスーパーブロック(中圧A導管)と、さらに、局所的対応を容易にするために 85 箇所に細分化したミドルブロック(中圧B導管)、  <u>157</u> 箇所のリトルブロック(低圧導管)がある。スーパーブロック、ミドルブロックにおいては、本社中央司令室及び京都中央指令サブセンターから遠隔操作ができるシステムになっている。</p>	161	<p>第2編 災害予防計画                      第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備                      第7節 ライフライン関係施設の整備                      第2款 ガス施設の整備等                      第1 (略)</p> <p>第2 内容                      1 大阪ガス(株)の取組                      (1) (略)                      (2) 防災システムの強化                      ① 地震計の設置                      ア 地震発生時に震度状況を迅速に把握し、応急対策の判断資料とするため、製造所、地区事業本部、供給所、支社、高圧ガスステーションに地震計を設置することとする。                      イ 地震計 <u>258</u> 箇所を設置するとともに、地震計の情報を無線通信により本社に集約し適切な対応に役立てることとする。                      ②～④ (略)                      ⑤ 導管網のブロック化                      大規模地震の際にガスの供給を継続することによって、二次災害発生の恐れがある地域についてはガスの供給を一時的に停止し、他の地域に対してはガス供給を継続するために、導管網をブロック化するシステムを採用している。このブロック化には、地形に合わせて 12 ブロックに分割したスーパーブロック(中圧A導管)と、さらに、局所的対応を容易にするために 85 箇所に細分化したミドルブロック(中圧B導管)、  <u>159</u> 箇所のリトルブロック(低圧導管)がある。スーパーブロック、ミドルブロックにおいては、本社中央司令室及び京都中央指令サブセンターから遠隔操作ができるシステムになっている。</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

地震災害対策計画

頁	現行	頁	修正案	理由
	<p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>		<p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	

頁	現行	頁	修正案	理由
163	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第7節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第3款 電気通信施設の整備等</p> <p>[実施機関：西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、<u>ソフトバンクモバイル(株)</u>]</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)の取組</p> <p>西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)各社は、連携を図りながら、次の内容により電気通信施設の整備等を推進することとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	165	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第7節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第3款 電気通信施設の整備等</p> <p>[実施機関：西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西<u>支社</u>、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、<u>ソフトバンク(株)</u>]</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西<u>支社</u>及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)の取組</p> <p>西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西<u>支社</u>及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)各社は、連携を図りながら、次の内容により電気通信施設の整備等を推進することとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>
165	<p>3 <u>ソフトバンクモバイル(株)</u>の取組</p> <p><u>ソフトバンクモバイル</u>は、次の内容により電気通信施設の整備等を推進することとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	167	<p>3 <u>ソフトバンク(株)</u>の取組</p> <p><u>ソフトバンク(株)</u>は、次の内容により電気通信施設の整備等を推進することとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由																
173	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第8節 地下街の防災体制の整備 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 関係機関の業務</p> <table border="1" data-bbox="183 488 999 643"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業務等</th> <th colspan="2">業務概要</th> </tr> <tr> <th>災害予防</th> <th>災害防御</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防本部</td> <td>1 消防用設備等の設置維持に関する指導 2 防火管理に関する指導 3 防火防災体制の整備充実に関する指導</td> <td>1 災害による被害の軽減 2 人命救助及び避難誘導 3 災害情報の広報</td> </tr> </tbody> </table>	業務等	業務概要		災害予防	災害防御	消防本部	1 消防用設備等の設置維持に関する指導 2 防火管理に関する指導 3 防火防災体制の整備充実に関する指導	1 災害による被害の軽減 2 人命救助及び避難誘導 3 災害情報の広報	175	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第8節 地下街の防災体制の整備 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 関係機関の業務</p> <table border="1" data-bbox="1126 488 1942 622"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業務等関係機関</th> <th colspan="2">業務概要</th> </tr> <tr> <th>災害予防</th> <th>災害防御</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防本部</td> <td>1 消防用設備等の設置維持に関する指導 2 防火防災管理に関する指導 3 防火防災体制の整備充実に関する指導</td> <td>1 災害による被害の軽減 2 人命救助及び避難誘導 3 災害情報の広報</td> </tr> </tbody> </table>	業務等関係機関	業務概要		災害予防	災害防御	消防本部	1 消防用設備等の設置維持に関する指導 2 防火防災管理に関する指導 3 防火防災体制の整備充実に関する指導	1 災害による被害の軽減 2 人命救助及び避難誘導 3 災害情報の広報	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>
業務等	業務概要																			
	災害予防	災害防御																		
消防本部	1 消防用設備等の設置維持に関する指導 2 防火管理に関する指導 3 防火防災体制の整備充実に関する指導	1 災害による被害の軽減 2 人命救助及び避難誘導 3 災害情報の広報																		
業務等関係機関	業務概要																			
	災害予防	災害防御																		
消防本部	1 消防用設備等の設置維持に関する指導 2 防火防災管理に関する指導 3 防火防災体制の整備充実に関する指導	1 災害による被害の軽減 2 人命救助及び避難誘導 3 災害情報の広報																		

頁	現行	頁	修正案	理由																																
177	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 調査研究体制等の強化</p> <p>第1節 地震観測体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県内の地震動の観測施設</p> <p>(1) 気象庁の行う観測</p> <p>気象庁は、地震発生時の震源の規模の決定、各地の震度、津波発生の有無・規模の判定と来襲地域予想、M3以上の地震に関する調査研究のため、地震計・計測震度計等を設置して観測を行っており、報道機関にも情報を提供している。</p> <p>県内では、従前から計測震度計を4箇所に、地震計・計測震度計を2箇所に設置していたが、兵庫県南部地震以降増強され、現在、計測震度計を14箇所に、地震計・計測震度計を5箇所に設置している。<u>(臨時設置点を除く)</u></p> <p>(2) <u>独立行政法人防災科学技術研究所の行う観測</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 事業者が行う観測</p> <p>鉄道事業者等が地震発生時の安全確保のため、設置している地震計は次のとおり。</p> <p>県内の設置数</p> <table border="0"> <tr> <td>J R 西日本</td> <td>14</td> <td>山陽電気鉄道</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>関西電力</td> <td><u>18</u></td> <td>阪急電鉄</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>神戸電鉄</td> <td><u>1</u></td> <td>大阪ガス</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>阪神電気鉄道</td> <td>2</td> <td><u>神戸高速鉄道</u></td> <td><u>1</u></td> </tr> </table> <p>3 (略)</p> <p>(図の差し替え) (略)</p>	J R 西日本	14	山陽電気鉄道	3	関西電力	<u>18</u>	阪急電鉄	1	神戸電鉄	<u>1</u>	大阪ガス	65	阪神電気鉄道	2	<u>神戸高速鉄道</u>	<u>1</u>	179	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 調査研究体制等の強化</p> <p>第1節 地震観測体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県内の地震動の観測施設</p> <p>(1) 気象庁の行う観測</p> <p>気象庁は、地震発生時の震源の規模の決定、各地の震度、津波発生の有無・規模の判定と来襲地域予想、M3以上の地震に関する調査研究のため、地震計・計測震度計等を設置して観測を行っており、報道機関にも情報を提供している。</p> <p>県内では、従前から計測震度計を4箇所に、地震計・計測震度計を2箇所に設置していたが、兵庫県南部地震以降増強され、現在、計測震度計を14箇所に、地震計・計測震度計を5箇所に設置している。<u>さらに、加西市下万願寺町に広帯域地震計を設置している。</u></p> <p>(2) <u>国立研究開発法人防災科学技術研究所の行う観測</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 事業者が行う観測</p> <p>鉄道事業者等が地震発生時の安全確保のため、設置している地震計は次のとおり。</p> <p>県内の設置数</p> <table border="0"> <tr> <td>J R 西日本</td> <td>14</td> <td>山陽電気鉄道</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>関西電力</td> <td><u>13</u></td> <td>阪急電鉄</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>神戸電鉄</td> <td><u>3</u></td> <td>大阪ガス</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>阪神電気鉄道</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>3 (略)</p> <p>(図の差し替え) (略)</p>	J R 西日本	14	山陽電気鉄道	3	関西電力	<u>13</u>	阪急電鉄	1	神戸電鉄	<u>3</u>	大阪ガス	65	阪神電気鉄道	2			<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>
J R 西日本	14	山陽電気鉄道	3																																	
関西電力	<u>18</u>	阪急電鉄	1																																	
神戸電鉄	<u>1</u>	大阪ガス	65																																	
阪神電気鉄道	2	<u>神戸高速鉄道</u>	<u>1</u>																																	
J R 西日本	14	山陽電気鉄道	3																																	
関西電力	<u>13</u>	阪急電鉄	1																																	
神戸電鉄	<u>3</u>	大阪ガス	65																																	
阪神電気鉄道	2																																			
178		180																																		

頁	現行	頁	修正案	理由
<p>179</p>	<p>第2編 災害予防計画 第5章 調査研究体制等の強化 第2節 地震に関する調査研究の推進 第1～第2（略）</p> <p>関係行政機関等における地震調査研究等の推進について</p> <p>〔観測〕 調査観測事項 地震観測 地殻変動観測 活断層調査</p> <p>専ら、地震調査研究のために実施</p> <p>文部科学省 基盤的地震観測網を全国的に整備</p> <p>①微小地震観測 ・本部の方針に基づき、計画的に整備 ②海底地震観測 ・本部の方針に基づき、計画的に整備</p> <p>③GPSによる地殻変動観測 ・本部の方針に基づき、計画的に整備</p> <p>④活断層調査 ・地方公共団体への交付金により計画的に調査</p> <p>気象庁への観測データ等の集中化</p> <p>地震調査研究推進本部 地震調査研究推進本部 地震調査研究推進本部</p> <p>国民への情報提供</p> <p>それぞれの行政目的も兼ねて実施</p> <p>気象庁 ・震度、震源情報の提供 津波予報のための地震観測</p> <p>国土地理院 ・地図作成の目的も兼ねた測量</p> <p>地質調査所 ・地質、地下資源調査のための活断層調査</p> <p>〔基礎研究〕 独立行政法人防災科学技術研究所等 文部科学省（国立大学等）</p>	<p>181</p>	<p>第2編 災害予防計画 第5章 調査研究体制等の強化 第2節 地震に関する調査研究の推進 第1～第2（略）</p> <p>関係行政機関等における地震調査研究等の推進について</p> <p>〔観測〕 調査観測事項 地震観測 地殻変動観測 活断層調査</p> <p>専ら、地震調査研究のために実施</p> <p>文部科学省 基盤的地震観測網を全国的に整備</p> <p>①微小地震観測 ・本部の方針に基づき、計画的に整備 ②海底地震観測 ・本部の方針に基づき、計画的に整備</p> <p>③GPSによる地殻変動観測 ・本部の方針に基づき、計画的に整備</p> <p>④活断層調査 ・地方公共団体への交付金により計画的に調査</p> <p>気象庁への観測データ等の集中化</p> <p>地震調査研究推進本部 地震調査研究推進本部 地震調査研究推進本部</p> <p>国民への情報提供</p> <p>それぞれの行政目的も兼ねて実施</p> <p>気象庁 ・震度、震源情報の提供 津波予報のための地震観測</p> <p>国土地理院 ・地図作成の目的も兼ねた測量</p> <p>国立研究開発法人産業技術総合研究所 ・地質、地下資源調査のための活断層調査</p> <p>〔基礎研究〕 国立研究開発法人防災科学技術研究所等 文部科学省（国立大学等）</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
186	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承</p> <p>第2節 震災の経験と教訓についての評価・検証成果の発信</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 検証事業等の成果を踏まえた取り組み</p> <p>阪神・淡路大震災から10年を迎えるのを機に、総括、健康福祉、社会・文化、産業雇用、防災、まちづくりの6分野、54テーマを学識経験者等委員が総括的に検証し459項目の提言を得た「復興10年総括検証・提言事業」と、阪神・淡路大震災と東日本大震災の復興制度等を比較・検証した「復興制度等提言事業」で得た成果の実現に向けて取り組んでいくこととする。</p> <p>2 内外への情報発信と継承</p> <p>検証事業等の成果について、次の方法により情報発信及び継承を図っていくこととする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 総括検証・提言、復興制度等提言事業に係る関連資料のデータベース化</p> <p>(5) 国内外の災害被災地への支援の際の知見の提供</p> <p>3 復興フォローアップの推進</p> <p>①震災復興の残された2つの課題（高齢者の自立支援、まちのにぎわいづくり）への対応を図るとともに、②震災復興に係るその他課題への対応、先導的取り組みの定着・発展、③復興10年総括検証・提言等への対応を強化し、復興の成果を県政に生かし、定着させるため、全庁的な復興フォローアップを推進することとする。</p>	188	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承</p> <p>第2節 震災の経験と教訓についての評価・検証成果の発信</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 検証事業等の成果を踏まえた取り組み</p> <p>阪神・淡路大震災10年目に、総括、健康福祉、社会・文化、産業雇用、防災、まちづくりの6分野、54テーマを学識経験者等委員が総括的に検証し459項目の提言を得た「復興10年総括検証・提言事業」と、阪神・淡路大震災と東日本大震災の復興制度等を比較・検証した「復興制度等提言事業」で得た成果の実現に向けて取り組んでいくこととする。</p> <p>2 内外への情報発信と継承</p> <p>検証事業等の成果について、次の方法により情報発信及び継承を図っていくこととする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 阪神・淡路大震災教訓冊子「伝える」（平成27年度改訂）の活用</p> <p>(5) 総括検証・提言、復興制度等提言事業に係る関連資料のデータベース化</p> <p>(6) 国内外の災害被災地への支援の際の知見の提供</p> <p>3 復興フォローアップの推進</p> <p>復興の成果を県政に生かし、定着させるため、これまでの復興検証の成果や復興フォローアップ委員会提言等を踏まえ、①震災復興の残された3つの課題（高齢者の自立支援、まちのにぎわいづくり、伝える・備える）への対応を図るとともに、②震災復興で取り組んだ、先導的施策の一般施策への定着・発展、③阪神・淡路大震災の</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p> <p>所管課からの意見に基づく修正</p>

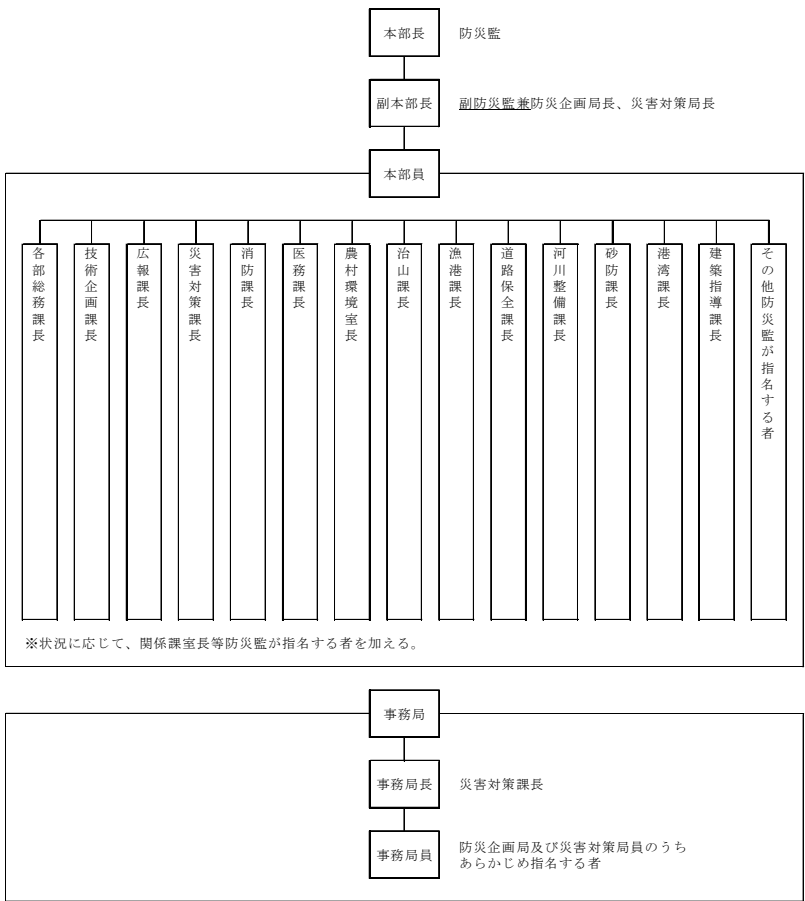
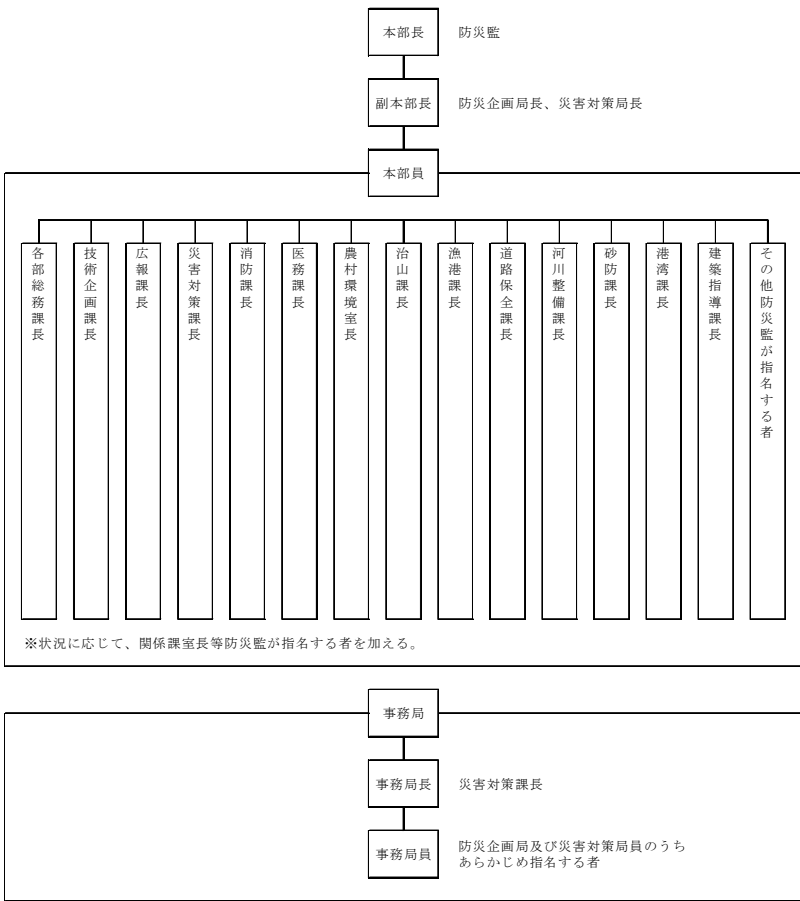
頁	現行	頁	修正案	理由
186	<p>&lt;例&gt;</p> <p>○ <u>阪神・淡路大震災の教訓「伝える」の改訂（平成 27 年度）</u>  <u>・復興 10 年総括検証報告書に基づき、震災の復旧・復興から被災者の関心事の推移に着目し 100 の教訓を抽出した冊子（平成 21 年）について、東日本大震災で新たに得られた教訓等を踏まえて改訂</u></p> <p>○ <u>阪神・淡路大震災復興フォローアップ委員会提言－震災の経験と教訓が息づく新しい兵庫づくりをめざして－ 平成 22 年 3 月</u>  <u>・震災 15 年の節目に当たり、今後の復興施策のあり方について提言</u></p>	188	<p><u>経験と教訓の発信等に取り組むことで、全庁的な復興フォローアップを推進することとする。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

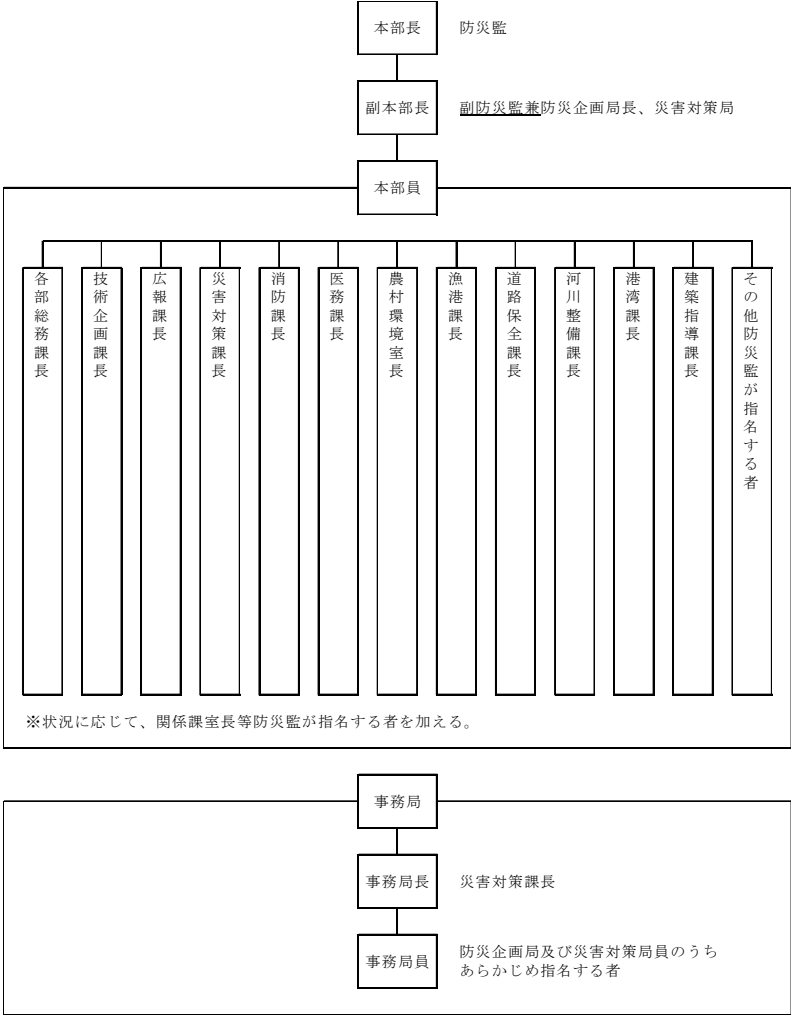
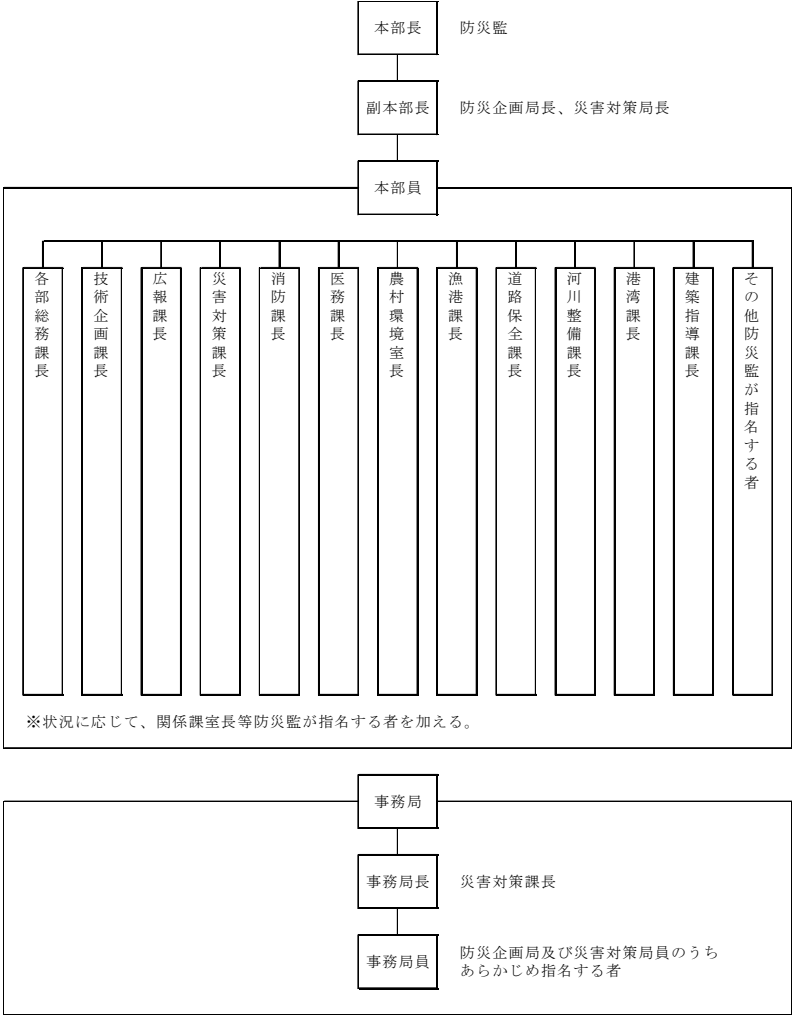


頁	現行	頁	修正案	理由
197	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第1節 組織の設置 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 県の組織 (1) 兵庫県災害対策本部及び兵庫県災害対策地方本部 ① (略) ② 伝達方法 ア 災害対策本部 災害対策本部の設置その他の事項は、次のとおり伝達することとする。</p> <p>イ 災害対策地方本部 災害対策地方本部の設置その他の事項は、次のとおり伝達することとする。</p>	199	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第1節 組織の設置 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 県の組織 (1) 兵庫県災害対策本部及び兵庫県災害対策地方本部 ① (略) ② 伝達方法 ア 災害対策本部 災害対策本部の設置その他の事項は、次のとおり伝達することとする。</p> <p>イ 災害対策地方本部 災害対策地方本部の設置その他の事項は、次のとおり伝達することとする。</p>	<p>組織改正に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
201	<p>(2)～(6) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>別図 第1 災害対策本部組織図</p> <p>別図 第2 (略)</p> <p>別図 第3 警戒本部組織図</p> <p>① 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する</p>	203	<p>(2)～(6) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>別図 第1 災害対策本部組織図</p> <p>別図 第2 (略)</p> <p>別図 第3 警戒本部組織図</p> <p>① 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する</p>	<p>組織改正に基づく修正</p>
203	<p>別図 第3 警戒本部組織図</p> <p>① 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する</p>	205	<p>別図 第3 警戒本部組織図</p> <p>① 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する</p>	

地震災害対策計画

頁	現行	頁	修正案	理由
203	<p>警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため必要があると認められるときに設置する場合及び、県内で震度4又は震度5弱の地震を観測した場合等で、災害対応に備えるため必要があると認められるときに設置する場合</p>  <p>※状況に応じて、関係課室長等防災監が指名する者を加える。</p>	205	<p>警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため必要があると認められるときに設置する場合及び、県内で震度4又は震度5弱の地震を観測した場合等で、災害対応に備えるため必要があると認められるときに設置する場合</p>  <p>※状況に応じて、関係課室長等防災監が指名する者を加える。</p>	<p>組織改正に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
204	<p data-bbox="206 197 792 226">② 津波災害の警戒に当たるために設置する場合</p>  <p data-bbox="206 960 651 979">※状況に応じて、関係課室長等防災監が指名する者を加える。</p> <p data-bbox="181 1311 383 1340">別図 第4 (略)</p>	<p data-bbox="1146 197 1733 226">② 津波災害の警戒に当たるために設置する場合</p>  <p data-bbox="1146 960 1592 979">※状況に応じて、関係課室長等防災監が指名する者を加える。</p> <p data-bbox="1122 1311 1323 1340">別図 第4 (略)</p>	<p data-bbox="1957 325 2159 395">組織改正に基づく修正</p>	

頁	現行	頁	修正案	理由																								
207	<p>第3編 災害応急対策計画                      第2章 迅速な災害応急活動体制の確立                      第2節 動員の実施                      第1 (略)</p> <p>第2 内容                      1 県の動員体制                      (1) 本庁の動員体制                      ① (略)                      ② 災害警戒本部が設置されたとき                      ア 災害警戒本部長 (防災監)、副本部長 (副防災監兼防災企画局長・災害対策局長)、事務局長 (災害対策課長)、警戒本部員、防災企画局・災害対策局その他各部応急対策主管課のあらかじめ定められた職員は、直ちに参集し、情報の収集・伝達等に当たり、状況により、必要な災害応急対策を実施することとする。                      イ (略)                      ③ (略)</p> <table border="1" data-bbox="183 967 981 1430"> <thead> <tr> <th></th> <th>災害の状況</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号配備</td> <td>① 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため、特に必要があると認められるとき ② 県内で震度5弱以下の地震を観測し、又は県内に津波が発生し、小規模の被害が生じたとき</td> <td>所属人員のうちあらかじめ定められた少数(概ね2割以内)の人員を配置し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制</td> </tr> <tr> <td>第2号配備</td> <td>① 県内で震度5弱以下の地震を観測し又は県内に津波が発生し、中規模の被害が生じたとき又は被害が中規模に拡大するおそれがあるとき ② 県内で震度5強又は震度6弱の地震を観測したとき(自動配備) ③ 大津波警報が発表されたときなど、県内に大規模な津波の発生が予想される時</td> <td>所属人員のうちあらかじめ定められた概ね5割以内の人員を配備し、災害対策に当たる体制</td> </tr> <tr> <td>第3号配備</td> <td>① 県内で地震を観測し又は地震が観測され県内に津波が発生し、大規模の被害が生じたとき又は被害が大規模に拡大するおそれがあるとき ② 県内で震度6強以上の地震を観測したとき(自動配備)</td> <td>原則として所属人員全員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制</td> </tr> </tbody> </table>		災害の状況	配備体制	第1号配備	① 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため、特に必要があると認められるとき ② 県内で震度5弱以下の地震を観測し、又は県内に津波が発生し、小規模の被害が生じたとき	所属人員のうちあらかじめ定められた少数(概ね2割以内)の人員を配置し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制	第2号配備	① 県内で震度5弱以下の地震を観測し又は県内に津波が発生し、中規模の被害が生じたとき又は被害が中規模に拡大するおそれがあるとき ② 県内で震度5強又は震度6弱の地震を観測したとき(自動配備) ③ 大津波警報が発表されたときなど、県内に大規模な津波の発生が予想される時	所属人員のうちあらかじめ定められた概ね5割以内の人員を配備し、災害対策に当たる体制	第3号配備	① 県内で地震を観測し又は地震が観測され県内に津波が発生し、大規模の被害が生じたとき又は被害が大規模に拡大するおそれがあるとき ② 県内で震度6強以上の地震を観測したとき(自動配備)	原則として所属人員全員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制	209	<p>第3編 災害応急対策計画                      第2章 迅速な災害応急活動体制の確立                      第2節 動員の実施                      第1 (略)</p> <p>第2 内容                      1 県の動員体制                      (1) 本庁の動員体制                      ① (略)                      ② 災害警戒本部が設置されたとき                      ア 災害警戒本部長 (防災監)、副本部長 (防災企画局長・災害対策局長)、事務局長 (災害対策課長)、警戒本部員、防災企画局・災害対策局その他各部応急対策主管課のあらかじめ定められた職員は、直ちに参集し、情報の収集・伝達等に当たり、状況により、必要な災害応急対策を実施することとする。                      イ (略)                      ③ (略)</p> <table border="1" data-bbox="1128 967 1926 1430"> <thead> <tr> <th></th> <th>災害の状況</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号配備</td> <td>① 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため、特に必要があると認められるとき ② 県内で震度5弱以下の地震を観測し、又は県内に津波が発生し、小規模の被害が生じたとき</td> <td>所属人員のうちあらかじめ定められた少数(概ね2割以内)の人員を配備し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制</td> </tr> <tr> <td>第2号配備</td> <td>① 県内で震度5弱以下の地震を観測し又は県内に津波が発生し、中規模の被害が生じたとき又は被害が中規模に拡大するおそれがあるとき ② 県内で震度5強又は震度6弱の地震を観測したとき(自動配備) ③ 大津波警報が発表されたときなど、県内に大規模な津波の発生が予想される時</td> <td>所属人員のうちあらかじめ定められた概ね5割以内の人員を配備し、災害対策に当たる体制</td> </tr> <tr> <td>第3号配備</td> <td>① 県内で地震を観測し又は地震が観測され県内に津波が発生し、大規模の被害が生じたとき又は被害が大規模に拡大するおそれがあるとき ② 県内で震度6強以上の地震を観測したとき(自動配備)</td> <td>原則として所属人員全員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制</td> </tr> </tbody> </table>		災害の状況	配備体制	第1号配備	① 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため、特に必要があると認められるとき ② 県内で震度5弱以下の地震を観測し、又は県内に津波が発生し、小規模の被害が生じたとき	所属人員のうちあらかじめ定められた少数(概ね2割以内)の人員を配備し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制	第2号配備	① 県内で震度5弱以下の地震を観測し又は県内に津波が発生し、中規模の被害が生じたとき又は被害が中規模に拡大するおそれがあるとき ② 県内で震度5強又は震度6弱の地震を観測したとき(自動配備) ③ 大津波警報が発表されたときなど、県内に大規模な津波の発生が予想される時	所属人員のうちあらかじめ定められた概ね5割以内の人員を配備し、災害対策に当たる体制	第3号配備	① 県内で地震を観測し又は地震が観測され県内に津波が発生し、大規模の被害が生じたとき又は被害が大規模に拡大するおそれがあるとき ② 県内で震度6強以上の地震を観測したとき(自動配備)	原則として所属人員全員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制	<p>組織改正に基づく修正</p> <p>所管課からの意見に基づく修正</p>
	災害の状況	配備体制																										
第1号配備	① 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため、特に必要があると認められるとき ② 県内で震度5弱以下の地震を観測し、又は県内に津波が発生し、小規模の被害が生じたとき	所属人員のうちあらかじめ定められた少数(概ね2割以内)の人員を配置し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制																										
第2号配備	① 県内で震度5弱以下の地震を観測し又は県内に津波が発生し、中規模の被害が生じたとき又は被害が中規模に拡大するおそれがあるとき ② 県内で震度5強又は震度6弱の地震を観測したとき(自動配備) ③ 大津波警報が発表されたときなど、県内に大規模な津波の発生が予想される時	所属人員のうちあらかじめ定められた概ね5割以内の人員を配備し、災害対策に当たる体制																										
第3号配備	① 県内で地震を観測し又は地震が観測され県内に津波が発生し、大規模の被害が生じたとき又は被害が大規模に拡大するおそれがあるとき ② 県内で震度6強以上の地震を観測したとき(自動配備)	原則として所属人員全員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制																										
	災害の状況	配備体制																										
第1号配備	① 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため、特に必要があると認められるとき ② 県内で震度5弱以下の地震を観測し、又は県内に津波が発生し、小規模の被害が生じたとき	所属人員のうちあらかじめ定められた少数(概ね2割以内)の人員を配備し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制																										
第2号配備	① 県内で震度5弱以下の地震を観測し又は県内に津波が発生し、中規模の被害が生じたとき又は被害が中規模に拡大するおそれがあるとき ② 県内で震度5強又は震度6弱の地震を観測したとき(自動配備) ③ 大津波警報が発表されたときなど、県内に大規模な津波の発生が予想される時	所属人員のうちあらかじめ定められた概ね5割以内の人員を配備し、災害対策に当たる体制																										
第3号配備	① 県内で地震を観測し又は地震が観測され県内に津波が発生し、大規模の被害が生じたとき又は被害が大規模に拡大するおそれがあるとき ② 県内で震度6強以上の地震を観測したとき(自動配備)	原則として所属人員全員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制																										

頁	現行	頁	修正案	理由																								
207	<p>(2) 地方機関の動員体制</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>災 害 の 状 況</th> <th>配 備 体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号配備</td> <td>① 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため、特に必要があると認められるとき ② 当該地域で震度5弱以下の地震を観測し又は当該地域に津波が発生し、小規模の被害が生じたとき</td> <td>所属人員のうちあらかじめ定められた少数(概ね2割以内)の人員を配備し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制</td> </tr> <tr> <td>第2号配備</td> <td>① 当該地域で震度5弱以下の地震を観測し又は当該地域に津波が発生し、中規模の被害が生じたとき又は被害が中規模に拡大する恐れがあるとき ② 当該地域で震度5強又は震度6弱の地震を観測したとき(自動配備) ③ 大津波警報が発表されたときなど、当該地域に大規模な津波の発生が予想されるとき</td> <td>所属人員のうちあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配備し、災害対策に当たる体制</td> </tr> <tr> <td>第3号配備</td> <td>① 地震が観測され県内に津波が発生し、大規模の被害が生じたとき又は被害が大規模に拡大する恐れがあるとき ② 当該地域で震度6強以上の地震を観測したとき(自動配備)</td> <td>原則として所属人員全員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制</td> </tr> </tbody> </table>		災 害 の 状 況	配 備 体 制	第1号配備	① 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため、特に必要があると認められるとき ② 当該地域で震度5弱以下の地震を観測し又は当該地域に津波が発生し、小規模の被害が生じたとき	所属人員のうちあらかじめ定められた少数(概ね2割以内)の人員を配備し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制	第2号配備	① 当該地域で震度5弱以下の地震を観測し又は当該地域に津波が発生し、中規模の被害が生じたとき又は被害が中規模に拡大する恐れがあるとき ② 当該地域で震度5強又は震度6弱の地震を観測したとき(自動配備) ③ 大津波警報が発表されたときなど、当該地域に大規模な津波の発生が予想されるとき	所属人員のうちあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配備し、災害対策に当たる体制	第3号配備	① 地震が観測され県内に津波が発生し、大規模の被害が生じたとき又は被害が大規模に拡大する恐れがあるとき ② 当該地域で震度6強以上の地震を観測したとき(自動配備)	原則として所属人員全員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制	209	<p>(2) 地方機関の動員体制</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>災 害 の 状 況</th> <th>配 備 体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号配備</td> <td>① 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため、特に必要があると認められるとき ② 当該地域で震度5弱以下の地震を観測し又は当該地域に津波が発生し、小規模の被害が生じたとき</td> <td>所属人員のうちあらかじめ定められた少数(概ね2割以内)の人員を配備し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制</td> </tr> <tr> <td>第2号配備</td> <td>① 当該地域で震度5弱以下の地震を観測し又は当該地域に津波が発生し、中規模の被害が生じたとき又は被害が中規模に拡大する恐れがあるとき ② 当該地域で震度5強又は震度6弱の地震を観測したとき(自動配備) ③ 大津波警報が発表されたときなど、当該地域に大規模な津波の発生が予想されるとき</td> <td>所属人員のうちあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配備し、災害対策に当たる体制</td> </tr> <tr> <td>第3号配備</td> <td>① 当該地域で地震が観測され当該地域に津波が発生し、大規模の被害が生じたとき又は被害が大規模に拡大する恐れがあるとき ② 当該地域で震度6強以上の地震を観測したとき(自動配備)</td> <td>原則として所属人員全員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制</td> </tr> </tbody> </table>		災 害 の 状 況	配 備 体 制	第1号配備	① 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため、特に必要があると認められるとき ② 当該地域で震度5弱以下の地震を観測し又は当該地域に津波が発生し、小規模の被害が生じたとき	所属人員のうちあらかじめ定められた少数(概ね2割以内)の人員を配備し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制	第2号配備	① 当該地域で震度5弱以下の地震を観測し又は当該地域に津波が発生し、中規模の被害が生じたとき又は被害が中規模に拡大する恐れがあるとき ② 当該地域で震度5強又は震度6弱の地震を観測したとき(自動配備) ③ 大津波警報が発表されたときなど、当該地域に大規模な津波の発生が予想されるとき	所属人員のうちあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配備し、災害対策に当たる体制	第3号配備	① 当該地域で地震が観測され当該地域に津波が発生し、大規模の被害が生じたとき又は被害が大規模に拡大する恐れがあるとき ② 当該地域で震度6強以上の地震を観測したとき(自動配備)	原則として所属人員全員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
		災 害 の 状 況	配 備 体 制																									
第1号配備		① 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため、特に必要があると認められるとき ② 当該地域で震度5弱以下の地震を観測し又は当該地域に津波が発生し、小規模の被害が生じたとき	所属人員のうちあらかじめ定められた少数(概ね2割以内)の人員を配備し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制																									
第2号配備	① 当該地域で震度5弱以下の地震を観測し又は当該地域に津波が発生し、中規模の被害が生じたとき又は被害が中規模に拡大する恐れがあるとき ② 当該地域で震度5強又は震度6弱の地震を観測したとき(自動配備) ③ 大津波警報が発表されたときなど、当該地域に大規模な津波の発生が予想されるとき	所属人員のうちあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配備し、災害対策に当たる体制																										
第3号配備	① 地震が観測され県内に津波が発生し、大規模の被害が生じたとき又は被害が大規模に拡大する恐れがあるとき ② 当該地域で震度6強以上の地震を観測したとき(自動配備)	原則として所属人員全員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制																										
	災 害 の 状 況	配 備 体 制																										
第1号配備	① 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため、特に必要があると認められるとき ② 当該地域で震度5弱以下の地震を観測し又は当該地域に津波が発生し、小規模の被害が生じたとき	所属人員のうちあらかじめ定められた少数(概ね2割以内)の人員を配備し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制																										
第2号配備	① 当該地域で震度5弱以下の地震を観測し又は当該地域に津波が発生し、中規模の被害が生じたとき又は被害が中規模に拡大する恐れがあるとき ② 当該地域で震度5強又は震度6弱の地震を観測したとき(自動配備) ③ 大津波警報が発表されたときなど、当該地域に大規模な津波の発生が予想されるとき	所属人員のうちあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配備し、災害対策に当たる体制																										
第3号配備	① 当該地域で地震が観測され当該地域に津波が発生し、大規模の被害が生じたとき又は被害が大規模に拡大する恐れがあるとき ② 当該地域で震度6強以上の地震を観測したとき(自動配備)	原則として所属人員全員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制																										
208	<p>(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	210	<p>(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>																									

頁	現行	頁	修正案	理由																																																												
210	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第1款 予警報等の発表・伝達</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 地震・津波の発生等に関する情報（大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言等を除く）</p> <p>(1) 津波警報等と津波予報の発表</p> <p>(津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th rowspan="2">津波の高さ予想の区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>定性的表現での発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m&lt;予想高さ</td> <td>10m超</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>5m&lt;予想高さ≤10m</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td>3m&lt;予想高さ≤5m</td> <td>5m</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td>1m&lt;予想高さ≤3m</td> <td>3m</td> <td>高い</td> <td>陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りなどは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td> <td>0.2m≤予想高さ≤1m</td> <td>1m</td> <td>(表記なし)</td> <td>陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	数値での発表	定性的表現での発表	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<予想高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	5m<予想高さ≤10m	10m	3m<予想高さ≤5m	5m	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<予想高さ≤3m	3m	高い	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りなどは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤予想高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	212	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第1款 予警報等の発表・伝達</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 地震・津波の発生等に関する情報（大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言等を除く）</p> <p>(1) 津波警報等と津波予報の発表</p> <p>(津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th rowspan="2">津波の高さ予想の区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m&lt;予想高さ</td> <td>10m超</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>5m&lt;予想高さ≤10m</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td>3m&lt;予想高さ≤5m</td> <td>5m</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td>1m&lt;予想高さ≤3m</td> <td>3m</td> <td>高い</td> <td>陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td> <td>0.2m≤予想高さ≤1m</td> <td>1m</td> <td>(表記なし)</td> <td>陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	数値での発表	巨大地震の場合の発表	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<予想高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	5m<予想高さ≤10m	10m	3m<予想高さ≤5m	5m	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<予想高さ≤3m	3m	高い	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤予想高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>
津波警報等の種類	発表基準				津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動																																																								
		数値での発表	定性的表現での発表																																																													
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<予想高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																											
		5m<予想高さ≤10m	10m																																																													
		3m<予想高さ≤5m	5m																																																													
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<予想高さ≤3m	3m	高い	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りなどは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。																																																											
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤予想高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。																																																											
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動																																																											
			数値での発表	巨大地震の場合の発表																																																												
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<予想高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																											
		5m<予想高さ≤10m	10m																																																													
		3m<予想高さ≤5m	5m																																																													
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<予想高さ≤3m	3m	高い	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。																																																											
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤予想高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。																																																											
211	<p>○ 全国津波予報区</p> <p>(図の差し替え) (略)</p>	213	<p>○ 全国津波予報区</p> <p>(図の差し替え) (略)</p>																																																													

頁	現行	頁	修正案	理由
212	<p>○ 津波警報・注意報の伝達系統</p> <p>○ 1 神戸地方気象台</p> <p>※1 (略)</p> <p>※2 受領した情報等を電気通信事業者の回線を使用して、各市町及び消防本部に通知することとする。  <u>(伝達系統は「2兵庫県」を参照。この伝達経路は、特別警報が発表された際に通知が義務づけられている経路)</u>          また、副通信系として兵庫衛星通信ネットワークを使用することとする。<u>なお、市町及び消防本部はフェニックス防災システムからも情報等を入手できる。</u></p>	214	<p>○ 津波警報・注意報の伝達系統</p> <p>○ 神戸地方気象台</p> <p>※1 (略)</p> <p>※2 受信した情報等をフェニックス防災システムを使用して、各市町及び消防本部に通知することとする。          また、副通信系として兵庫衛星通信ネットワークを使用することとする。</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p> <p>所管課からの意見に基づく修正</p>





頁	現行	頁	修正案	理由
219	<p>(2) 地震および津波に関する情報の発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 第五管区海上保安本部</li> <li>— 国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所</li> <li>— 国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所</li> <li>— 国土交通省近畿地方整備局神戸港湾事務所</li> <li>— 国土交通省神戸運輸監理部</li> <li>— 兵庫県警察本部警備部災害対策課</li> <li>神戸地方気象台 — 兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課 ※</li> <li>— NHK神戸放送局</li> <li>— ラジオ関西報道制作部</li> <li>— サンテレビ報道部</li> <li>— 神戸新聞社社会部</li> <li>— 関西電力 神戸支店</li> </ul> <p>※ 受領した情報等を電気通信事業者の回線を使用して、各市町及び消防本部に通知することとする。</p> <p>また、副通信系として兵庫衛星通信ネットワークを使用することとする。<u>なお、市町、消防本部は、フェニックス防災システムからも情報等を入手できる。</u></p> <p>なお、東海地震にかかる警戒宣言等に対する情報伝達については、第3編第3章第24節「東海地震にかかる警戒宣言等に対する対応」に記載している。</p> <p>(3) (略)</p>	220	<p>(2) 地震および津波に関する情報の発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 第五管区海上保安本部</li> <li>— 国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所</li> <li>— 国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所</li> <li>— 国土交通省神戸運輸監理部</li> <li>— 兵庫県警察本部警備部災害対策課</li> <li>神戸地方気象台 — 兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課 ※</li> <li>— NHK神戸放送局</li> <li>— ラジオ関西報道制作部</li> <li>— サンテレビ報道部</li> <li>— 神戸新聞社社会部</li> </ul> <p>※ 受信した情報等をフェニックス防災システムを使用して、各市町及び消防本部に通知することとする。</p> <p>また、副通信系として兵庫衛星通信ネットワークを使用することとする。</p> <p>なお、東海地震にかかる警戒宣言等に対する情報伝達については、第3編第3章第24節「東海地震にかかる警戒宣言等に対する対応」に記載している。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p> <p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
222	<p>第3編 災害応急対策計画            第2章 迅速な災害応急活動体制の確立            第3節 情報の収集・伝達            第2款 災害情報の収集・伝達            第1 (略)</p> <p>第2 内容            1～2 (略)</p> <p>3 報告内容            (1) 緊急報告            ①～② (略)            ③ 県は、直ちに県消防防災ヘリコプター、県警察本部ヘリコプターにより、<u>偵察</u>活動を行うとともに、自衛隊及び海上保安本部に対し、航空機による<u>偵察</u>活動を依頼することとする。</p> <p>④～⑥ (略)            (2)～(5) (略)</p> <p>4～11 (略)</p>	223	<p>第3編 災害応急対策計画            第2章 迅速な災害応急活動体制の確立            第3節 情報の収集・伝達            第2款 災害情報の収集・伝達            第1 (略)</p> <p>第2 内容            1～2 (略)</p> <p>3 報告内容            (1) 緊急報告            ①～② (略)            ③ 県は、直ちに県消防防災ヘリコプター、県警察本部ヘリコプターにより、<u>情報収集</u>活動を行うとともに、自衛隊及び海上保安本部に対し、航空機による<u>情報収集</u>活動を依頼することとする。</p> <p>④～⑥ (略)            (2)～(5) (略)</p> <p>4～11 (略)</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

地震災害対策計画

頁	現行	頁	修正案	理由																																																																												
227	<p>○ 各部等における調査事項及び調査（報告）系統</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部 事務局</td> <td>災害即報 (災害の全般的な状況)</td> <td>事務局 ← 各部・各所属 ← 地方本部事務局 市町 ← 市町 [緊急を要する即報] ← 消防本部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>各部局が把握した被害の状況 ライフライン被害・ 復旧状況</td> <td>事務局 ← 各部局総務課等 事務局 ← NTT西日本 [電話] ← 各携帯電話事業者 [携帯電話] ← 関西電力 [電気] ← 大阪ガス [都市ガス] ← (一社)兵庫県エルピーガス協会 [LPガス] ← 健康福祉部生活衛生課 [水道] ← 産業労働部工業振興課 [工業用水道]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>人、住家等の被害 火災による被害</td> <td>事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>避難所開設状況</td> <td>事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>危険物施設等 被害状況</td> <td>事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 ← 消防本部 (重大事案のみ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高圧ガス・ 火薬類被害状況</td> <td>事務局 ← 各事業者</td> </tr> <tr> <td>各部共通</td> <td>公有財産の被害</td> <td>各部総務課 ← 各部各課室 [それぞれの部の調査(報告)系統図に記載されていない公有財産]</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">企画県民部</td> <td>ボランティア活動状況</td> <td>総務課 ← 協働推進室 ← 〇ようごボランティアクラブ ← 市町社会福祉協議会 (兵庫県社会福祉協議会) ボランティアセンター</td> </tr> <tr> <td>本庁舎、総合・ 集合庁舎被害</td> <td>総務課 ← 管財課 ← 本庁舎 ← 総合・集合庁舎</td> </tr> <tr> <td>私立大学の被害状況</td> <td>総務課 ← 私学教育課 ← 私立学校</td> </tr> <tr> <td>県立学校の被害状況</td> <td>総務課 ← 大学課 ← 県立大学</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">健康福祉部</td> <td>社会福祉施設等の被害</td> <td>社会福祉課 ← 生活支援課 ← 健康福祉 ← 人権推進課 ← 事務所 (保健所) ← 市町 ← 介護保険課 ← 県立施設 ← 障害福祉課 ← 障害者支援課 ← こども政策課 ← 児童課</td> </tr> <tr> <td>火葬施設の被害</td> <td>社会福祉課 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町、事務組合 ← 各保健所設置市</td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査（報告）系統	災害対策本部 事務局	災害即報 (災害の全般的な状況)	事務局 ← 各部・各所属 ← 地方本部事務局 市町 ← 市町 [緊急を要する即報] ← 消防本部		各部局が把握した被害の状況 ライフライン被害・ 復旧状況	事務局 ← 各部局総務課等 事務局 ← NTT西日本 [電話] ← 各携帯電話事業者 [携帯電話] ← 関西電力 [電気] ← 大阪ガス [都市ガス] ← (一社)兵庫県エルピーガス協会 [LPガス] ← 健康福祉部生活衛生課 [水道] ← 産業労働部工業振興課 [工業用水道]		人、住家等の被害 火災による被害	事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町		避難所開設状況	事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町		危険物施設等 被害状況	事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 ← 消防本部 (重大事案のみ)		高圧ガス・ 火薬類被害状況	事務局 ← 各事業者	各部共通	公有財産の被害	各部総務課 ← 各部各課室 [それぞれの部の調査(報告)系統図に記載されていない公有財産]	企画県民部	ボランティア活動状況	総務課 ← 協働推進室 ← 〇ようごボランティアクラブ ← 市町社会福祉協議会 (兵庫県社会福祉協議会) ボランティアセンター	本庁舎、総合・ 集合庁舎被害	総務課 ← 管財課 ← 本庁舎 ← 総合・集合庁舎	私立大学の被害状況	総務課 ← 私学教育課 ← 私立学校	県立学校の被害状況	総務課 ← 大学課 ← 県立大学	健康福祉部	社会福祉施設等の被害	社会福祉課 ← 生活支援課 ← 健康福祉 ← 人権推進課 ← 事務所 (保健所) ← 市町 ← 介護保険課 ← 県立施設 ← 障害福祉課 ← 障害者支援課 ← こども政策課 ← 児童課	火葬施設の被害	社会福祉課 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町、事務組合 ← 各保健所設置市	228	<p>○ 各部等における調査事項及び調査（報告）系統</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部 事務局</td> <td>災害即報 (災害の全般的な状況)</td> <td>事務局 ← 各部・各所属 ← 地方本部事務局 市町 ← 市町 [緊急を要する即報] ← 消防本部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>各部局が把握した被害の状況 ライフライン被害・ 復旧状況</td> <td>事務局 ← 各部局総務課等 事務局 ← NTT西日本 [電話] ← 各携帯電話事業者 [携帯電話] ← 関西電力 [電気] ← 大阪ガス [都市ガス] ← (一社)兵庫県LPガス協会 [LPガス] ← 健康福祉部生活衛生課 [水道] ← 産業労働部工業振興課 [工業用水道]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>人、住家等の被害 火災による被害</td> <td>事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>避難所開設状況</td> <td>事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>危険物施設等 被害状況</td> <td>事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 ← 消防本部 (重大事案のみ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高圧ガス・ 火薬類被害状況</td> <td>事務局 ← 各事業者</td> </tr> <tr> <td>各部共通</td> <td>公有財産の被害</td> <td>各部総務課 ← 各部各課室 [それぞれの部の調査(報告)系統図に記載されていない公有財産]</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">企画県民部</td> <td>ボランティア活動状況</td> <td>総務課 ← 県民生活課 ← 〇ようごボランティアクラブ ← 市町社会福祉協議会 (兵庫県社会福祉協議会) ボランティアセンター</td> </tr> <tr> <td>本庁舎、総合・ 集合庁舎被害</td> <td>総務課 ← 管財課 ← 本庁舎 ← 総合・集合庁舎</td> </tr> <tr> <td>私立大学の被害状況</td> <td>総務課 ← 私学教育課 ← 私立学校</td> </tr> <tr> <td>県立学校の被害状況</td> <td>総務課 ← 大学課 ← 県立大学</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">健康福祉部</td> <td>社会福祉施設等の被害</td> <td>社会福祉課 ← 生活支援課 ← 健康福祉 ← 人権推進課 ← 事務所 (保健所) ← 市町 ← 介護保険課 ← 県立施設 ← 障害福祉課 ← 障害者支援課 ← こども政策課 ← 児童課</td> </tr> <tr> <td>火葬施設の被害</td> <td>社会福祉課 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町、事務組合 ← 各保健所設置市</td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査（報告）系統	災害対策本部 事務局	災害即報 (災害の全般的な状況)	事務局 ← 各部・各所属 ← 地方本部事務局 市町 ← 市町 [緊急を要する即報] ← 消防本部		各部局が把握した被害の状況 ライフライン被害・ 復旧状況	事務局 ← 各部局総務課等 事務局 ← NTT西日本 [電話] ← 各携帯電話事業者 [携帯電話] ← 関西電力 [電気] ← 大阪ガス [都市ガス] ← (一社)兵庫県LPガス協会 [LPガス] ← 健康福祉部生活衛生課 [水道] ← 産業労働部工業振興課 [工業用水道]		人、住家等の被害 火災による被害	事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町		避難所開設状況	事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町		危険物施設等 被害状況	事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 ← 消防本部 (重大事案のみ)		高圧ガス・ 火薬類被害状況	事務局 ← 各事業者	各部共通	公有財産の被害	各部総務課 ← 各部各課室 [それぞれの部の調査(報告)系統図に記載されていない公有財産]	企画県民部	ボランティア活動状況	総務課 ← 県民生活課 ← 〇ようごボランティアクラブ ← 市町社会福祉協議会 (兵庫県社会福祉協議会) ボランティアセンター	本庁舎、総合・ 集合庁舎被害	総務課 ← 管財課 ← 本庁舎 ← 総合・集合庁舎	私立大学の被害状況	総務課 ← 私学教育課 ← 私立学校	県立学校の被害状況	総務課 ← 大学課 ← 県立大学	健康福祉部	社会福祉施設等の被害	社会福祉課 ← 生活支援課 ← 健康福祉 ← 人権推進課 ← 事務所 (保健所) ← 市町 ← 介護保険課 ← 県立施設 ← 障害福祉課 ← 障害者支援課 ← こども政策課 ← 児童課	火葬施設の被害	社会福祉課 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町、事務組合 ← 各保健所設置市	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p> <p>所管課からの意見に基づく修正</p>
部	調査事項	調査（報告）系統																																																																														
災害対策本部 事務局	災害即報 (災害の全般的な状況)	事務局 ← 各部・各所属 ← 地方本部事務局 市町 ← 市町 [緊急を要する即報] ← 消防本部																																																																														
	各部局が把握した被害の状況 ライフライン被害・ 復旧状況	事務局 ← 各部局総務課等 事務局 ← NTT西日本 [電話] ← 各携帯電話事業者 [携帯電話] ← 関西電力 [電気] ← 大阪ガス [都市ガス] ← (一社)兵庫県エルピーガス協会 [LPガス] ← 健康福祉部生活衛生課 [水道] ← 産業労働部工業振興課 [工業用水道]																																																																														
	人、住家等の被害 火災による被害	事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町																																																																														
	避難所開設状況	事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町																																																																														
	危険物施設等 被害状況	事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 ← 消防本部 (重大事案のみ)																																																																														
	高圧ガス・ 火薬類被害状況	事務局 ← 各事業者																																																																														
各部共通	公有財産の被害	各部総務課 ← 各部各課室 [それぞれの部の調査(報告)系統図に記載されていない公有財産]																																																																														
企画県民部	ボランティア活動状況	総務課 ← 協働推進室 ← 〇ようごボランティアクラブ ← 市町社会福祉協議会 (兵庫県社会福祉協議会) ボランティアセンター																																																																														
	本庁舎、総合・ 集合庁舎被害	総務課 ← 管財課 ← 本庁舎 ← 総合・集合庁舎																																																																														
	私立大学の被害状況	総務課 ← 私学教育課 ← 私立学校																																																																														
	県立学校の被害状況	総務課 ← 大学課 ← 県立大学																																																																														
健康福祉部	社会福祉施設等の被害	社会福祉課 ← 生活支援課 ← 健康福祉 ← 人権推進課 ← 事務所 (保健所) ← 市町 ← 介護保険課 ← 県立施設 ← 障害福祉課 ← 障害者支援課 ← こども政策課 ← 児童課																																																																														
	火葬施設の被害	社会福祉課 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町、事務組合 ← 各保健所設置市																																																																														
部	調査事項	調査（報告）系統																																																																														
災害対策本部 事務局	災害即報 (災害の全般的な状況)	事務局 ← 各部・各所属 ← 地方本部事務局 市町 ← 市町 [緊急を要する即報] ← 消防本部																																																																														
	各部局が把握した被害の状況 ライフライン被害・ 復旧状況	事務局 ← 各部局総務課等 事務局 ← NTT西日本 [電話] ← 各携帯電話事業者 [携帯電話] ← 関西電力 [電気] ← 大阪ガス [都市ガス] ← (一社)兵庫県LPガス協会 [LPガス] ← 健康福祉部生活衛生課 [水道] ← 産業労働部工業振興課 [工業用水道]																																																																														
	人、住家等の被害 火災による被害	事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町																																																																														
	避難所開設状況	事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町																																																																														
	危険物施設等 被害状況	事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 ← 消防本部 (重大事案のみ)																																																																														
	高圧ガス・ 火薬類被害状況	事務局 ← 各事業者																																																																														
各部共通	公有財産の被害	各部総務課 ← 各部各課室 [それぞれの部の調査(報告)系統図に記載されていない公有財産]																																																																														
企画県民部	ボランティア活動状況	総務課 ← 県民生活課 ← 〇ようごボランティアクラブ ← 市町社会福祉協議会 (兵庫県社会福祉協議会) ボランティアセンター																																																																														
	本庁舎、総合・ 集合庁舎被害	総務課 ← 管財課 ← 本庁舎 ← 総合・集合庁舎																																																																														
	私立大学の被害状況	総務課 ← 私学教育課 ← 私立学校																																																																														
	県立学校の被害状況	総務課 ← 大学課 ← 県立大学																																																																														
健康福祉部	社会福祉施設等の被害	社会福祉課 ← 生活支援課 ← 健康福祉 ← 人権推進課 ← 事務所 (保健所) ← 市町 ← 介護保険課 ← 県立施設 ← 障害福祉課 ← 障害者支援課 ← こども政策課 ← 児童課																																																																														
	火葬施設の被害	社会福祉課 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町、事務組合 ← 各保健所設置市																																																																														

地震災害対策計画

頁	現行	頁	修正案	理由																														
230	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業庁</td> <td>企業庁関連施設被害</td> <td>                     総務課 ← 水道課 ← 猪名川広域水道事務所等                      地域整備課 ← 播磨科学公園都市まちづくり事務所                      情報公園都市建設事務所                      阪神・淡路臨海建設事務所                 </td> </tr> <tr> <td>水防本部</td> <td>水防関係の情報</td> <td>                     水防本部 ← 土木事務所・土地改良事務所等                      水道管理団体（市町）                      河川管理施設ダム・利水ダム                 </td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>                     教育関係の情報                      （                      県市町立学校                      国・県・市町指定文化財                      県市町立教育施設                      ）                 </td> <td>                     総務課 ← 県教育事務所 ← 市町組合教育委員会                      県立教育機関                      県立学校                 </td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>災害全般の被害調査</td> <td>災害対策課 ← 警察署 ← 交番・駐在所</td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査（報告）系統	企業庁	企業庁関連施設被害	総務課 ← 水道課 ← 猪名川広域水道事務所等 地域整備課 ← 播磨科学公園都市まちづくり事務所 情報公園都市建設事務所 阪神・淡路臨海建設事務所	水防本部	水防関係の情報	水防本部 ← 土木事務所・土地改良事務所等 水道管理団体（市町） 河川管理施設ダム・利水ダム	教育委員会	教育関係の情報 （ 県市町立学校 国・県・市町指定文化財 県市町立教育施設 ）	総務課 ← 県教育事務所 ← 市町組合教育委員会 県立教育機関 県立学校	警察本部	災害全般の被害調査	災害対策課 ← 警察署 ← 交番・駐在所	231	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業庁</td> <td>企業庁関連施設被害</td> <td>                     総務課 ← 水道課 ← 猪名川広域水道事務所等                      地域整備課 ← 播磨科学公園都市まちづくり事務所                      北播磨・臨海建設事務所                 </td> </tr> <tr> <td>水防本部</td> <td>水防関係の情報</td> <td>                     水防本部 ← 土木事務所・土地改良事務所等                      水道管理団体（市町）                      河川管理施設ダム・利水ダム                 </td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>                     教育関係の情報                      （                      県市町立学校                      国・県・市町指定文化財                      県市町立教育施設                      ）                 </td> <td>                     総務課 ← 県教育事務所 ← 市町組合教育委員会                      県立教育機関                      県立学校                 </td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>災害全般の被害調査</td> <td>災害対策課 ← 警察署 ← 交番・駐在所</td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査（報告）系統	企業庁	企業庁関連施設被害	総務課 ← 水道課 ← 猪名川広域水道事務所等 地域整備課 ← 播磨科学公園都市まちづくり事務所 北播磨・臨海建設事務所	水防本部	水防関係の情報	水防本部 ← 土木事務所・土地改良事務所等 水道管理団体（市町） 河川管理施設ダム・利水ダム	教育委員会	教育関係の情報 （ 県市町立学校 国・県・市町指定文化財 県市町立教育施設 ）	総務課 ← 県教育事務所 ← 市町組合教育委員会 県立教育機関 県立学校	警察本部	災害全般の被害調査	災害対策課 ← 警察署 ← 交番・駐在所	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
部	調査事項	調査（報告）系統																																
企業庁	企業庁関連施設被害	総務課 ← 水道課 ← 猪名川広域水道事務所等 地域整備課 ← 播磨科学公園都市まちづくり事務所 情報公園都市建設事務所 阪神・淡路臨海建設事務所																																
水防本部	水防関係の情報	水防本部 ← 土木事務所・土地改良事務所等 水道管理団体（市町） 河川管理施設ダム・利水ダム																																
教育委員会	教育関係の情報 （ 県市町立学校 国・県・市町指定文化財 県市町立教育施設 ）	総務課 ← 県教育事務所 ← 市町組合教育委員会 県立教育機関 県立学校																																
警察本部	災害全般の被害調査	災害対策課 ← 警察署 ← 交番・駐在所																																
部	調査事項	調査（報告）系統																																
企業庁	企業庁関連施設被害	総務課 ← 水道課 ← 猪名川広域水道事務所等 地域整備課 ← 播磨科学公園都市まちづくり事務所 北播磨・臨海建設事務所																																
水防本部	水防関係の情報	水防本部 ← 土木事務所・土地改良事務所等 水道管理団体（市町） 河川管理施設ダム・利水ダム																																
教育委員会	教育関係の情報 （ 県市町立学校 国・県・市町指定文化財 県市町立教育施設 ）	総務課 ← 県教育事務所 ← 市町組合教育委員会 県立教育機関 県立学校																																
警察本部	災害全般の被害調査	災害対策課 ← 警察署 ← 交番・駐在所																																

頁	現行	頁	修正案	理由
235	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第3款 通信手段の確保</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 フェニックス防災システム</p> <p>フェニックス防災システムは、防災関係機関の間を兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN等の専用回線で結んでいるほか、ISDNで二重化するなどの対策を講じていることから、災害報告、支援要請等の連絡に活用することとする。</p> <p>(1) フェニックス防災端末設置数</p> <p>310台 (本庁関係課室、各県民局・県民センター、関係地方機関、市町、消防本部、県警察本部、警察署、自衛隊、第五管区海上保安本部、国 (消防庁等)、ライフライン事業者等)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 兵庫県防災行政無線</p> <p>(1) 衛星系 (兵庫衛星通信ネットワーク)</p> <p>① 構成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計 100局</li> <li>・県庁統制局1局、県機関局 (広域防災センター・災害医療センター) 2局、市町・消防本部局 86局 (うち併設局6局)、防災関係機関局9局、平面可搬局2局</li> <li>・地域衛星通信ネットワークの一翼を担うことにより、消防庁、東京事務所、各都道府県等との通話が可能</li> </ul> <p>②～⑧ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	236	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第3款 通信手段の確保</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 フェニックス防災システム</p> <p>フェニックス防災システムは、防災関係機関の間を兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN等の専用回線で結んでいるほか、ISDNや衛星回線で二重化するなどの対策を講じていることから、災害報告、支援要請等の連絡に活用することとする。</p> <p>(1) フェニックス防災端末設置数</p> <p>307台 (本庁関係課室、各県民局・県民センター、関係地方機関、市町、消防本部、県警察本部、警察署、自衛隊、第五管区海上保安本部、国 (消防庁等)、ライフライン事業者等)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 兵庫県防災行政無線</p> <p>(1) 衛星系 (兵庫衛星通信ネットワーク)</p> <p>① 構成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計 84局</li> <li>・県庁統制局1局、県機関局 (広域防災センター・災害医療センター) 2局、市町・消防本部局 70局、防災関係機関局9局、平面可搬局2局</li> <li>・地域衛星通信ネットワークの一翼を担うことにより、消防庁、東京事務所、各都道府県等との通話が可能</li> </ul> <p>②～⑧ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	所管課からの意見に基づく修正

頁	現行	頁	修正案	理由
236	<p><b>3 通信事業者回線等</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <b>非常通話、緊急通話</b>            県は、必要により、<u>あらかじめ登録をした災害時優先電話から102番を呼び出し、優先した通話を申し込むこととする。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	237	<p><b>3 通信事業者回線等</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <b>非常通話、緊急通話</b>            県は、必要により、<u>応急対策に著しい支障が生じる場合には、災害時優先携帯電話を利用し、非常・緊急通話手段を確保する。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	関係機関からの意見に基づく修正
237	<p><b>5 非常通信経路計画</b></p> <p>(1) <b>内容</b>            1～14 (略)</p> <p><u>15 ソフトバンクテレコム通信設備</u>  <u>16 ソフトバンクモバイル無線通信設備</u>  <u>17 日本通運無線通信設備</u> <u>18 各漁業無線</u>  <u>19 アマチュア無線局</u>  <u>20 NHK、各民放、新聞社の無線通信設備</u>  <u>21 各タクシー会社の無線通信設備</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>6 (略)</p>	238	<p><b>5 非常通信経路計画</b></p> <p>(1) <b>内容</b>            1～14 (略)</p> <p><u>15 ソフトバンク無線通信設備</u>  <u>16 日本通運無線通信設備</u> <u>17 各漁業無線</u>  <u>18 アマチュア無線局</u>  <u>19 NHK、各民放、新聞社の無線通信設備</u>  <u>20 各タクシー会社の無線通信設備</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>6 (略)</p>	関係機関からの意見に基づく修正

頁	現行	頁	修正案	理由
249	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第2款 県域の被害への対応</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 関西広域連合に対する応援要請</p> <p>災害の規模が大きく、被害が甚大で兵庫県だけでは対応できない場合には、まず、関西広域連合に対して応援を要請することとする。</p> <p>要請を受けた関西広域連合は、応援内容及び応援先の割当てを「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、構成団体及び連携県（福井県、三重県及び奈良県）と調整の上、行う。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	250	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第2款 県域の被害への対応</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 関西広域連合に対する応援要請</p> <p>災害の規模が大きく、被害が甚大で兵庫県だけでは対応できない場合には、まず、関西広域連合に対して応援を要請することとする。</p> <p>要請を受けた関西広域連合は、応援内容及び応援先の割当てを「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」等に基づき、構成団体及び連携県（福井県、三重県及び鳥取県）と調整の上、行う。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	所管課からの意見に基づく修正
253	<p>4 消防本部</p> <p>(1) 大規模災害時における広域消防応援体制</p> <p>① 広域消防相互応援協定に基づく応援</p> <p>②～③ (略)</p> <p>○ 広域消防応援体制</p> <p>(図の差し替え) (略)</p>	254	<p>4 消防本部</p> <p>(1) 大規模災害時における広域消防応援体制</p> <p>① 広域消防相互応援協定に基づく応援 (消防組織法第39条)</p> <p>②～③ (略)</p>	関係機関からの意見に基づく修正
254	<p>○ 緊急消防援助隊応援要請先</p> <p>④ (略)</p>	255	<p>○ 緊急消防援助隊応援要請先 (消防庁防災課広域応援室)</p> <p>④ (略)</p>	



地震災害対策計画

頁	現行	頁	修正案	理由
	(2) (略)  5 (略)		(2) (略)  5 (略)	

頁	現行	頁	修正案	理由																														
256	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第3款 県外の被害への対応</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 動員の実施</p> <table border="1" data-bbox="197 619 981 962"> <thead> <tr> <th>災害の発生時期</th> <th colspan="2">配 備 体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●勤務時間中</td> <td colspan="2">原則として平常勤務体制で対応することとする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">●勤務時間外</td> <td>当直職員</td> <td>直ちに被害情報又は地震・津波情報の収集に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>防災責任者</td> <td>直ちに参集し、被害情報又は地震・津波情報の収集・伝達に当たるとともに、これらの状況を知事等に報告し、支援の必要性等についての指示を仰ぐこととする。</td> </tr> <tr> <td>副防災監、防災企画課長、災害対策局長、防災企画課長、災害対策課長</td> <td>直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>防災担当指定要員等</td> <td>上記①の場合、防災担当指定要員及び防災企画局・災害対策局のあらかじめ定めた職員は直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>4～8 (略)</p>	災害の発生時期	配 備 体 制		●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。		●勤務時間外	当直職員	直ちに被害情報又は地震・津波情報の収集に当たることとする。	防災責任者	直ちに参集し、被害情報又は地震・津波情報の収集・伝達に当たるとともに、これらの状況を知事等に報告し、支援の必要性等についての指示を仰ぐこととする。	副防災監、防災企画課長、災害対策局長、防災企画課長、災害対策課長	直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。	防災担当指定要員等	上記①の場合、防災担当指定要員及び防災企画局・災害対策局のあらかじめ定めた職員は直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。	257	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第3款 県外の被害への対応</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 動員の実施</p> <table border="1" data-bbox="1137 619 1921 962"> <thead> <tr> <th>災害の発生時期</th> <th colspan="2">配 備 体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●勤務時間中</td> <td colspan="2">原則として平常勤務体制で対応することとする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">●勤務時間外</td> <td>当直職員</td> <td>直ちに被害情報又は地震・津波情報の収集に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>防災責任者</td> <td>直ちに参集し、被害情報又は地震・津波情報の収集・伝達に当たるとともに、これらの状況を知事等に報告し、支援の必要性等についての指示を仰ぐこととする。</td> </tr> <tr> <td>防災企画局長、災害対策局長、防災企画課長、災害対策課長</td> <td>直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>防災担当指定要員等</td> <td>上記①の場合、防災担当指定要員及び防災企画局・災害対策局のあらかじめ定めた職員は直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>4～8 (略)</p>	災害の発生時期	配 備 体 制		●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。		●勤務時間外	当直職員	直ちに被害情報又は地震・津波情報の収集に当たることとする。	防災責任者	直ちに参集し、被害情報又は地震・津波情報の収集・伝達に当たるとともに、これらの状況を知事等に報告し、支援の必要性等についての指示を仰ぐこととする。	防災企画局長、災害対策局長、防災企画課長、災害対策課長	直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。	防災担当指定要員等	上記①の場合、防災担当指定要員及び防災企画局・災害対策局のあらかじめ定めた職員は直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。	<p>組織改正に基づく修正</p>
災害の発生時期	配 備 体 制																																	
●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。																																	
●勤務時間外	当直職員	直ちに被害情報又は地震・津波情報の収集に当たることとする。																																
	防災責任者	直ちに参集し、被害情報又は地震・津波情報の収集・伝達に当たるとともに、これらの状況を知事等に報告し、支援の必要性等についての指示を仰ぐこととする。																																
	副防災監、防災企画課長、災害対策局長、防災企画課長、災害対策課長	直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。																																
	防災担当指定要員等	上記①の場合、防災担当指定要員及び防災企画局・災害対策局のあらかじめ定めた職員は直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。																																
災害の発生時期	配 備 体 制																																	
●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。																																	
●勤務時間外	当直職員	直ちに被害情報又は地震・津波情報の収集に当たることとする。																																
	防災責任者	直ちに参集し、被害情報又は地震・津波情報の収集・伝達に当たるとともに、これらの状況を知事等に報告し、支援の必要性等についての指示を仰ぐこととする。																																
	防災企画局長、災害対策局長、防災企画課長、災害対策課長	直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。																																
	防災担当指定要員等	上記①の場合、防災担当指定要員及び防災企画局・災害対策局のあらかじめ定めた職員は直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。																																

頁	現行	頁	修正案	理由
266	<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第1節 消火活動等の実施            第2款 水防活動の実施            第1 (略)</p> <p>第2 内容            1 水防の責任等            (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 国土交通大臣（水防法第10条第2項、第13条第1項、<u>第13条の2</u>、第16条第1項、第2項、第32条）            気象庁長官と共同して指定河川（猪名川、藻川、円山川、出石川、加古川、揖保川、中川、元川）の洪水予報を行うとともに知事及び関係市町長に通知すること。            あらかじめ指定した河川について※<u>氾濫危険水位</u>（特別警戒水位）到達情報を知事及び関係市町長に通知し、一般に公表すること。            （後略）</p> <p>(5) 知事（水防法第11条第1項、第13条第2項、第13条の2、<u>第16条第1項</u>、第3項）            気象庁長官と共同して指定河川（武庫川、市川、千種川）の洪水予報を行うとともに関係市町長に通知すること。            あらかじめ指定した河川について<u>避難判断水位</u>（特別警戒水位）到達情報を関係者に対し通知し、一般に公表すること。            あらかじめ指定した河川又は海岸について水防警報を発すること等            （新設）</p>	266	<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第1節 消火活動等の実施            第2款 水防活動の実施            第1 (略)</p> <p>第2 内容            1 水防の責任等            (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 国土交通大臣（水防法第10条第2項、第13条第1項、<u>第16条第1項</u>、第2項、第32条）            気象庁長官と共同して指定河川（猪名川、藻川、円山川、出石川、加古川、揖保川、中川、元川）の洪水予報を行うとともに知事及び関係市町長に通知すること。            あらかじめ指定した河川について※<u>洪水特別警戒水位</u>（<u>氾濫危険水位</u>）到達情報を知事及び関係市町長に通知し、一般に公表すること。            （後略）</p> <p>(5) 知事（水防法第11条第1項、第13条第2項、第13条の2、<u>第13条の3</u>、<u>第16条第1項</u>、第3項）            気象庁長官と共同して指定河川（武庫川、市川、千種川）の洪水予報を行うとともに関係市町長に通知すること。            あらかじめ指定した河川、<u>公共下水道等の排水施設等及び海岸</u>について洪水、<u>雨水出水及び高潮</u>の各特別警戒水位到達情報を関係者に対し通知し、一般に公表すること。            あらかじめ指定した河川又は海岸について水防警報を発すること等</p> <p>(6) <u>市町長</u>（水防法第13条の2）            あらかじめ指定した公共下水道等の排水施設等について<u>雨水出水特別警戒水位</u>到達情報を関係者に対し通知し、一般に公表する</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
266	(6) 水防管理者（水防法第 17 条）	266	<u>こと。</u>	所管課からの意見に基づく修正
267	(7) 警察署（水防法第 22 条）	267	(7) 水防管理者（水防法第 17 条）	
	(8) 量水標管理者（水防法第 12 条）		(8) 警察署（水防法第 22 条）	
	(9) 一般県民（水防法第 24 条、第 29 条）		(9) 量水標管理者（水防法第 12 条）	
	(10) 水防協力団体（水防法第 37 条）		(10) 一般県民（水防法第 24 条、第 29 条）	
			(11) 水防協力団体（水防法第 37 条）	
	<b>2 水防組織</b>		<b>2 水防組織</b>	
	(1) (略)		(1) (略)	
	(2) 各班の事務分担		(2) 各班の事務分担	
	① 総務班 緊急対策、本部要員の招集その他水防本部の庶務		① 総務班 緊急対策、本部要員の招集その他水防本部の庶務	
	② 情報連絡班 気象台、庁内関係各課室及び土木事務所等、国土交通省、県警本部等関係機関との情報連絡、水防記録及び広報（災害対策本部設置時の本部と水防部との連絡調整）		② 情報連絡班 気象台、庁内関係各課室及び土木事務所等、国土交通省河川関係事務所、県警本部等関係機関との情報連絡、水防記録及び広報（災害対策本部設置時の本部と水防部との連絡調整）	
	③～⑦ (略)		③～⑦ (略)	

頁	現行	頁	修正案	理由																																								
268	<p><b>3 水防態勢</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <b>水防非常配備</b></p> <p>① (略)</p> <p>② <b>水防非常配備</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>態勢区分</th> <th>配備時期</th> <th>態勢の内容</th> <th>配備人員</th> <th>水防本部長からの指令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1非常配備態勢</td> <td>(1) 今後の気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とするとき。 (2) 震度4の地震が発生したとき。 (自動発令)</td> <td>主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに人員の招集その他活動ができる態勢</td> <td>少数</td> <td>水防指令第1号</td> </tr> <tr> <td>第2非常配備態勢</td> <td>(1) 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想される時。 (2) 水防警報の「準備」が発せられたとき。 (3) 震度5強又は5弱の地震が発生したとき。 (自動発令)</td> <td>水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遂行できる態勢</td> <td>所属人員の半数</td> <td>水防指令第2号</td> </tr> <tr> <td>第3非常配備態勢</td> <td>(1) 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなり、第2非常配備態勢では処理しきれないと予想される時。 (2) 水防警報の「出動」が発せられたとき。 (3) 震度6弱以上の地震が発生したとき。 (自動発令) (4) 津波注意報または津波警報、大津波警報が発表されたとき。 (自動発令)</td> <td>完全な水防態勢</td> <td>所属人員の全員</td> <td>水防指令第3号</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ (自動発令) と記載のあるものは、地震発生又は津波注意報等の発表をもって水防指令が自動的に発令されたものとみなす。</p> <p><b>4 水防指令及び水防警報</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <b>国土交通大臣の発する水防警報</b></p> <p>① 水防警報の対象区域 猪名川、藻川、加古川、揖保川、円山川、奈佐川及び出石川等の国土交通省直轄管理区域</p>	態勢区分	配備時期	態勢の内容	配備人員	水防本部長からの指令	第1非常配備態勢	(1) 今後の気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とするとき。 (2) 震度4の地震が発生したとき。 (自動発令)	主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに人員の招集その他活動ができる態勢	少数	水防指令第1号	第2非常配備態勢	(1) 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想される時。 (2) 水防警報の「準備」が発せられたとき。 (3) 震度5強又は5弱の地震が発生したとき。 (自動発令)	水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遂行できる態勢	所属人員の半数	水防指令第2号	第3非常配備態勢	(1) 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなり、第2非常配備態勢では処理しきれないと予想される時。 (2) 水防警報の「出動」が発せられたとき。 (3) 震度6弱以上の地震が発生したとき。 (自動発令) (4) 津波注意報または津波警報、大津波警報が発表されたとき。 (自動発令)	完全な水防態勢	所属人員の全員	水防指令第3号	268	<p><b>3 水防態勢</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <b>水防非常配備</b></p> <p>① (略)</p> <p>② <b>水防非常配備</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>態勢区分</th> <th>配備時期</th> <th>態勢の内容</th> <th>配備人員</th> <th>水防本部長からの指令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1非常配備態勢</td> <td>(1) 今後の気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とするとき。 (2) 震度4の地震が発生したとき。 (自動発令)</td> <td>主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに人員の招集その他活動ができる態勢</td> <td>所属人員のうちあらかじめ定めた少数の人員を配備</td> <td>水防指令第1号</td> </tr> <tr> <td>第2非常配備態勢</td> <td>(1) 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想される時。 (2) 水防警報の「準備」が発せられたとき。 (3) 震度5強又は5弱の地震が発生したとき。 (自動発令)</td> <td>水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遂行できる態勢</td> <td>所属人員のうちあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配備</td> <td>水防指令第2号</td> </tr> <tr> <td>第3非常配備態勢</td> <td>(1) 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなり、第2非常配備態勢では処理しきれないと予想される時。 (2) 水防警報の「出動」が発せられたとき。 (3) 震度6弱以上の地震が発生したとき。 (自動発令) (4) 津波注意報または津波警報、大津波警報が発表されたとき。 (自動発令)</td> <td>完全な水防態勢</td> <td>原則として所属人員全員を配備</td> <td>水防指令第3号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. (自動発令) と記載のあるものは、地震発生又は津波注意報等の発表をもって水防指令が自動的に発令されたものとみなす。 2. 人員については気象状況等を考慮し、この表に依らず継続した事態に対応した配備も可能とする。</p> <p><b>4 水防指令及び水防警報</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <b>国土交通大臣の発する水防警報</b></p> <p>① 水防警報の対象区域 猪名川、藻川、加古川、<u>東条川</u>、<u>万願寺川</u>、<u>揖保川</u>、<u>中川</u>、<u>元川</u>、<u>林田川</u>、<u>栗栖川</u>、<u>円山川</u>、<u>奈佐川</u>及び出石川の国土交通</p>	態勢区分	配備時期	態勢の内容	配備人員	水防本部長からの指令	第1非常配備態勢	(1) 今後の気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とするとき。 (2) 震度4の地震が発生したとき。 (自動発令)	主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに人員の招集その他活動ができる態勢	所属人員のうちあらかじめ定めた少数の人員を配備	水防指令第1号	第2非常配備態勢	(1) 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想される時。 (2) 水防警報の「準備」が発せられたとき。 (3) 震度5強又は5弱の地震が発生したとき。 (自動発令)	水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遂行できる態勢	所属人員のうちあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配備	水防指令第2号	第3非常配備態勢	(1) 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなり、第2非常配備態勢では処理しきれないと予想される時。 (2) 水防警報の「出動」が発せられたとき。 (3) 震度6弱以上の地震が発生したとき。 (自動発令) (4) 津波注意報または津波警報、大津波警報が発表されたとき。 (自動発令)	完全な水防態勢	原則として所属人員全員を配備	水防指令第3号	所管課からの意見に基づく修正
態勢区分	配備時期	態勢の内容	配備人員	水防本部長からの指令																																								
第1非常配備態勢	(1) 今後の気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とするとき。 (2) 震度4の地震が発生したとき。 (自動発令)	主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに人員の招集その他活動ができる態勢	少数	水防指令第1号																																								
第2非常配備態勢	(1) 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想される時。 (2) 水防警報の「準備」が発せられたとき。 (3) 震度5強又は5弱の地震が発生したとき。 (自動発令)	水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遂行できる態勢	所属人員の半数	水防指令第2号																																								
第3非常配備態勢	(1) 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなり、第2非常配備態勢では処理しきれないと予想される時。 (2) 水防警報の「出動」が発せられたとき。 (3) 震度6弱以上の地震が発生したとき。 (自動発令) (4) 津波注意報または津波警報、大津波警報が発表されたとき。 (自動発令)	完全な水防態勢	所属人員の全員	水防指令第3号																																								
態勢区分	配備時期	態勢の内容	配備人員	水防本部長からの指令																																								
第1非常配備態勢	(1) 今後の気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とするとき。 (2) 震度4の地震が発生したとき。 (自動発令)	主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに人員の招集その他活動ができる態勢	所属人員のうちあらかじめ定めた少数の人員を配備	水防指令第1号																																								
第2非常配備態勢	(1) 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想される時。 (2) 水防警報の「準備」が発せられたとき。 (3) 震度5強又は5弱の地震が発生したとき。 (自動発令)	水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遂行できる態勢	所属人員のうちあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配備	水防指令第2号																																								
第3非常配備態勢	(1) 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなり、第2非常配備態勢では処理しきれないと予想される時。 (2) 水防警報の「出動」が発せられたとき。 (3) 震度6弱以上の地震が発生したとき。 (自動発令) (4) 津波注意報または津波警報、大津波警報が発表されたとき。 (自動発令)	完全な水防態勢	原則として所属人員全員を配備	水防指令第3号																																								
				所管課からの意見に基づく修正																																								

頁	現行	頁	修正案	理由
268	<p>② 水防警報の種類</p> <p>待機 水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。</p> <p>準備 水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、幹部の出動等に対するもので、上流の雨量に基づいて発令する。</p> <p>出動 水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて発令する。</p> <p>解除 水防活動の終了の通知を行う。</p> <p>適宜 水位 水位の上昇下降、滞水時間、最高水位、時刻等、水防活動上必要とする水位状況を通知する。</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (略)</p> <p>5 (略)</p>	268	<p>省直轄管理区域</p> <p>② 水防警報の種類</p> <p>待機 水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。</p> <p>準備 水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、幹部の出動等に対するもので、上流の雨量に基づいて発令する。</p> <p>出動 水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて発令する。</p> <p>解除 水防活動の終了の通知を行う。</p> <p>適宜 水位 水位の上昇下降、滞水時間、最高水位、時刻等、水防活動上必要とする水位状況を通知する。</p> <p><u>(津波時) ※姫路河川国道事務所のみ</u></p> <p><u>出動 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</u></p> <p><u>解除 水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
278	<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第2節 救助・救急、医療対策の実施            第3款 医療・助産対策の実施            第1 (略)</p> <p>第2 内容            1～7 (略)</p> <p>8 患者等搬送体制            (1)～(2) (略)            (3) 県、災害医療センターは、道路の寸断や交通渋滞等で救急車による搬送が困難な場合、ヘリコプターや船艇による患者搬送を行えるよう<u>神戸市消防局</u>、自衛隊、海上保安本部、ドクターヘリ基地病院等と調整を行うこととする。            (4)～(6) (略)</p> <p>9～11 (略)</p>	278	<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第2節 救助・救急、医療対策の実施            第3款 医療・助産対策の実施            第1 (略)</p> <p>第2 内容            1～7 (略)</p> <p>8 患者等搬送体制            (1)～(2) (略)            (3) 県、災害医療センターは、道路の寸断や交通渋滞等で救急車による搬送が困難な場合、ヘリコプターや船艇による患者搬送を行えるよう<u>消防機関</u>、自衛隊、海上保安本部、ドクターヘリ基地病院等と調整を行うこととする。            (4)～(6) (略)</p> <p>9～11 (略)</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
284	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第3節 交通・輸送対策の実施</p> <p>第1款 交通の確保対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 陸上交通の確保</p> <p>(1) 道路法(第46条)に基づく応急対策</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 兵庫県道路公社が管理する有料道路(「兵庫県道路公社－防災対策要領」による。)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 兵庫県道路公社は、通行規制の実施に際しては、次の事項に留意することとする。</p> <p>(ア) 通行禁止の規制を実施する場合は、道路情報板等により、通行中の車両に対して通行禁止の表示を行うとともに、通行禁止区間内のランプ又は通行禁止区間外の本線又は一般道から通行禁止区間内に車両が流入しないように措置するとともに、迂回路の情報提供に努めることとする。</p> <p>(イ) (略)</p>	284	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第3節 交通・輸送対策の実施</p> <p>第1款 交通の確保対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 陸上交通の確保</p> <p>(1) 道路法(第46条)に基づく応急対策</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 兵庫県道路公社が管理する有料道路(「兵庫県道路公社－防災対策要領」による。)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 兵庫県道路公社は、通行規制の実施に際しては、次の事項に留意することとする。</p> <p>(ア) 通行禁止の規制を実施する場合は、道路情報板等により、通行中の車両に対して通行禁止の表示を行うとともに、通行禁止区間内のランプ又は通行禁止区間外の本線又は一般道から通行禁止区間内に車両が流入しないようにし、あわせて迂回路の情報提供に努めることとする。</p> <p>(イ) (略)</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>
285	<p>(2) 被災区域への流入抑制</p> <p>県警察本部は、災害が発生した直後において、次により避難路及び緊急交通路について優先的にその機能の確保を図ることとする。</p> <p>① 県警察本部は、混乱防止及び緊急交通路を確保するため、被</p>	285	<p>(2) 被災地域への流入抑制</p> <p>県警察本部は、災害が発生した直後、人命救助、被害の拡大防止、負傷者の搬送等に要する人員及び物資の輸送を行う車両等の通行の確保を図ることとする。</p> <p>① 災害発生直後は、被災地域への車両の流入抑制を図り、緊急</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>



頁	現行	頁	修正案	理由
285	<p><u>災区域への流入抑制のための交通整理、交通規制等を実施することとする。</u></p> <p>② <u>県警察本部は、流入規制のための交通整理、交通規制等を行う場合、関係都道府県と連絡を取りつつ行うこととする。</u></p> <p>③ <u>県警察本部は、流入規制を実施する際、被災地周辺の警察と共に周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施することとする。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ <u>現場警察官又は警察署長・高速道路警察隊長は、災害対策基本法に基づく交通規制が未だなされていない場合において、必要により、道路交通法による迅速な交通規制を実施することとする。</u></p> <p>(3) <u>災害対策基本法に基づく交通規制（発災時から4、5日ないし1週間程度）</u></p> <p>① (略)</p> <p>② 周知徹底          県公安委員会は、災害対策基本法に基づく交通規制を行う場合、災害対策本部、関係府県公安委員会、道路管理者、<u>関係警察署等と連携して、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は始期）などあらゆる広報媒体を活用して住民等に周知することとする。</u></p> <p>③ (略)</p>	285	<p><u>通行車両など災害発生の初期段階において真に必要な車両の通行を確保するため、高速自動車国道・自動車専用道路を中心として、道路交通法第4条による広域的な交通規制を速やかに実施する。</u></p> <p>② <u>被災地域への車両の流入抑制を図るため実施された交通規制の範囲、交通規制の対象について、広報を実施する。</u></p> <p>③ <u>大規模災害時の交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定等について関係府県警察、道路管理者等と連絡、調整を行う。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ <u>高速道路警察隊長、警察署長又は現場警察官は、災害対策基本法に基づく交通規制が未だなされていない場合において、必要により、道路交通法による迅速な交通規制を実施することとする。</u></p> <p>(3) <u>災害対策基本法に基づく交通規制（発災時から4、5日ないし1週間程度）</u></p> <p>① (略)</p> <p>② 周知徹底          県公安委員会は、災害対策基本法に基づく交通規制を行う場合、災害対策本部、関係府県公安委員会、道路管理者等と連携して、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は始期）などあらゆる広報媒体を活用して住民等に周知することとする。</p> <p>③ (略)</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
286	<p>④ 警察官等の措置命令及び措置（災害対策基本法第76条の3）          ア 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、車両その他の物件の移動その他必要な措置をとることを命じ、又は警察官自ら当該措置をとることができ</p>	286	<p>④ 警察官等の措置命令及び措置（災害対策基本法第76条の3）          ア 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、車両その他の物件の移動その他必要な措置をとることを命じ、又は警察官自ら当該措置をとることができ</p>	

頁	現行	頁	修正案	理由
286	<p>ることとする。</p> <p>また、県警察本部は、日本自動車連盟及び自動車修理業レッカー事業協同組合との覚書に基づき、必要に応じて緊急通行車両の通行の妨害となっている<u>放置自転車</u>の排除活動について協力要請を行うこととする。</p> <p>イ～ウ（略）</p> <p>⑤ う回路対策</p> <p>ア 県警察本部は、<u>県公安委員会が幹線道路等の通行禁止等を実施する場合、必要に応じてう回路を設定し、う回路のための交通要所に警察官等を配置することとする。</u></p>	286	<p>ることとする。</p> <p>また、県警察本部は、日本自動車連盟及び<u>兵庫県</u>自動車修理業レッカー事業協同組合との覚書に基づき、必要に応じて緊急通行車両の通行の妨害となっている<u>放置自動車</u>の排除活動について協力要請を行うこととする。</p> <p>イ～ウ（略）</p> <p>⑤ <u>迂回路対策</u></p> <p>ア 県警察本部は、<u>迂回路の設定及び迂回路への誘導については、道路管理者との共同点検の実施等により、危険箇所がないことを確認した上、行うこととする。この場合において、必要に応じて警察官を交通要所に配置するなど、危険を回避するための措置をとるものとする。</u></p>	所管課からの意見に基づく修正
287	<p>イ 県警察本部は、<u>う回路について安全対策のために必要と認められるとき、大型車の通行禁止や速度規制等の交通規制を実施するほか、危険箇所がある場合は、道路管理者と連携し必要な表示を行う等所要の措置を講じることとする。</u></p> <p>⑥（略）</p> <p>(4) 緊急交通路の通行を認める車両</p> <p>①（略）</p> <p>② 規制除外車両</p> <p>民間業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、県公安委員会の意思決定により通行を認める車両。</p> <p>(5) 緊急通行車両、規制除外車両の事前届出</p> <p>①（略）</p> <p>② 規制除外車両のうち事前届出の対象とする車両</p> <p>ア～イ（略）</p> <p>ウ <u>患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）</u></p>	287	<p>イ 県警察本部は、<u>迂回路に設定された道路に信号機の倒壊及び停電による滅灯等がある場合は、速やかに当該状況を確認し、警察官の配置、信号機電源付加装置による電源の回復、必要な交通規制の実施等の措置をとるものとする。</u></p> <p>⑥（略）</p> <p>(4) 緊急交通路の通行を認める車両</p> <p>①（略）</p> <p>② 規制除外車両</p> <p>民間業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両、<u>災害応急対策等に従事する自衛隊及び外交官関係の車両で特別な自動車番号票を有するもの</u>であって、県公安委員会の意思決定により通行を認める車両。</p> <p>(5) 緊急通行車両、規制除外車両の事前届出</p> <p>①（略）</p> <p>② 規制除外車両のうち事前届出の対象とする車両</p> <p>ア～イ（略）</p> <p>ウ <u>患者等を搬送するための特別な構造又は装置を備えた車両</u></p>	所管課からの意見に基づく修正

頁	現行	頁	修正案	理由
287	<p data-bbox="235 196 931 225">エ <u>建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両</u></p> <p data-bbox="185 280 353 309">(6)～(9) (略)</p> <p data-bbox="185 368 327 397">3～5 (略)</p>	287	<p data-bbox="1178 196 1921 268">エ <u>道路啓開のための車両、建設用の重機又は建設用の重機と同一の使用者による当該重機を輸送するための車両</u></p> <p data-bbox="1128 280 1296 309">(6)～(9) (略)</p> <p data-bbox="1128 368 1270 397">3～5 (略)</p>	<p data-bbox="1957 196 2170 268">所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
292	<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第3節 交通・輸送対策の実施            第2款 緊急輸送対策の実施            第1 (略)</p> <p>第2 内容            1 (略)</p> <p>2 緊急輸送対策            (1) 陸上輸送の確保 (緊急交通路の指定)            県公安委員会は、救助・消火等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、災害対策基本法第76条に基づく交通規制を実施する場合は、県警察本部があらかじめ指定した緊急交通路予定路線の中から、被災状況、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急の的確かつ円滑な実施等を勘案の上、必要な区間及び地域について交通規制を実施することとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	292	<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第3節 交通・輸送対策の実施            第2款 緊急輸送対策の実施            第1 (略)</p> <p>第2 内容            1 (略)</p> <p>2 緊急輸送対策            (1) 陸上輸送の確保 (緊急交通路の指定)            県公安委員会は、救助・消火等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、<u>道路交通法及び</u>災害対策基本法第76条に基づく交通規制を実施する場合は、県警察本部があらかじめ指定した緊急交通路予定路線の中から、被災状況、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急の的確かつ円滑な実施等を勘案の上、必要な区間及び地域について交通規制を実施することとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
296	<p>第3編 災害応急対策計画                      第3章 円滑な災害応急活動の展開                      第4節 避難対策の実施                      第1 (略)</p> <p>第2 内容                      1 実施機関                      (1) 避難の勧告・指示</p> <p>避難の勧告・指示の実施責任機関は次の通りとするが、知事は市町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。</p> <p>(災害対策基本法第60条第6項～8項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 避難の勧告 災害全般について 市町長 (災害対策基本法第60条)</li> <li>② 避難の指示                             <ul style="list-style-type: none"> <li>洪水、津波又は高潮について 知事又はその命を受けた職員 (水防法第29条)</li> <li>水防管理者 (水防法第29条)</li> <li>地すべりについて 知事又はその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)</li> <li>市町長 (災害対策基本法第60条)</li> <li>災害全般について                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>警察官 (警察官職務執行法第4条第1項)</li> <li>災害対策基本法第61条</li> <li>自衛官 (自衛隊法第94条)</li> <li>海上保安官 (災害対策基本法第61条)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>(2) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	296	<p>第3編 災害応急対策計画                      第3章 円滑な災害応急活動の展開                      第4節 避難対策の実施                      第1 (略)</p> <p>第2 内容                      1 実施機関                      (1) 避難の勧告・指示</p> <p>避難の勧告・指示の実施責任機関は次の通りとするが、知事は市町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。</p> <p>(災害対策基本法第60条第6項～8項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 避難の勧告 災害全般について 市町長 (災害対策基本法第60条)</li> <li>② 避難の指示                             <ul style="list-style-type: none"> <li>洪水、雨水出水、津波又は高潮について 知事又はその命を受けた職員 (水防法第29条)</li> <li>水防管理者 (水防法第29条)</li> <li>地すべりについて 知事又はその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)</li> <li>市町長 (災害対策基本法第60条)</li> <li>災害全般について                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>警察官 (警察官職務執行法第4条第1項)</li> <li>災害対策基本法第61条</li> <li>自衛官 (自衛隊法第94条)</li> <li>海上保安官 (災害対策基本法第61条)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>(2) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
304	<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第5節 住宅の確保            第1 (略)</p> <p>第2 内容            1 (略)</p> <p>2 応急仮設住宅の供与            (1)～(6) (略)            (7) 生活環境の整備            ① (略)            ② 県、市町は、地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要な<u>独居高</u>齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努めることとする。</p> <p>3～7 (略)</p>	304	<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第5節 住宅の確保            第1 (略)</p> <p>第2 内容            1 (略)</p> <p>2 応急仮設住宅の供与            (1)～(6) (略)            (7) 生活環境の整備            ① (略)            ② 県、市町は、地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要な<u>要介護</u>高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努めることとする。</p> <p>3～7 (略)</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
324	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第9節 災害時要援護者支援対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報の提供</p> <p>県は、市町と協力し、高齢者・障害者等災害時要援護者に対する情報提供ルールの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報伝達ルート……市町、県・市町社会福祉協議会、福祉ボランティア等</li> <li>・伝達手段……………広報資料、広報誌（紙）、文字放送、ファクシミリ、インターネット、<u>携帯電話のメール、防災行政無線、広報車</u> 等 (→「災害広報の実施」の項を参照)</li> </ul>	324	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第9節 災害時要援護者支援対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報の提供</p> <p>県は、市町と協力し、高齢者・障害者等災害時要援護者に対する情報提供ルールの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報伝達ルート……市町、県・市町社会福祉協議会、福祉ボランティア等</li> <li>・伝達手段……………<u>広報資料、広報誌（紙）、文字放送、ファクシミリ(音声応答)、インターネット、障害者向け緊急情報提供システム</u> 等 (→<u>第11節第1款「災害広報の実施」</u>の項を参照)</li> </ul>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
325	<p>3 (略)</p> <p>4 生活支援</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 避難所等における配慮</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 福祉サービスの提供</p> <p>県、市町は、福祉サービスが必要な<u>独居</u>高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、きめ細かな対応に努めることとする。その際、避難所においても介護保険サービスの利用が可能であることに留意することとする。</p>	325	<p>3 (略)</p> <p>4 生活支援</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 避難所等における配慮</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 福祉サービスの提供</p> <p>県、市町は、福祉サービスが必要な<u>要介護</u>高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、きめ細かな対応に努めることとする。その際、避難所においても介護保険サービスの利用が可能であることに留意することとする。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

地震災害対策計画

頁	現行	頁	修正案	理由
	<p>④ (略)</p> <p>5～10 (略)</p>		<p>④ (略)</p> <p>5～10 (略)</p>	



頁	現行	頁	修正案	理由
329	<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第11節 災害情報等の提供と相談活動の実施            第1款 災害広報の実施            第1 (略)</p> <p>第2 内容            1 基本方針            (1) (略)            (2) 広報の方法            県、市町等は、記者発表等による情報提供のほか、あらゆる媒体を活用して広報に努めることとする。            ①～⑭ (略)            ⑮ <u>災害情報共有システム (Lアラート) の活用</u></p> <p>2～5 (略)</p>	329	<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第11節 災害情報等の提供と相談活動の実施            第1款 災害広報の実施            第1 (略)</p> <p>第2 内容            1 基本方針            (1) (略)            (2) 広報の方法            県、市町等は、記者発表等による情報提供のほか、あらゆる媒体を活用して広報に努めることとする。            ①～⑭ (略)            ⑮ <u>Lアラート (災害情報共有システム) の活用</u></p> <p>2～5 (略)</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
337	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第12節 廃棄物対策の実施 第1款 ガレキ対策の実施 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 市町の措置 (1) (略) (2) 処理作業過程 ①～② (略) ③ 県への応援要請 市町は、最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、速やかに<u>県へ支援要請を行うこととする。</u></p> <p>2 県の措置 (1)～(2) (略) (3) 広域的支援要請 ア (略) イ 被災市町や県内市町でガレキの処理を行うことが困難であると認められる場合には、<u>県は、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ他府県や関係省庁に支援を要請することとする。</u></p> <p>3～4 (略)</p>	337	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第12節 廃棄物対策の実施 第1款 ガレキ対策の実施 第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 市町の措置 (1) (略) (2) 処理作業過程 ①～② (略) ③ 県等への応援要請 市町は、<u>近隣市町等の応援のみでは最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請することとする。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。</u></p> <p>2 県の措置 (1)～(2) (略) (3) 広域的支援要請 ア (略) イ <u>県は、被災市町や県内市町でガレキの処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ他府県や関係省庁に支援を要請することとする。市町から処理に関する事務委託について、要請があった場合には受託し、適正に処理を行うこととする。</u></p> <p>3～4 (略)</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p> <p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
339	<p>第3編 災害応急対策計画                      第3章 円滑な災害応急活動の展開                      第12節 廃棄物対策の実施                      第2款 ごみ処理対策の実施                      第1 (略)</p> <p>第2 内容                      1 市町の措置                      (1) (略)                      (2) 処理作業過程                      ①～② (略)                      ③ 県等への応援要請                      ア (略)                      イ 市町は、近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、<u>県に対して広域的な支援の要請を行うこととする。県は、同協定に基づき、県内市町による応援体制を調整することとする。</u></p> <p>2 県の措置                      (1) (略)                      (2) 県は、被災市町や県内市町で生活ごみ等の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ他府県や関係省庁に対し、支援を要請することとする。</p> <p>3～4 (略)</p>	339	<p>第3編 災害応急対策計画                      第3章 円滑な災害応急活動の展開                      第12節 廃棄物対策の実施                      第2款 ごみ処理対策の実施                      第1 (略)</p> <p>第2 内容                      1 市町の措置                      (1) (略)                      (2) 処理作業過程                      ①～② (略)                      ③ 県等への応援要請                      ア (略)                      イ 市町は、近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、<u>速やかに県に対して広域的な応援を要請することとする。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。</u></p> <p>2 県の措置                      (1) (略)                      (2) 県は、被災市町や県内市町で生活ごみ等の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ他府県や関係省庁に対し、支援を要請することとする。<u>市町から処理に関する事務委託について、要請があった場合には受託し、適正に処理を行うこととする。</u></p> <p>3～4 (略)</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p> <p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
341	<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第12節 廃棄物対策の実施            第3款 し尿処理対策の実施            第1 (略)</p> <p>第2 内容            1 市町の措置            (1)～(3) (略)            (4) 県等への応援要請            ① (略)            ② 市町は、近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、県に対して、広域的な<u>支援の要請を行う</u>こととする。</p> <p>2～4 (略)</p>	341	<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第12節 廃棄物対策の実施            第3款 し尿処理対策の実施            第1 (略)</p> <p>第2 内容            1 市町の措置            (1)～(3) (略)            (4) 県等への応援要請            ① (略)            ② 市町は、近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「<u>兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定</u>」に基づき、速やかに<u>県に対して、広域的な応援を要請することとする。</u></p> <p>2～4 (略)</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
355	<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第16節 交通・輸送施設の応急対策の実施            第1 (略)</p> <p>第2 内容            1～7 (略)</p> <p>8 神戸高速鉄道(株)の応急対策            (1) 対策本部の設置  <u>災害が発生した場合、適確かつ迅速な応急対策をとるため、対策本部を設置することとする。</u>            (2) 発災時の初動態勢            ① 運行規制            ア 震度4の場合  <u>全線にわたって列車運転の一時休止を指令することとする。震動がなくなったと認められるときは、徐行運転(毎時25km以下)を指令し、施設の点検後、安全を確認の上、運転規制を解除することとする。</u>            イ 震度5弱以上の場合  <u>全線にわたって列車運転の一時休止を指令することとする。震動がなくなったと認められるときも列車運転の再開を指示せず、その後の運転開始に当たって施設の点検後、安全を確認の上運転規制を解除することとする。(ただし、特定の箇所では運転速度を規制する必要があるときは、当該箇所の運転速度を規制した上で解除することとする。)</u>            ウ 列車の停止  <u>運転中に強い地震を感知したとき、又は運転指令者から運転停止の指示があったときは、直ちに列車を停止することとする。駅間の途中で停止させるときは、曲線、勾配線、トン</u></p>	355	<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第16節 交通・輸送施設の応急対策の実施            第1 (略)</p> <p>第2 内容            1～7 (略)</p> <p>8 神戸高速鉄道(株)の応急対策  <u>「鉄道施設における応急対策」については、運行会社である阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株)および神戸電鉄(株)が管理し、取扱いを定めている。</u>  <u>【管理区分】</u>  <u>阪急電鉄(株)：阪急神戸三宮 ～ 高速神戸</u>  <u>阪神電気鉄道(株)：元町 ～ 西代</u>  <u>神戸電鉄(株)：新開地 ～ 湊川</u></p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
355	<p><u>ネル、橋りょう、踏切道又は閑そく信号機を越えた箇所はできるだけ避け、やむを得ず停止したときは、運転指令者の承認を得た後、移動する。</u></p> <p><u>エ 通用連絡</u>  <u>無線で運転指令者に列車停止位置、線路・乗客の状態を報告することとする。</u></p> <p><u>オ 放送案内</u>  <u>乗務員は、相互に連絡、情報を交換し、運転指令者からの連絡により状況を把握して、速やかに乗客への案内放送を実施した上、運転士と協力して車内秩序を維持する。</u></p> <p><u>② 乗客の避難・救護対策</u></p> <p><u>ア 駅における避難誘導</u></p> <p><u>(ア) 駅長は、係員を指揮して旅客を安全な場所へ避難誘導することとする。</u></p> <p><u>(イ) 旅客を安全な場所に誘導した後、地方公共団体があらかじめ定めた避難所の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達することとする。</u></p> <p><u>イ 列車乗務員が行う旅客の避難誘導</u></p> <p><u>列車が駅に停止している場合は、駅長が指示し、列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として旅客は降車させないが、やむを得ず旅客を降車させる場合は、次により実施することとする。</u></p> <p><u>(ア) 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行うこととする。</u></p> <p><u>(イ) 特に婦女子に注意し、他の乗客に協力を要請して安全に降車を行うこととする。</u></p> <p><u>(ウ) 隣接路線に立ち入ることの危険性について、放送等により周知徹底し、併発事故を防止することとする。</u></p> <p><u>ウ 事故発生時の救護活動</u>  <u>地震の発生と共に旅客の避難状況を把握して、次の措置を実施することとする。</u></p>			<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

地震災害対策計画

頁	現行	頁	修正案	理由
355	<p><u>(ア) 放送により状況を案内することとする。</u></p> <p><u>(イ) 負傷者、災害時要援護者を優先救護することとする。</u></p> <p><u>(ウ) 営業を停止して、駅構内の混乱拡大の防止に努めることとする。</u></p> <p><u>(エ) 被害の防止により救護所を開設することとする。</u></p> <p>9～10（略）</p>	9～10（略）	9～10（略）	関係機関からの意見に基づく修正

頁	現行	頁	修正案	理由
359	<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第17節 ライフラインの応急対策の実施            第1款 電力の確保            第1 (略)</p> <p>第2 内容            1 (略)</p> <p>2 関西電力㈱の応急対策            (1) 地震発生直後の対応            ① 応急対策人員の確保  <u>ア 協力会社等も含め、応急対策（工事）に従事可能な人員をあらかじめ調査し、把握することとする。</u>  <u>イ 非常災害時における特別組織の構成により、動員体制を確立すると同時に連絡方法を明確にする。</u>  <u>なお、交通途絶や対策要員自身の被災により参集困難となった場合の対応要領についてあらかじめ定めておくこととする。</u>  <u>ウ 社外者（協力会社等）及び他電力会社に応援を求める場合の連絡体制を確立するとともに、応援の受入れ、管理及び指揮の体制を確立することとする。</u></p> <p>② 非常災害時の体制  <u>非常災害が発生した場合には、規模、その他の状況により、非常災害に係る復旧対策を推進するために非常災害対策本部等</u></p>	359	<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第17節 ライフラインの応急対策の実施            第1款 電力の確保            第1 (略)</p> <p>第2 内容            1 (略)</p> <p>2 関西電力㈱の応急対策            (1) 災害応急対策に関する事項            ① 対策要員の確保  <u>ア 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。</u>  <u>イ 対策組織が設置された場合、対策要員は、すみやかに所属する対策組織に出勤する。</u>  <u>なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出勤する。ただし、津波により避難が必要となる地域の事業所については、津波の恐れがなくなった後に出勤するものとする。</u></p> <p>② 復旧要員の広域運営  <u>他電力会社、電源開発株式会社および電力広域的運営推進機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行う。</u></p> <p>③ 非常災害時の体制  <u>各支社の所管する地域において、非常事態が発生し、または発生する恐れがある場合における、当該地域の災害に係る予防</u></p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>



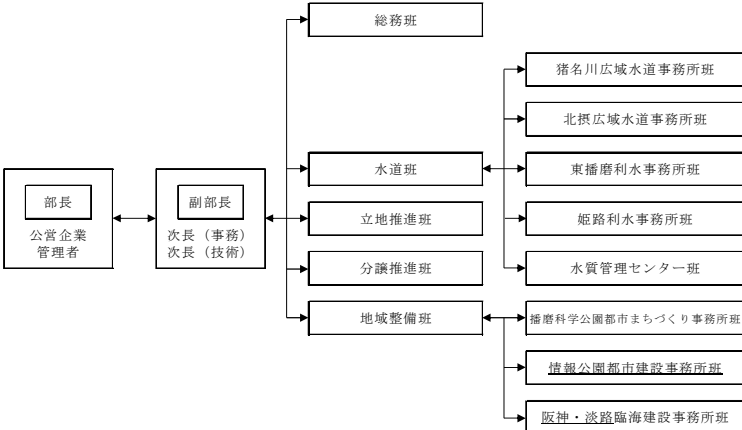
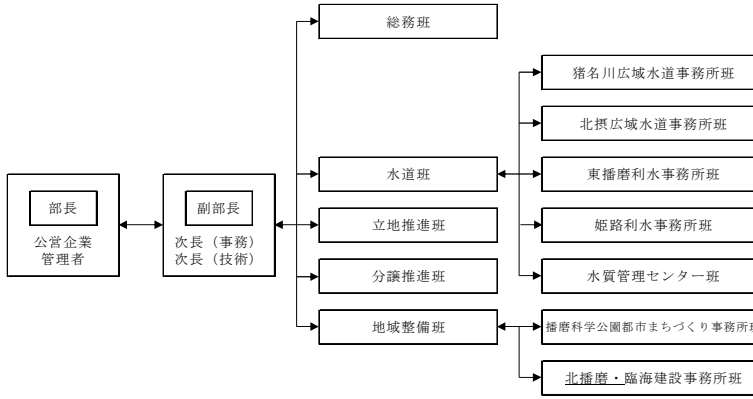
頁	現行	頁	修正案	理由
359	<p><u>の対策組織を設置し、被害復旧等応急対策を実施することとする。</u></p> <p>③ <u>被害状況の把握</u></p> <p>ア <u>電力施設の被害状況を把握し、復旧対策に当たることとする。</u></p> <p>イ <u>電力施設のみならず、道路の被害状況等の災害全般にわたる被害状況を把握することとする。</u></p> <p>④ <u>応急復旧用資機材の整備、確保</u></p> <p>ア <u>保有資機材を確認し、在庫量を把握することとする。</u></p> <p>イ <u>応急復旧資機材を緊急に手配することとする。</u></p> <p>ウ <u>道路情報を入手の上、応急復旧用資機材の運搬方法、ルート等を検討し、輸送手段を確保することとする。</u></p>	359	<p><u>または復旧対策活動を統括するための対策組織を、支社等の長で協議のうえ、あらかじめ定めておく。</u></p> <p>④ <u>災害時における情報の収集、連絡</u></p> <p><u>災害が発生した場合は、対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、すみやかに上位機関の対策組織に報告する。</u></p> <p>ア <u>気象、地象情報</u></p> <p>イ <u>一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報</u></p> <p>ウ <u>社外対応状況</u></p> <p>エ <u>電力施設等の被害状況および復旧状況</u></p> <p>オ <u>停電による主な影響状況</u></p> <p>カ <u>復旧資材、復旧要員、食糧等に関する事項</u></p> <p>キ <u>従業員等の被災状況</u></p> <p>ク <u>その他災害に関する情報</u></p> <p>⑤ <u>災害時における復旧資機材の確保</u></p> <p>ア <u>調達</u></p> <p><u>対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により、可及的すみやかに確保する。</u></p> <p>(ア) <u>現地調達</u></p> <p>(イ) <u>対策組織相互の流用</u></p> <p>(ウ) <u>他電力会社等からの融通</u></p>	関係機関からの意見に基づく修正
360	<p>エ <u>緊急用資機材の現地調達及び使用に関する県又は市町との連携を確保することとする。</u></p> <p>オ <u>災害時において、復旧用資機材置場としての用地確保の必要があり、かつ自社単独の交渉によってはこれが遅延すると思われる場合（他人の土地を使用する必要がある場合等）には、県又は市町に要請して確保を図ることとする。</u></p>	360	<p>イ <u>輸送</u></p> <p><u>災害対策用の資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。</u></p> <p>ウ <u>復旧資材置場等の確保</u></p> <p><u>災害時において、復旧資機材置場および仮設用用地が緊急</u></p>	

頁	現行	頁	修正案	理由
360	<p>(2) 復旧作業過程</p> <p>① 復旧順位に基づく復旧箇所の決定</p> <p>ア 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、原則として避難所、医療機関、官公庁等の公共機関、報道機関等を優先することとする。</p> <p>イ 復旧作業は原則として上記の施設を優先して行うが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の復旧の難易を勘案して、復旧効果の高いものから順次実施することとする。</p> <p>② 復旧作業の現状と見通し等の伝達、広報</p> <p>ア 電力施設の被害状況、供給状況、復旧作業の現状と見通し等について、防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に情報を伝達することとする。</p> <p>イ 復旧の見通し、感電や火災等の公衆災害並びに二次災害を防止するための被害地区における電気施設、電気機器使用上の注意等について、あらかじめ作成した広報素材の提供、報道機関による報道及び広報車による巡回放送等により、一般県民に対する広報宣伝活動を行うこととする。</p> <p>(3) 災害時における危険予防措置</p> <p>電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として送電を継続するが、地震の被害及び火災の拡大等に伴い感電等の二次災害のおそれのある場合で、関西電力が必要と認めた場合、又は、県、市町、県警察本部、消防機関等から要請があった場合は、送電停止を含む適切な危険予防措置を講ずることとする。</p> <p>なお、送電を再開するに当たっては、前述の事象が解消され、</p>	360	<p>に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。</p> <p>(2) 復旧作業過程</p> <p>① 復旧順位</p> <p>復旧計画の策定および実施に当たっては、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。</p> <p>なお、流通設備の復旧に際し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を原則として優先的に供給する。</p> <p>② 災害時における広報</p> <p>ア 広報活動</p> <p>災害の発生が予想される場合、または災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。</p> <p>また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、第2編第5章第4節第3項(2)に定める広報活動を行う。</p> <p>イ 広報の方法</p> <p>広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。</p> <p>(3) 災害時における危険予防措置</p> <p>電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
360	<p><u>かつ安全を確認した上で送電を行うこととする。</u></p> <p>(4) 災害時における電力の融通</p> <p><u>各電力会社と締結している「全国融通電力受給契約」及び関西電力㈱と隣接する各電力会社間に締結している「二社融通電力受給契約」に基づき電力の確保を図ることとする。</u></p>	360	<p>(4) 災害時における電力の融通</p> <p><u>災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合、本店の対策組織は、隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力需給契約」および電力広域的運営推進機関の指示に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。</u></p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
364	<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第17節 ライフラインの応急対策の実施            第3款 電気通信の確保</p> <p>[実施機関：県企画県民部災害対策局、西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、<u>ソフトバンクモバイル(株)</u>]</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容            1 (略)</p> <p>2 西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)の応急対策            西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)各社は、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施することとする。            (1)～(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	365	<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第17節 ライフラインの応急対策の実施            第3款 電気通信の確保</p> <p>[実施機関：県企画県民部災害対策局、西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、<u>ソフトバンク(株)</u>]</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容            1 (略)</p> <p>2 西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)の応急対策            西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)各社は、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施することとする。            (1)～(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>
365	<p>4 <u>ソフトバンクモバイル(株)</u>の応急対策  <u>ソフトバンクモバイル(株)</u>は、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施することとする。            (1)～(2) (略)</p>	366	<p>4 <u>ソフトバンク(株)</u>の応急対策  <u>ソフトバンク(株)</u>は、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施することとする。            (1)～(2) (略)</p>	

頁	現行	頁	修正案	理由
379	<p>第3編 災害応急対策計画                      第3章 円滑な災害応急活動の展開                      第19節 警備対策の実施                      第1 (略)</p> <p>第2 内容                      1～2 (略)</p> <p>3 警察本部の災害警備本部体制の種類及び発令基準                      (1) <u>A号</u>災害警備本部体制                      (2) <u>B号</u>災害警備本部体制                      (3) <u>C号</u>災害警備本部体制                      (4) (略)</p> <p>4～5 (略)</p>	380	<p>第3編 災害応急対策計画                      第3章 円滑な災害応急活動の展開                      第19節 警備対策の実施                      第1 (略)</p> <p>第2 内容                      1～2 (略)</p> <p>3 警察本部の災害警備本部体制の種類及び発令基準                      (1) 災害警備本部体制<u>A号</u>                      (2) 災害警備本部体制<u>B号</u>                      (3) 災害警備本部体制<u>C号</u>                      (4) (略)</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>所管課からの意見                      に基づく修正</p>
380	<p>6 兵庫県警察災害警備対策室指揮系統図</p> 	381	<p>6 兵庫県警察災害警備対策室指揮系統図</p> 	

頁	現行	頁	修正案	理由
381	<p>第3編 災害応急対策計画                      第3章 円滑な災害応急活動の展開                      第20節 企業庁応急対策の実施                      第1 (略)</p> <p>第2 内容                      1 (略)</p> <p>2 動員の連絡                      (1) 動員の連絡</p>  <p>(2) (略)</p>	382	<p>第3編 災害応急対策計画                      第3章 円滑な災害応急活動の展開                      第20節 企業庁応急対策の実施                      第1 (略)</p> <p>第2 内容                      1 (略)</p> <p>2 動員の連絡                      (1) 動員の連絡</p>  <p>(2) (略)</p>	<p>所管課からの意見                      に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
402	<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第3節 住宅の復旧・再建支援</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 被災住宅に対する融資等</p> <p>(1) 災害復興住宅建設、購入又は補修資金の貸付</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 条件 (平成27年4月20日現在)</p> <p>ア 融資限度額 (建設融資の場合)</p> <p>住 宅 耐火・準耐火・木造 (耐久性) 構造</p> <p>..... 1,650 万円</p> <p>土地取得費 ..... 970 万円</p> <p>整地費 ..... 440 万円</p> <p>イ 貸付利率</p> <p>年1.00% (平成27年4月20日現在)</p> <p>ウ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>5～7 (略)</p>	404	<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第3節 住宅の復旧・再建支援</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 被災住宅に対する融資等</p> <p>(1) 災害復興住宅建設、購入又は補修資金の貸付</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 条件 (平成28年4月21日現在)</p> <p>ア 融資限度額 (建設融資の場合)</p> <p>住 宅 耐火・準耐火・木造 (耐久性) 構造</p> <p>..... 1,650 万円</p> <p>土地取得費 ..... 970 万円</p> <p>整地費 ..... 440 万円</p> <p>イ 貸付利率</p> <p>年0.47% (平成28年4月21日現在)</p> <p>ウ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>5～7 (略)</p>	<p>所管課からの意見 に基づく修正</p>
403	<p>ア 融資限度額 (建設融資の場合)</p> <p>住 宅 耐火・準耐火・木造 (耐久性) 構造</p> <p>..... 1,650 万円</p> <p>土地取得費 ..... 970 万円</p> <p>整地費 ..... 440 万円</p> <p>イ 貸付利率</p> <p>年1.00% (平成27年4月20日現在)</p> <p>ウ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>5～7 (略)</p>	405	<p>ア 融資限度額 (建設融資の場合)</p> <p>住 宅 耐火・準耐火・木造 (耐久性) 構造</p> <p>..... 1,650 万円</p> <p>土地取得費 ..... 970 万円</p> <p>整地費 ..... 440 万円</p> <p>イ 貸付利率</p> <p>年0.47% (平成28年4月21日現在)</p> <p>ウ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>5～7 (略)</p>	

頁	現行	頁	修正案	理由																								
413	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第1章 総則</p> <p>第3節 地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱</p> <p>第1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿農政局 (神戸地域センター)</td> <td>1 土地改良機械の緊急貸付け</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 農業関係被害情報の収集報告</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 農作物等の病虫害防除の指導</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん</td> </tr> <tr> <td>(農林水産省)</td> <td>災害救助用米穀の供給(売却)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	近畿農政局 (神戸地域センター)	1 土地改良機械の緊急貸付け		2 農業関係被害情報の収集報告		3 農作物等の病虫害防除の指導		4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん	(農林水産省)	災害救助用米穀の供給(売却)	415	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第1章 総則</p> <p>第3節 地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱</p> <p>第1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿農政局 (兵庫支局)</td> <td>1 土地改良機械の緊急貸付け</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 農業関係被害情報の収集報告</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 農作物等の病虫害防除の指導</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん</td> </tr> <tr> <td>(農林水産省)</td> <td>災害救助用米穀の供給(売却)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	近畿農政局 (兵庫支局)	1 土地改良機械の緊急貸付け		2 農業関係被害情報の収集報告		3 農作物等の病虫害防除の指導		4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん	(農林水産省)	災害救助用米穀の供給(売却)	関係機関からの意見に基づく修正
機 関 名	事 務 又 は 業 務																											
近畿農政局 (神戸地域センター)	1 土地改良機械の緊急貸付け																											
	2 農業関係被害情報の収集報告																											
	3 農作物等の病虫害防除の指導																											
	4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん																											
(農林水産省)	災害救助用米穀の供給(売却)																											
機 関 名	事 務 又 は 業 務																											
近畿農政局 (兵庫支局)	1 土地改良機械の緊急貸付け																											
	2 農業関係被害情報の収集報告																											
	3 農作物等の病虫害防除の指導																											
	4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん																											
(農林水産省)	災害救助用米穀の供給(売却)																											
415	<p>第2～第4 (略)</p> <p>第5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関西電力株式会社 (神戸支店 姫路支店)</td> <td>電力供給施設の応急対策の実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>第6 (略)</p>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	関西電力株式会社 (神戸支店 姫路支店)	電力供給施設の応急対策の実施	417	<p>第2～第4 (略)</p> <p>第5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関西電力株式会社 (神戸支社 姫路支社)</td> <td>電力供給施設の応急対策の実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>第6 (略)</p>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	関西電力株式会社 (神戸支社 姫路支社)	電力供給施設の応急対策の実施																	
機 関 名	事 務 又 は 業 務																											
関西電力株式会社 (神戸支店 姫路支店)	電力供給施設の応急対策の実施																											
機 関 名	事 務 又 は 業 務																											
関西電力株式会社 (神戸支社 姫路支社)	電力供給施設の応急対策の実施																											



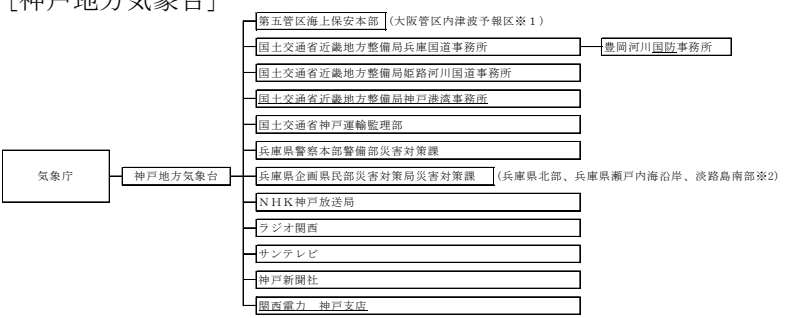
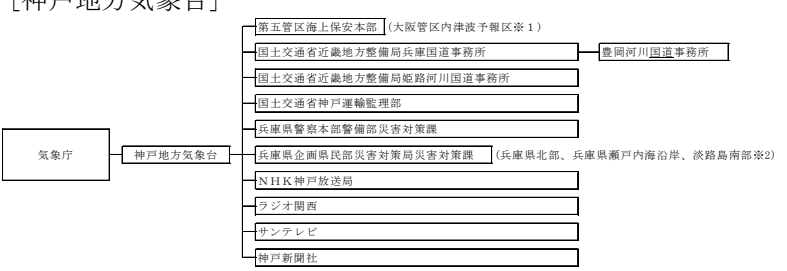
頁	現行	頁	修正案	理由
423	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第3章 地震発生時の応急対策等</p> <p>第1節 地震発生時の応急対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 二次災害防止等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 海域</p> <p>海上保安本部、県、市町等は、物資等の散乱による輸送活動の支障、流出油等による海上汚染や火災の発生等、予想される二次災害の拡大を防止するための措置を講じることとする。</p> <p>また、港湾管理者、漁港管理者等は、災害発生後の海上輸送の早期再開のため、関係機関と連携し、津波に流された漂流物の早期回収に努めることとする。</p> <p>なお、これらの活動にあたっては、要員の安全確保に配慮することとする。</p> <p>9 (略)</p>	425	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第3章 地震発生時の応急対策等</p> <p>第1節 地震発生時の応急対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 二次災害防止等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 海域</p> <p>海上保安本部、県、市町等は、物資等の散乱による輸送活動の支障、流出油等による海洋汚染や火災の発生等、予想される二次災害の拡大を防止するための措置を講じることとする。</p> <p>また、港湾管理者、漁港管理者等は、災害発生後の海上輸送の早期再開のため、関係機関と連携し、津波に流された漂流物の早期回収に努めることとする。</p> <p>なお、これらの活動にあたっては、要員の安全確保に配慮することとする。</p> <p>9 (略)</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由
428	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第4章 津波からの防護および円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第2節 津波からの防護のための施設の整備等</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 津波防災インフラ整備計画に基づく整備の推進</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>発生頻度を踏まえた2つのレベルの津波を対象とし、「レベル1津波」(発生頻度が高い津波、想定地震動は安政南海地震並み)については防潮堤等で津波の越流を防ぐ、「レベル2津波」(最大クラスの津波、想定地震動は発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震)については津波の越流を一部許容するが、<u>防潮堤等のねばり強い構造への改良により浸水被害を軽減することを基本的な考え方とする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 重点整備地区</p> <p>レベル2津波等により甚大な浸水被害が想定される地区を重点整備地区に設定し、<u>全ての津波対策を10年間で完了する。</u></p> <p>(重点整備地区)</p> <p>淡路地域(福良港、阿万港、沼島漁港、洲本地区)、尼崎地域(尼崎西宮芦屋港(尼崎地区))、西宮地域(尼崎西宮芦屋港(鳴尾地区、西宮・今津地区))</p> <p>(4) 主な事業内容</p> <p>① (略)</p> <p>② レベル2津波対策</p> <p>ア 既存施設強化対策</p>	430	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第4章 津波からの防護および円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第2節 津波からの防護のための施設の整備等</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 津波防災インフラ整備計画に基づく整備の推進</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>発生頻度を踏まえた2つのレベルの津波を対象とし、「レベル1津波」(発生頻度が高い津波、想定地震動は安政南海地震並み)については防潮堤等で津波の越流を防ぐ(<u>淡路南部を除く</u>)、「レベル2津波」(最大クラスの津波、想定地震動は発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震)については津波の越流を一部許容するが、<u>防潮堤等の沈下対策、基礎部の洗掘対策等</u>により浸水被害を軽減することを基本的な考え方とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 重点整備地区</p> <p>レベル2津波等により甚大な浸水被害が想定される地区を重点整備地区に設定し、津波対策を10年間で完了する。</p> <p>(重点整備地区)</p> <p>淡路地域(福良港、阿万港、沼島漁港、洲本地区)、尼崎地域(尼崎西宮芦屋港(尼崎地区))、西宮地域(尼崎西宮芦屋港(鳴尾地区、西宮・今津地区))</p> <p>(4) 主な事業内容</p> <p>① (略)</p> <p>② レベル2津波対策</p> <p>ア 既存施設強化対策</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
429	<p>(3) 重点整備地区</p> <p>レベル2津波等により甚大な浸水被害が想定される地区を重点整備地区に設定し、<u>全ての津波対策を10年間で完了する。</u></p> <p>(重点整備地区)</p> <p>淡路地域(福良港、阿万港、沼島漁港、洲本地区)、尼崎地域(尼崎西宮芦屋港(尼崎地区))、西宮地域(尼崎西宮芦屋港(鳴尾地区、西宮・今津地区))</p> <p>(4) 主な事業内容</p> <p>① (略)</p> <p>② レベル2津波対策</p> <p>ア 既存施設強化対策</p>	431	<p>(3) 重点整備地区</p> <p>レベル2津波等により甚大な浸水被害が想定される地区を重点整備地区に設定し、津波対策を10年間で完了する。</p> <p>(重点整備地区)</p> <p>淡路地域(福良港、阿万港、沼島漁港、洲本地区)、尼崎地域(尼崎西宮芦屋港(尼崎地区))、西宮地域(尼崎西宮芦屋港(鳴尾地区、西宮・今津地区))</p> <p>(4) 主な事業内容</p> <p>① (略)</p> <p>② レベル2津波対策</p> <p>ア 既存施設強化対策</p>	

地震災害対策計画

頁	現行	頁	修正案	理由
429	<p>防潮堤等の越流対策・引波対策（<u>防潮堤陸側の水叩きの補強</u>等）、防潮堤等の沈下対策</p> <p>イ 津波被害軽減対策</p> <p>防潮水門の下流への移設、排水機場の耐水化（電気・機械設備の高所設置等）</p> <p>3～5（略）</p>	431	<p>防潮堤等の越流対策・引波対策（<u>基礎部の洗掘対策</u>等）、防潮堤等の沈下対策</p> <p>イ 津波被害軽減対策</p> <p><u>津波越流範囲の縮小</u>（防潮水門の下流への移設）、排水機場の耐水化（電気・機械設備の高所設置等）</p> <p>3～5（略）</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

頁	現行	頁	修正案	理由																																																												
430	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第3節 津波に関する情報の伝達等</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 津波の発生等に関する情報</p> <p>(1) 津波警報等と津波予報の発表</p> <p>① (略)</p> <p>(津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th rowspan="2">津波の高さ予想の区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>定性的表現での発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m&lt;予想高さ</td> <td>10m超</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>5m&lt;予想高さ≤10m</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td>3m&lt;予想高さ≤5m</td> <td>5m</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td>1m&lt;予想高さ≤3m</td> <td>3m</td> <td>高い</td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td> <td>0.2m≤予想高さ≤1m</td> <td>1m</td> <td>(表記なし)</td> <td>陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りには危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	数値での発表	定性的表現での発表	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<予想高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	5m<予想高さ≤10m	10m	3m<予想高さ≤5m	5m	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<予想高さ≤3m	3m	高い		津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤予想高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りには危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	432	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第3節 津波に関する情報の伝達等</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 津波の発生等に関する情報</p> <p>(1) 津波警報等と津波予報の発表</p> <p>① (略)</p> <p>(津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th rowspan="2">津波の高さ予想の区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m&lt;予想高さ</td> <td>10m超</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>5m&lt;予想高さ≤10m</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td>3m&lt;予想高さ≤5m</td> <td>5m</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td>1m&lt;予想高さ≤3m</td> <td>3m</td> <td>高い</td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td> <td>0.2m≤予想高さ≤1m</td> <td>1m</td> <td>(表記なし)</td> <td>陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りには危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	数値での発表	巨大地震の場合の発表	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<予想高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	5m<予想高さ≤10m	10m	3m<予想高さ≤5m	5m	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<予想高さ≤3m	3m	高い		津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤予想高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りには危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>
津波警報等の種類	発表基準				津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動																																																								
		数値での発表	定性的表現での発表																																																													
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<予想高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																											
		5m<予想高さ≤10m	10m																																																													
		3m<予想高さ≤5m	5m																																																													
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<予想高さ≤3m	3m	高い																																																												
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤予想高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りには危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。																																																											
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動																																																											
			数値での発表	巨大地震の場合の発表																																																												
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<予想高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																											
		5m<予想高さ≤10m	10m																																																													
		3m<予想高さ≤5m	5m																																																													
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<予想高さ≤3m	3m	高い																																																												
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤予想高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りには危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。																																																											
432	<p>② (略)</p> <p>③ 津波予報区</p> <p>日本の沿岸は、66の津波予報区に分けられている。兵庫県は兵庫県北部、兵庫県瀬戸内海沿岸、淡路島南部の3予報区に分けられている(下図参照)。</p> <p>○ 全国津波予報区</p> <p>(図の差し替え)(略)</p>	434	<p>② (略)</p> <p>③ 津波予報区</p> <p>日本の沿岸は、66の津波予報区に分けられている。兵庫県は兵庫県北部、兵庫県瀬戸内海沿岸、淡路島南部の3予報区に分けられている(下図参照)。</p> <p>○ 全国津波予報区</p> <p>(図の差し替え)(略)</p>																																																													

頁	現行	頁	修正案	理由
433	<p>④ 津波警報・注意報の伝達系統 [神戸地方気象台]</p>  <p>※1 (略)</p> <p>※2 受領した情報等を電気通信事業者の回線を使用して、各市町及び消防本部に通知することとする。 <u>(伝達系統は「2兵庫県」を参照。この伝達経路は、特別警報が発表された際に通知が義務づけられている経路)</u> また、副通信系として兵庫衛星通信ネットワークを使用することとする。<u>なお、市町及び消防本部はフェニックス防災システムからも情報等を入手できる。</u></p>	435	<p>④ 津波警報・注意報の伝達系統 [神戸地方気象台]</p>  <p>※1 (略)</p> <p>※2 <u>受信した情報等をフェニックス防災システムを使用して、各市町及び消防本部に通知することとする。</u> また、副通信系として兵庫衛星通信ネットワークを使用することとする。</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p> <p>所管課からの意見に基づく修正</p>



頁	現行	頁	修正案	理由
438	<p>(2) 地震及び津波に関する情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 第五管区海上保安本部</li> <li>— 国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所</li> <li>— 国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所</li> <li>— <u>国土交通省近畿地方整備局神戸港湾事務所</u></li> <li>— 国土交通省神戸運輸監理部</li> <li>— 兵庫県警察本部警備部災害対策課</li> <li>— 神戸地方気象台 — 兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課 ※</li> <li>— NHK神戸放送局</li> <li>— ラジオ関西報道制作部</li> <li>— サンテレビ報道部</li> <li>— 神戸新聞社社会部</li> <li>— 関西電力 神戸支店</li> </ul>	440	<p>(2) 地震及び津波に関する情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 第五管区海上保安本部</li> <li>— 国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所</li> <li>— 国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所</li> <li>— 国土交通省神戸運輸監理部</li> <li>— 兵庫県警察本部警備部災害対策課</li> <li>— 神戸地方気象台 — 兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課 ※</li> <li>— NHK神戸放送局</li> <li>— ラジオ関西報道制作部</li> <li>— サンテレビ報道部</li> <li>— 神戸新聞社社会部</li> </ul>	関係機関からの意見に基づく修正
439	<p>※ 受領した情報等を電気通信事業者の回線を使用して、各市町及び消防本部に通知することとする。</p> <p>また、副通信系として兵庫衛星通信ネットワークを使用することとする。<u>なお、市町、消防本部は、フェニックス防災システムからも情報等を入手できる。</u></p> <p>3～6（略）</p>		<p>※ <u>受信した情報等をフェニックス防災システム</u>を使用して、各市町及び消防本部に通知することとする。</p> <p>また、副通信系として兵庫衛星通信ネットワークを使用することとする。</p> <p>3～6（略）</p>	所管課からの意見に基づく修正

頁	現行	頁	修正案	理由
448	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画  第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項  第6節 水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>[実施機関：県企画県民部災害対策局、県企業庁、市町その他の水道事業者、関西電力(株)神戸支店、大阪ガス(株)導管事業部兵庫導管部、(一社)兵庫県LPガス協会、西日本電信電話(株)兵庫支店、(株)NTTドコモ関西、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、<u>ソフトバンクモバイル(株)</u>、日本放送協会神戸放送局、(株)ラジオ関西、(株)サンテレビジョン、兵庫エフエム放送(株)]</p>	450	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画  第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項  第6節 水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>[実施機関：県企画県民部災害対策局、県企業庁、市町その他の水道事業者、関西電力(株)、大阪ガス(株)導管事業部兵庫導管部、(一社)兵庫県LPガス協会、西日本電信電話(株)兵庫支店、(株)NTTドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、<u>ソフトバンク(株)</u>、日本放送協会神戸放送局、(株)ラジオ関西、(株)サンテレビジョン、兵庫エフエム放送(株)]</p>	関係機関からの意見に基づく修正



頁	現行	頁	修正案	理由
454	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p> <p>第2節 建築物等の耐震化の推進</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 建築物耐震化の総合的推進</p> <p>県は、平成 27 年度の耐震化率を住宅で 97%、多数利用建築物で 92%とすることなどを目標とする「兵庫県耐震改修促進計画」に基づき、住宅及び多数利用建築物の耐震化を着実に推進する。 <u>なお、平成 28 年度以降の耐震化目標については国の基本方針の改定を踏まえ、検討する。</u></p> <p>2～4 (略)</p>	456	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p> <p>第2節 建築物等の耐震化の推進</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 建築物耐震化の総合的推進</p> <p>県は、平成 37 年度の耐震化率を住宅で 97%、多数利用建築物で 97%とすることなどを目標とする「兵庫県耐震改修促進計画」に基づき、住宅及び多数利用建築物の耐震化を着実に推進する。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>